平成 19 年 11 月

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方

税　制　調　査　会

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方

平成19年11月20日

内閣総理大臣　福　田　康　夫　殿

税制調査会会長　　香　西　　泰

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」について、別紙のとおり提出します。

税制調査会委員等名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委員	伊藤元重	杉山美邦
	猪瀬直樹	田近栄治
	井堀利宏	長谷川幸洋
	江上節子	林宜嗣
	江川雅子	増渕稔
	翁百合	御船美智子
	北村敬子	山田辰己
	香西泰	横山彰
	幸田真音	吉川洋
	神野直彦	若林清造

なお、松田英三は途中辞任し、杉山美邦がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員	秋山咲恵	髙木剛
	井伊雅子	高山憲之
	飯塚哲哉	田中稔三
	井戸敏三	辻山栄子
	井上裕之	出口正之
	大橋光夫	中里実
	岡田ヒロミ	永瀬伸子
	上月英子	原丈人
	佐竹敬久	水野忠恒

本答申を審議するに当たり、基礎的な調査・分析の蓄積を行うために設置された「調査分析部会」に参加した専門委員は、次のとおりである。

専門委員	上村敏之	土居丈朗
	大竹文雄	沼尾波子
	加藤久和	藤谷武史
	國枝繁樹	八塩裕之
	小西砂千夫	吉村政穂
	佐藤主光	

目　　次

はじめに …… 1

第１　総論 …… 2
〔Ⅰ〕抜本的な税制改革に向けて …… 2
〔Ⅱ〕抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性 …… 4
１．国民の安心を支える税制 …… 4
２．経済・社会・地域の活力を高める税制 …… 7
３．国民・納税者の信頼を得る公正な税制 …… 8

第２　各論 …… 10
１．個人所得課税 …… 10
(1) 個人所得課税の現状 …… 10
(2) 所得税の今後の改革の方向性 …… 10
(3) 所得税の税率構造について …… 11
(4) 世帯構成と税負担のあり方 …… 11
①　配偶者との関係 …… 11
②　扶養親族との関係 …… 12
(5) 所得の種類と課税のあり方 …… 12
①　給与所得 …… 12
②　事業所得 …… 13
③　退職所得 …… 13
④　年金所得 …… 14
(6) 所得控除と税額控除 …… 14
(7) いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論… 15
(8) 個人住民税 …… 16
①　今後の改革のあり方 …… 16
②　寄附金税制のあり方 …… 16
２．法人課税 …… 17
(1) グローバル化への対応 …… 17
(2) 法人実効税率 …… 17
(3) 経済活性化と政策税制 …… 18
(4) 地方法人課税 …… 19

３．国際課税 …… 19
４．公益法人税制 …… 20
５．消費課税 …… 21
(1) 消費税 …… 21
① 特徴 …… 21
② 使途 …… 22
③ 消費税と再分配 …… 22
④ 消費税制度の信頼性・透明性を高めるための取組み …… 23
(2) 地方消費税 …… 24
(3) 道路特定財源 …… 24
(4) 地球温暖化問題への対応 …… 25
６．資産課税 …… 25
(1) 相続税 …… 25
① 相続課税の現状等と今後の方向性 …… 25
② 課税方式 …… 26
③ 基礎控除・税率構造 …… 26
④ 事業承継税制 …… 27
(2) 金融所得課税 …… 28
① 金融所得課税の一体化 …… 28
② 上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率 …… 28
③ 損益通算の範囲拡大 …… 29
(3) 固定資産税 …… 29
７．納税環境整備 …… 29
(1) 基本的考え方 …… 29
(2) 納税者利便の向上、課税の適正化 …… 30
(3) 納税者番号制度 …… 30
(4) 罰則 …… 31
(5) 広報・租税教育 …… 32

はじめに

本答申は、平成 18 年 11 月の諮問に基づき、中長期的視点から、あるべき税制の全体像について基本的な考え方を示したものである。この答申を作成するに当たり、当税制調査会は、税制が経済や財政にどのような影響を与えるかという調査・分析を積み重ねてきた。こうした調査・分析を踏まえつつ、本年９月以降、各税目の果たすべき役割を見据えながら、我が国の 21 世紀における経済・社会の構造変化に対応した税体系全体のあり方について、総合的な検討を重ねてきたところである。

なお、本答申は、平成 20 年度中に期限の到来する事項や新制度施行への対応が必要な事項を含め、議論した結果を、提言としてまとめている。本答申に盛り込んだ個々の事項について、平成 20 年度以降どのようなタイミングで実施に移していくかについては、今後、政府において適切に判断されることを求めたい。

いずれにせよ、国民の暮らしを支える社会保障の安定財源確保の要請をはじめ、我が国が直面する様々な経済・社会の構造変化や、それに伴う課題を考えれば、決して多くの時間が残されているわけではない。改革が遅れれば遅れるほど、解決困難な課題が膨れあがってしまう。抜本的税制改革は、国民的合意を得て、できる限り速やかに実施に移される必要がある。この答申が道しるべとなり、今後、あるべき税制の構築に向け、各方面において、建設的な議論が展開されることを強く期待したい。

第１　総論

〔Ｉ〕抜本的な税制改革に向けて

新しい世紀が幕を開け、激しい変化の時代を迎えるとともに、抜本的な税制改革が焦眉の政策課題となっている。振り返ると、我が国の税制については、平成元年の消費税の導入や個人所得課税の累進緩和等、累次の抜本的な改革が実施され、その時々の社会経済情勢に応じたあるべき税制を目指す取組みが行われてきた。しかし、そうした抜本的な改革以降、我が国は経済・社会の全般にわたる激しい構造変化に遭遇している。

こうした構造変化の重要な要因としては、二つの点が挙げられる。

第一は、我が国において、主要先進国で類例を見ないほどの速さで少子高齢化が進行し、人口の減少と超高齢化社会への移行が始まっていることである。いわゆる「団塊の世代」が基礎年金の受給者となる時期が目前に迫るとともに、出生率の低下が進行し、平成16年をピークに人口が減少し始めている。

第二は、グローバル化の急速な進展である。世界の市場が統合されることで、人や資本が国境を越えて活発に動き回り、企業のあり方も大きく変化し、国際的競争が激しさを増している。資産の蓄積が進み、資産の効率的な活用の重要性が増す一方、資産価格の変動が経済・社会に与えるインパクトも大きなものとなっている。

少子高齢化は、年金・医療・介護などの社会保障給付の増大を招いている。1990年代以降、経済停滞の下で実施された公共投資の拡大や減税等により悪化した我が国財政に、この間に社会保障給付費が概ね倍増したことが、さらなる歳出増加圧力を加えてきた。平成19年度の国の歳入に占める税収の割合は６割強にとどまり、国・地方の債務残高は773兆円（対GDP比148％）に達している。このような財政状況は、社会保障制度の持続可能性を疑わせ、国民各層に将来への大きな不安と動揺をもたらす原因となっている。深刻な財政状況への対応を先送りし、現在の債務残高がさらに累増していけば、国際的にも我が国経済への信認を損ないかねない。

他方、グローバル化の進展や我が国の経済停滞と軌を一にして、都市と地方、大企業と中小企業、あるいは異なった雇用形態の間など、様々な側面で、格差と呼ばれる問題が指摘されるようになった。経済停滞とも重なって、その固定化への懸念も生じており、こうした国民の懸念に真摯に対応することが大きな課題である。

これら二つの問題への対処に当たっては、経済・社会の活力の維持・向上の視点が欠かせない。

過去の歴史を振り返ると、我が国は戦後の一時期において企業規模や雇用・就業構造に係る「二重構造」の問題に直面していたが、その問題は高度成長の実現によって一応は解消し、同じ時期に国民皆保険・皆年金等の社会保障制度が構築された。経済成長は、これまで一人ひとりの所得を増やすだけではなく、その分配をめぐる問題の解決や社会保障の確立・充実に役立ってきたのであり、今後とも、成長の基盤を育むことの重要性は明らかである。ただし、今日の我が国は、かつての高度成長期のように、先進国へのキャッチアップを行う位置にはなく、最先端の技術革新の分野でフロントランナーとして熾烈な国際競争にさらされている。成長力強化のために真摯な努力を重ねる必要がある。

最近では、経済・社会の構造変化と結び付きながら、社会の価値観が多様化し、結婚、出産・育児等について幅広い選択が行われ、家族のあり方が変化して共働き世帯や単身世帯が増加し、労働市場の変容につれて雇用を長期的に保障する日本型雇用慣行も変化を見せている。こうした制度・慣行の変化は、人口減少や格差と呼ばれる問題の背景としても指摘されるが、国民一人ひとりが潜在能力を発揮できるチャンスでもある。国民一人ひとりの一層の社会参画を促す条件を整えることで、活力ある社会を構築して閉塞感を払拭すべきであり、こうした社会の活性化を、経済の活性化につなげていくことが重要である。

以上のようにみてくれば、税制が厳しい財政状況の中で今後対処しなければならないのは、少子高齢化やグローバル化などの経済・社会の構造変化を背景とした、社会保障の安定財源確保、いわゆる格差の問題、成長力の強化といった大きな国民的課題

である。これらの解決のため、中長期的視点に立って、税体系全体のあり方について抜本的な見直しを行っていくことが、今、求められている。

〔Ⅱ〕抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性

〔Ⅰ〕で述べたように、経済・社会の様々な構造変化に税制が対応しなければならないことを念頭に置くと、「公平・中立・簡素」という３つの基本原則を踏まえながら、目指すべき抜本的な税制改革を構築しようとすれば、

１．国民の安心を支える税制

２．経済・社会・地域の活力を高める税制

３．国民・納税者の信頼を得る公正な税制

との３つの視点に立つことが必要である。

１．国民の安心を支える税制

この社会で安心して暮らしていけるように、国民は租税を共に負担し合っている。少子高齢化が進み、疾病への備えや老後の生活が国民の一層大きな関心事となっている中、国民がお互いに支え合う要請はこれまで以上に高まっている。こうした、国民が暮らしを支え合う制度の基礎は、医療、年金、介護などの社会保障制度にあると広く認識されている。真に必要なセーフティ・ネットは社会保障によって担保されるべきであり、実際、現在の我が国では、個人間の再分配機能において社会保障が主要な役割を果たしている。

この社会保障を将来にわたり持続可能で安心できるものとしていくことは極めて重要であり、現に国民の多くがそれを切に望んでいる。社会保障制度は、社会保険料のほか税を原資とする公費によっても支えられており[1]、その額は大きく、予算に占める比重も高いうえに、今後も大幅に増加することが見込まれる。社会保険料と税のバランスについては、基礎年金の国庫負担割合を３分の１から２分の１に引き上げることが法律で定められているほか、全額を公費負担とするとの主張もある。いずれに

[1] 現在の社会保障給付の財源は、その相当部分を税による負担（公費負担）に求めている。平成19年度予算の社会保障給付費93.6兆円（年金49.5兆円、医療28.7兆円、介護6.8兆円）に対して、社会保険料55.4兆円、公費負担は30.1兆円（うち国庫負担21.9兆円、地方負担8.2兆円）等となっている。

せよ、税制によって社会保障制度を支える安定的な歳入構造を確立することが、国民の安心につながる喫緊の課題である。

特に、上記の通り、基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げについては、平成21 年度までに、税制の抜本的な改革によって安定的な財源を確保した上で実施することが、法律ですでに定められており、速やかに対応を図る必要がある。

さらに、医療、介護等の社会保障給付の公費負担については、今後とも高齢化の進行に伴い増加していくことが見込まれている[2]。ところが、この公費負担を支える財政は、すでに膨大な債務を抱えている。それにもかかわらず必要な対応を怠れば、将来時点で必要な負担増がさらに拡大する[3]ことから、世代間の公平に反することとなることにも十分に留意する必要がある。

もちろん、負担の増加をできる限り抑制するため、引き続き社会保障を含む歳出の合理化・効率化を徹底して進めることは不可欠であり、成長力を高める努力を並行して行っていく必要もある。さらに、年金記録に関する問題の解決をはじめとして、国民の行政に対する信頼を取り戻すことも極めて重要である。しかし、必要な歳出までもが削られ、国民生活に影響が出る事態は避けなければならない。対応を先送りにした場合に一層増加するコスト、世代間の公平の要請を合わせ考えれば、国民の安心のために真に必要な社会保障給付を実現するため、早急に財源を確保すべきである。

社会保障制度は、国民が共に支えていくことで初めて成り立つものである。今こそ、国民が広く公平に負担を分かち合って、「皆で制度を支え合う」ことが不可欠である。できる限り早いタイミングで、安定的な歳入構造の確立に向けて税体系全体のあり方の抜本的な見直しを実現すべきである。

現在の少子高齢化は、人口減少を伴うものである。人口減少社会への対応は、国・地方・民間公益セクター・企業等が一体となって取り組むべき重要な課題と認識されている。少子化対策として、今後、社会全体の意識改革や働き方の改革、多様な保育

---

[2] 平成 19 年 10 月 17 日の経済財政諮問会議に提出された民間議員提出資料では、2025 年度に至るまで、医療・介護の一人当たり給付を維持するための財源を、債務残高の対 GDP 比を増加させずに確保するために、2025 年度までに段階的に 14～29 兆円の増税が必要との試算が示されている。

[3] 財政制度等審議会においては、2050 年度までに債務残高対 GDP 比を 60%程度に引き下げていくために必要な収支改善幅が、５年間の遅れによって対 GDP 比で 0.7%（約３～４兆円）拡大するとの試算が示されている。

サービス等の充実など、多岐にわたる総合的な取組みを進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現していくことが求められている。その財源についても、次世代の負担で賄うことがないよう、現時点で手当てすることが重要である。

しかし、こうした国民の安心を支える財政は、極めて厳しい状況にある。政府は、税財政改革の中期的な目標として、まずは2011年度までに、プライマリー・バランス（基礎的財政収支）[4]を確実に黒字化し、さらに2010年代半ばに向けて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを掲げている。財政支出の相当部分を社会保障費が占める現状に照らせば、社会保障制度の安定的な財源を確保することは、こうした政府の目標を達成することにも貢献することとなる。

その際、世代間の公平性の確保の要請を踏まえつつ、各税目の有する特徴に配意しながら、社会保障制度の持続可能性を支えるのにふさわしい財源を確保しなければならない。当調査会としては、後述する消費税の特徴を踏まえ、こうした財源として消費税が重要な役割を果たすべきであることを指摘しておきたい。

さらに、少子化への税制面での対応については、少子化対策全体の議論を受けて、給付等の関連する政策手段相互の関係も考慮しながら、真に効果的な施策を講じていく必要がある。

国民生活の安心を支えていくためには、グローバル化が進む中で生じている、いわゆる格差と呼ばれる様々な問題に対応し、人々が持つ将来への不安を拭い去りながら希望を高めていくことが重要である。歳出と適切に役割を分担しながら、税制も、そうした問題への対応においてできる限りの役割を果たすことが期待されている。確かに、前述の通り、このような個人間の再分配の問題については、社会保障が主要な役割を果たしている。しかしながら、税制も、社会保障によるセーフティ・ネットを財源面から支えることに加え、それ自体として再分配機能を適切に発揮していくべきである。

具体的には、相続税においては、世代を超えた格差の固定化を防ぐとともに、死亡者が生涯にわたり社会から受けた給付に対する負担を清算するという考え方もとり入れ、資産再分配機能の回復を図っていくことが適当である。個人所得課税において

---

[4] 「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支。

も、その所得再分配機能のあり方について検討すべきであり、また、資産性所得への課税についても、こうした観点から見直しを行うべきである。

2．経済・社会・地域の活力を高める税制

少子高齢化が進行していく中で、国民の安心を支える基礎となるのは、我が国の経済と社会の活力である。したがって、経済と社会の活力を高めることと財政健全化の双方を、車の両輪とする経済・財政運営を行っていくべきである。

経済と社会の活性化については、グローバル化の進展等の構造変化に対応する観点から、これまでも、累次の法人実効税率の引下げや、企業組織再編税制・連結納税制度の創設、研究開発減税等の政策減税の集中・重点化、減価償却制度の抜本的見直し、相続時精算課税制度の創設、租税条約ネットワークの拡充等が行われてきた。こうした取組みも踏まえつつ、経済活動に極力歪みをもたらさず、それぞれの経済主体が潜在的な能力を最大限発揮できるよう、経済活動への中立性を重視しながら、引き続き税制改革が行われるべきである。

しかも、その税制改革では、働き方や家族のあり方を含め、個人のライフスタイルが多様化していることへの対応も重要であることを認識する必要がある。とりわけ、一人ひとりのライフスタイルの選択を税制ができる限り阻害しないことが重要である。個人所得課税については、この点に十分に留意して、中立的な仕組みとしていくべきである。

個人の貯蓄・投資活動については、高齢化による貯蓄率の低下や、資本の国際的な移動が極めて容易となっている現状の下で、リスクテイクのできる簡素で分かりやすいインフラを整備し、これまで蓄積されてきた金融資産を、我が国の国民経済の中で効率的に活用していくことが重要である。こうした観点から、金融所得課税の一体化を進めていくべきである。

企業の活力については、法人課税のあり方や中小企業の活性化が課題として指摘されている。経済のグローバル化に対応した法人課税の税率の引下げについては、法人課税の国際的動向に照らして必要であるとの意見が多かった。この点については、今後、厳しい財政事情の下、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくことと

の関係を踏まえ、課税ベースの拡大を含めて対応する必要がある。また、法人部門を中心とした経済活性化の観点からの政策税制については、将来の生産性の向上につながる措置を、真に必要な分野に絞って効果的な活用を図るべきである。最先端の技術革新の分野などにおいて、我が国の将来を支える産業・技術を生み育てるため、創業支援は重要であり、エンジェル税制の改善を図ることなどにより、ベンチャー企業への資金供給を促進していくべきである。なお、国際的な資金循環、クロスボーダーの企業活動を阻害しないような国際課税の不断の改善も重要である。

社会の活力は人々が自発的に社会参画することで生まれる。社会の多様化が進み、様々な社会のニーズに柔軟に対応していくことが求められている中、行政部門だけでなく、民間による公益活動がその役割を担うことは、今後の我が国の社会の活力を引き出すためにも望ましい。「民間が担う公益活動」への支援の重要性を踏まえ、公益法人制度改革に対応した税制の整備や寄附金税制の改革を行っていく必要がある。

国民がゆとりと豊かさを実感でき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する観点から、地方分権改革に取り組んでいく必要がある。地方の活力を取り戻すためにも、地方の自立を推進し、真の地方分権を確立しなければならない。納税者が身近なところで税を納め、その使途をチェックすることの意義も大きい。こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。

また、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正し、その格差の縮小を目指すことが喫緊の課題となっていることから、総合的な検討を進め、早急な対応を図るべきである。

3．国民・納税者の信頼を得る公正な税制

税制は全ての国民の生活に密接に関わるものであり、制度に対して国民・納税者の信頼が得られることが重要である。それは国民の信認を得られるような仕組みによって、必要な負担が分かち合われる制度であるべきという意味で、「公正な税制」の要請と言える。

「公正な税制」の基本は、国民や納税者の視点に立った簡素で公平な税制である。この視点は、各税目の改革において一貫されるべきである。

納税者の信頼確保のため、課税の適正化に向けた制度整備についても引き続き検討する必要がある。これと併せて、日々の税務執行における納税者とのやりとり等を踏まえながら、納税者利便の向上に向けた施策を着実に講じるとともに、納税者番号制度や罰則のあり方についての議論を深めていくべきである。

税制に対する信頼を高めていくためという観点から、当調査会を含む関係機関が、今後一層調査・分析機能を充実させていくことは重要である。調査・分析によって得られた知見が税制論議に活用されることが期待されよう。

さらに、広報や租税教育も充実させていく必要がある。国民が税の使途を理解し、納税に納得感を持つことこそ、あるべき税制の基本である。特に子どものうちから、税を納める意義を考え、学ぶことが、民主主義を担う社会の構成員を育む基礎となる。

第２　各論

１．個人所得課税

(1) 個人所得課税の現状

個人所得課税（所得税・個人住民税）については、これまで累次の税制改正において、勤労意欲、事業意欲を阻害しない観点から、課税最低限の引上げ、税率の引下げやその適用範囲（ブラケット幅）の拡大を通じ、累次の累進緩和が行われてきた。その結果、我が国の個人所得課税は、全体として、諸外国に比べ負担水準が極めて低くなっており、その財源調達機能や所得再分配機能が低下している。

所得税の税率構造については、累次の累進緩和の結果、大多数の納税者に対して極めて低い水準で負担を求めるという主要国の中でも特異な構造となっている。課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。

平成18年には、地方分権推進の観点から、3兆円の税源移譲が行われているが、その際、個人住民税について応益性や偏在度縮小の観点から10%比例税率化する一方で、所得税については累進構造を見直すことにより、所得税・個人住民税の役割分担を明確化している。

(2) 所得税の今後の改革の方向性

こうした中、今後の抜本的な税制改革に当たっては、個人所得課税について、税体系全体の議論や社会保障を含めた受益と負担の関係にも留意しつつ、その負担のあり方が適切なものとなるよう見直していく必要がある。個人住民税の比例税率化や、今後の税体系全体における消費税の役割も踏まえつつ、社会保障制度とともに所得再分配を担う存在として、所得税の役割を適切に発揮させていくことは重要な課題である。とりわけ、いわゆる格差問題への意識の高まり等から、所得税の所得再分配機能のあり方が問われている。

同時に、少子高齢化の進展、ライフスタイルや働き方の多様化に対応し、個々

人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。

(3) 所得税の税率構造について

前述の通り、税率構造については、累次の税制改正による税率の引下げやブラケット幅の拡大等により、所得税の納税者の大部分に５％又は 10％という低い税率が適用される構造となっている。

したがって、税率やブラケット幅については、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、他の税目における見直しの議論や人的控除等の課税ベースのあり方の議論と併せて見直すことが課題である。

最高税率については、前述の通り、これまで引き下げられてきているが、最近では、所得再分配の観点から見直すべきといった意見も出されており、さらに検討する必要がある。

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ　男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ　現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

ハ　納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ　配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見

もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

② 扶養親族との関係

現行の扶養控除は、自己と生計を一にする一定所得金額以下の親族（「扶養親族」）を有する場合に、その人数等に応じて納税者の担税力調整を行う趣旨で設けられている。

現行制度は、年齢の如何に関わらず、所得要件を満たす扶養親族であれば一律の取扱いとしているが、このような取扱いについて、障害等の特別な人的事情がある場合を除けば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として扶養控除の対象に一律に位置付ける必要性は乏しいと考えられる。

また、年齢 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族を対象とした特定扶養控除は、働き盛りで収入は比較的多いものの、教育費等の支出がかさみ生活にゆとりのない世代の一層の負担軽減を図る観点から設けられたものである。近年の累次の税制改正によって累進構造が緩和されてきたことや、子どもの教育に対して、いつどの程度の費用をかけるかについては個々の家庭によって事情は様々であること等を踏まえれば、その意義は薄れてきている。

なお、扶養控除のあり方として、後述するように、政策的に子どもを生み育てることを支援するとの見地からは、所得の多寡に関わらず一定額の負担軽減となる税額控除を活用することも考えられる。こうした考え方については、少子化対策全体の議論や諸外国の事例等も踏まえ、所得再分配の観点や手当等の他の政策手段との関係を考慮する必要がある。

(5) 所得の種類と課税のあり方

① 給与所得

給与所得控除は、給与所得者に係る「勤務費用の概算控除」と、それを超えた「他の所得との負担調整のための特別控除」という２つの要素を有するものと整理されてきた。

近年、被用者割合が増加する一方で、パート・派遣労働者等の非正規雇用や業務請負など様々な働き方が拡大し、さらに、SOHO・サテライトオフィスなどの新たな就業形態も現れ、被用者と事業者との区別が相対化してきている。

こうした就業構造の変化、雇用形態の多様化を踏まえ、給与所得控除の性格について今日の経済・社会状況に適合するよう再構築することが求められている。

その際、給与所得控除の勤務費用の概算控除の部分については、給与所得者の勤務の実態をより正しく反映する仕組みが望まれる。具体的には、実額に基づく控除の拡充を図る見地から特定支出控除の対象範囲等を検討するとともに、給与所得控除について控除額に上限が設けられていない仕組みを見直すことが適当である。

② 事業所得

事業所得については、事業所得者が売上げ及び必要経費を適切に記帳し、適正な申告を行うことが重要である。

事業所得に係る必要経費については、個別の経費認定が必ずしも容易ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連経費の混入を防止する制度的担保は存在しないことから、給与所得者にとって税負担の不公平感が醸成されているとの指摘がある。

他方で、消費税の免税点の引下げ等によって、事業所得者の記帳水準が向上し、所得把握の透明性が高まってきているとの指摘もあり、また、近年の情報技術の進展により、事業所得者がそれほど困難を伴わず記帳を行い得るようになってきている。

こうした点を踏まえれば、事業所得者の記帳のあり方について、一層の適正化を図っていく環境が整ってきたといえる。記帳の適正化を図るに際しては、必要経費の適正化について制度上の手当を行うこと、例えば、実額での必要経費は正しい記帳に基づく場合に限ることとし、その他の場合には、一定の概算経費のみ認める仕組みを設ける、といったことも考えられる。

③ 退職所得

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給

与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

④ 年金所得

公的年金等については、年金制度が長期間の生活設計であることを踏まえ、拠出時、運用時、給付時を通じた、適切な課税のあり方を検討していく必要がある。

少子高齢化に伴い、年金を受給しつつ就労の機会を持つ者が増加してきており、年金以外に高額な給与を得ているケースも見受けられる。このような場合については、現行の公的年金等控除について、世代間・世代内の公平性の観点から適正化を図ることを考慮すべきである。

また、現在、公的年金等については、雑所得に分類されているが、公的年金の受給者の増加を受け、今後、年金に係る所得の重要性が増してくることや、そもそも他の雑所得とは所得計算方式が異なること等を踏まえると、独立した所得区分とすることも考えられる。

(6) 所得控除と税額控除

所得税においては、従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。他方で、税額控除は、税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。

税負担面から見ると、所得控除は、高所得者ほど税負担軽減額が大きい一方で、税額控除は、基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることができる。諸外国においては所得控除から税額控除へ移行する国も見られる。

こうした点を踏まえ、近年、厳しい財政事情等を背景として、財政的支援の集中化や所得税の所得再分配機能の強化といった観点から、所得控除を改組して税額控除を導入してはどうかとの考え方も現れてきており、考慮に値する。

今後、所得税における控除のあり方を考えるに際しては、担税力との関係、税額控除を設ける政策の必要性、関連する給付との役割の整理といった論点について、さらに検討を深める必要がある。

(7) いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可

能性や課題について議論が進められていく必要がある。

(8) 個人住民税

① 今後の改革のあり方

個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得割が 10%比例税率化されたことに伴い、応益性がより明確となることを踏まえ、そのあり方を考える必要がある。

均等割の税率は、これまでの国民１人当たりの国民所得等の伸び等を勘案するとなお低い水準にとどまっており、個人の税負担の動向にも十分考慮を払いつつ、今後のあり方を検討する必要がある。

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

② 寄附金税制のあり方

地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点からも重要な課題であり、後述する新たな公益法人制度の導入等も踏まえ、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要である。その際、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきと考えられる。なお、控除方式については、納税者にとっての効果の分かりやすさという観点などから、現行の所得控除方式を税額控除方式とすることについて検討する必要がある。現行 10 万円の適用下限額については、大幅に引き下げることが適当である。

また、納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要である。その際、控除方式について、納税者が効果を実感しやすく、分かりやすいものとなるよう、現行の所得控除方式を改め税額控除方式とし、税額控除の割合はできるだけ高く設定することが適当であるとの意見がある。一方で、一定の上限まで全額控除することや自己負担の少な

い仕組みとすることが寄附金税制として適当か、といった意見がある。なお、現行の適用下限額については大幅に引き下げるべきである。

いずれにしても、上記の様々な指摘等も踏まえ、分かりやすく、簡素な仕組みを構築するという観点にも留意しつつ、地方公共団体に対する寄附金も含め、個人住民税の寄附金税制のあり方について検討を進める必要がある。

2．法人課税

(1) グローバル化への対応

経済のグローバル化等の経済・社会の構造変化に適切に対応するとともに、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化を図ることは、税制においても重要な課題である。こうした観点から、前述の通り、法人課税について、累次の改正を行ってきた。平成19年度税制改正においては、今後の抜本的な税制改革も見据え、減価償却制度の見直しを行った。

経済のグローバル化の進展に伴い国境を越えた企業活動が一層活発に行われるようになってきている中で、企業の税負担面での国際的なイコールフッティングを図るべきとの観点から、法人実効税率のさらなる引下げが求められている。諸外国の動向を見ると、例えばドイツにおいては、自国で稼得した利益を外国へ移転し、自国の課税所得を小さくする動きに対応する等の観点から、法人税率の引下げが予定されている。ただし、同時に、課税ベースを拡大することとしているほか、先行して付加価値税率の引上げ等を実施していることにも留意が必要である。

(2) 法人実効税率

法人実効税率とは、国・地方合わせた法人課税の表面税率のことである。我が国の法人実効税率は、国際的に見て高い水準にあり、引き下げるべきという議論がある。この問題を検討するに当たり、当調査会は、平成19年度の税制改正に関する答申を踏まえ、課税ベースも合わせた実質的な企業の税負担、さらに社会保険料を含む企業の負担の国際比較を行った。また、企業減税による企業部門の活

性化が雇用や個人の所得環境に及ぼす影響等についての調査・分析を行った[5]。課税ベースや社会保険料負担も考慮した企業負担については、モデル企業をベースとした試算において、我が国の企業負担は現状では国際的に見て必ずしも高い水準にはないという結果も得た[6]。

こうした点を踏まえつつも、法人実効税率の引下げについては、当調査会の議論において、法人課税の国際的動向に照らして必要であるとの意見が多かった。この点については、今後、厳しい財政事情の下、課税ベースの拡大を含めて対応する必要がある。また、それまでの間においても、経済活性化に向けた不断の取組みが必要であることは言うまでもない。

(3) 経済活性化と政策税制

経済活性化の観点から、政策税制による企業負担の軽減に積極的に取り組むべきとの議論もある。平成15年度以降、大規模な研究開発税制を実施しているところであるが、これまでに研究開発投資の額が10%を上回る規模で増加している[7]など一定の効果が見られる。こうした政策税制は、我が国経済の将来の発展の基盤となる技術革新のための積極的な投資を促し、これによる生産性の向上等により、持続的な経済成長に寄与しているものと考えられる。

法人実効税率と政策税制それぞれが企業活動に与える効果・影響については、表面税率である平均実効税率（法人実効税率）は、企業立地先や投資先の決定、利益移転に影響を与える一方、政策税制等も考慮した限界実効税率は、投資額の多寡に影響を与えるとの理論的整理がなされている。こうした考え方の下、当面は我が国の持続的な経済成長のため、中小企業も含め企業部門全般を通じた生産性の向上や事業の効率化等に真に有効な投資を促進する観点から、研究開発税制をはじめとする政策税制の効果的な活用に重点を置く必要がある。本年度末に適用期限を迎える政策税制の検討に当たっても、こうした考え方を踏まえ対応すべ

---

[5] 企業の税負担を軽減した場合のマクロ経済への影響については、設備投資等を通じて家計部門の雇用や所得等に及ぼすプラスの効果が期待される一方で、税収減に伴う財政赤字の拡大と利子率の押上げによるマイナスの効果もあり、明確な結論は得られなかった。

[6] 平成16年年金制度改正において、厚生年金の保険料率については、平成16年10月より毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%とすることが決定されている。

[7] 総務省「科学技術研究調査報告」より。

きである。

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

また、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきである。

3．国際課税

進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化の下で、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要がある。この際、国際的な資金循環や企業活動に対し税制が阻害要因とならないことが重要である。併せて、これらに影響を与える税制以外の要因があることも踏まえ、中立性の確保を超えた役割を税制に期待することには慎重であるべきである。

例えば、外国税額控除制度については、我が国の税負担を超えた控除を認めるべきではないという原則の下で、海外事業比率や海外現地法人の内部留保額の増加など我が国企業グループの事業実態にも配慮し、バランスの取れた制度とすべきである。これに関連し、二重課税の排除方式の選択について、外国税額控除制度を採っているアメリカやイギリスにおいて、近年、国外所得免除制度や海外子会社配当免除制度などの導入が提案されている。こうした提案は、国際的な資金循環の現状等を背景に、資本輸出国の視点に立ち全世界所得課税を前提に二重課税を排除する方式を、修正しようと試みるものである。このような諸外国の動向についても注視していく必要がある。

租税条約は、二重課税の調整、租税回避への対応、投資交流の促進といった国際課

税の役割を国内法制と共に果たす重要な経済インフラである。引き続きそのネットワークの拡充に努めるとともに、租税条約を実施するための国内法制を整備すべきである。その際、手続きの明確化・簡素化を図るなど納税者の利便に配慮すべきである。

また、国際課税に対する信頼を確固たるものとするため、不断の対応として、各国の税制の違いや、租税条約上と国内法上の取扱いの違いなどを利用した、租税回避的な行為を抑制する措置を講じていく必要がある。

4．公益法人税制

我が国の社会を活力あるものとしていくために、行政部門だけでなく「民間が担う公益」の重要性が今後ますます増大すると考えられる。現在、その担い手となる公益法人に係る制度改革が進められており、来年 12 月から新制度（いわゆる公益法人関連三法[8]）が施行予定である。これに伴い、税制面でも、「民間が担う公益」を支える制度の構築が求められている。

この点については、当調査会では、平成 17 年６月に基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキンググループにおいて「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」をまとめており、そこで示された考え方に即して税制上の措置が講じられるべきであるが、改めて以下の点を指摘しておきたい。

第一に、新たに創設される公益社団法人・公益財団法人については、第三者委員会の認定を受けて公益を目的とした事業を担い、公益目的事業財産という新たな概念に基づき、公益目的事業の遂行等が求められる法人であり、公益目的事業から生ずる所得の取扱いなどに関して、公益目的事業の実施をサポートする措置を講じるべきである。

第二に、新たに創設される一般社団法人・一般財団法人については、準則主義により設立可能であり、多様な態様のものが現れることが予想されるところである。このため、一律の取扱いとすることは適当ではなく、他の法人等に対する課税とのバランスにも留意しつつ、態様に応じた措置を講じるべきである。

---

[8] 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。

第三に、民間が担う公益活動を資金面で支えるうえで寄附の役割は重要である。このため、特定公益増進法人[9]の中に公益社団法人・公益財団法人を位置付けることにより、寄附を行った個人・法人が寄附金控除等を受けることができるようにするとともに、個人による現物の寄附に配慮するなど、寄附を行うための環境整備を進めるべきである。

なお、個人住民税における寄附金税制のあり方については、前述した方向性も踏まえ、検討を進めるべきである。

第四に、新たに創設される法人が租税回避に濫用されないよう、現行の公益法人等に関する租税回避の防止措置をも考慮し、適切な措置を講じるべきである。

第五に、現行の社団法人・財団法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する際に公益を目的とした事業の継続が求められる場合があり、そうしたケースをどう取り扱うかについての検討が必要である。

5．消費課税

(1) 消費税

① 特徴

信頼できるセーフティ・ネットの下で生活の安心が確保されることは、国民一人ひとりがその能力を発揮し豊かな人生を送るための基盤である。そのためにも、子や孫が未来に夢と希望を持てるよう、持続可能な社会保障制度を支える財源を確保することが税制の喫緊の課題である。その際、財源となる税収については、一定規模の社会保障の財政需要を賄えるものであると同時に、経済の動向や人口構成の変化に左右されにくいことがまず求められる。併せて、現世代の国民が広く公平に負担を分かち合うことを通じて世代間の不公平の是正に資することも重要である。

消費税は、これらの要請に応え得るほか、財貨・サービスの消費に幅広く等しく負担を求める性格から、勤労世代など特定の者への負担が集中せず、その簡

[9] 特定公益増進法人制度とは、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを対象として、その主たる目的である業務に関連する寄附金について、特別の税制上の措置を講じるものをいう。

素な仕組みともあいまって貯蓄や投資を含む経済活動に与える歪みが小さいという特徴を有する。また、国境調整を通じて税率の変更が国際競争力に与える影響を遮断できるという面も有する。少子高齢化に伴って経済社会の活力の減退が懸念される状況にあっては、これらの特徴も重要な要素であり、このような様々な特徴を併せ有する消費税は、税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいと考えられる。

② 使途

消費税については、平成11年度予算以降、国分を基礎年金・高齢者医療・介護の３経費に充てることを毎年度の予算総則に明記している。消費税がこのように生活に密接に関わる分野に振り向けられ、国民に還元されることを明らかにしておくことは、国民の理解を深める上でも重要なことである。①で示した消費税の社会保障財源としての適性を踏まえれば、その位置付けをより明確にし、社会保障費に関しては、効率化・合理化努力を進めつつ、将来世代に負担を先送りするのではなく、消費税率を引き上げていくことによって賄うとの姿勢を明らかにすること（「消費税の社会保障財源化」）につき、選択肢の一つとして幅広く検討を行うべきである。

③ 消費税と再分配

消費税については、所得に対して逆進的であるとの指摘がある。こうした指摘は十分念頭に置く必要があるが、あるべき再分配政策を考える上では、一税目の負担のみに着目するだけでは不十分であり、他税目や社会保険料を含む負担全体、更には社会保障給付等の受益全体をも考慮に入れなければならない。格差の広がり（「ジニ係数」の上昇など）が指摘される中、近年においても税と社会保障による再分配後の所得格差の状況に大きな変化は見られない。社会保障の受益は低所得者で大きく、社会保障が所得再分配に大きな役割を果たしているからである。したがって、社会保障の安定的な財源を確保することは、再分配政策上も大きな意義を有すると考えられる。消費税の社会保障財源としての位置付けをより明確にする場合には、受益と負担を通じた全体で所得再分配に寄与するという消費税の役割について、より積極的な意義付けが行われるべきである。

なお、長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、「一時点の所得」の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている。例えば、かつての所得で蓄積したストックを取り崩して豊かな生活を享受している者と、現在は一定の所得があるものの将来の不確実性や老後生活に備えて質素に生活している者がいたとする。この場合、前者について、現時点の所得に対する消費税負担率が後者より高いからといって、経済力が乏しい者により重い負担を求めているという「逆進性」の弊があるとは必ずしも言えない。一方では、稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である。

消費税を含む税体系の抜本的改革に際しては、このような観点を踏まえた上で、所得分配に与える影響に留意すべきである。所得再分配については、国民が広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方に立って、安易な歳出等を避けつつ、真に支援が必要な者にきめ細やかに社会政策的な配慮を行うこととすべきである。

いわゆる軽減税率は、ヨーロッパ諸国では食料品等に対して導入されているが、我が国の税率水準がヨーロッパ諸国と比べて低いことや高額所得者にもメリットが及ぶことを踏まえれば、再分配政策としての効果は乏しい。さらに、制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストを考慮すれば、極力単一税率が望ましい。また、社会保障の安定的な財源として一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。消費税の税率構造のあり方については、高い税率水準の下で複数税率を採用しているヨーロッパ諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めるべきである。

④　消費税制度の信頼性・透明性を高めるための取組み

消費税制度については、平成15年度税制改正において事業者免税点や簡易課税制度の適用上限を大きく引き下げるなどの見直しが行われてきた。これらの見

直しにより消費税制度の信頼性・透明性は相当程度向上したと考えられるが、消費税の充実を期していく上では一層の取組みが求められる。

その際、消費税の仕入税額控除について、ヨーロッパ諸国のようないわゆる「インボイス方式」の導入が検討課題となる。「インボイス方式」の導入は、仕入税額控除の適正化に資するが、他方で免税事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念もある。制度の信頼性・透明性の向上の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮をどのようにバランスさせるか、総合的に検討を行うべきである。なお、仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑化することとなるため、事業者負担の軽減も踏まえ適切な仕入税額控除を確保する観点から、「インボイス方式」の導入が不可欠となろう。

事業者免税点制度や簡易課税制度についても、引き続き必要な見直しが行われるべきである。法人設立後２年間は免税事業者となる制度や仕入税額控除の計算方法を濫用した租税回避など、執行に当たって問題が生じているケースへの対処も必要である。

(2) 地方消費税

地方消費税は、税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして、地方税体系において重要な役割を果たしている。一方、きめ細やかな対応が求められる社会保障については、地方の果たす役割も重要であり、財源の確保が必要である。少子高齢化の進展に伴い、今後、地方においても地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

(3) 道路特定財源

揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源については、昨年末閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月８日）において、「20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分も含め、現行の税率水準を維持する」こととされている。この「具体策」に基づき、道路整備の必要性、厳しい財政事情、環境面への影響、納税者の理解の観点等を十分に踏まえつつ、国民の理解が得られる改革を進めるべきである。

(4) 地球温暖化問題への対応

地球温暖化問題については、「環境と経済の両立」という基本的な考え方に立って、自主的取組、啓蒙を含む多様な政策手段を適切に用いていくことが必要である。

環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題である。

6．資産課税

(1) 相続税

① 相続課税の現状等と今後の方向性

相続税については、主にバブル期における地価の急騰に伴い、基礎控除の引上げ等の減税や、居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成15年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の見直しが行われた。

このため、近年地価がバブル期以前の水準にまで下落し、相続税の負担が大幅に緩和された結果、年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合が４％程度まで減少するなど、その資産再分配機能や財源調達機能は低下している。

近年の経済のストック化の中で、家計資産及び相続税の課税遺産における金融資産の額が著しく増加している。特に、高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も、高齢者世帯において顕著となっている。また、相続人の数は年々減少してきており、今後ともそうした傾向が続くものと見込まれる中で、相続人の取得する財産額はさらに増加していくと考えられる。こうした点を踏まえると、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性も増してきていると考えられる。

また、高齢化の進展の中で、相続人自身も高齢化してきており、相続時点ではすでに相続人自身の資産形成も進んでいると考えられる。このため、相続財産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いは従来に比して薄れてきており、

遺産における金融資産の増加等ともあいまって、相続税の担税力を有する層が拡大していると考えられる。

さらに、今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。

以上の相続税を巡る環境の変化等からすれば、これまでの改正により大幅に緩和されてきた相続税の負担水準をこのまま放置することは適当ではなく、相続財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再分配機能等の回復を図ることが重要である。

② 課税方式

現行課税方式（法定相続分課税）は、導入当時（昭和33年度税制改正）の財産相続の状況を踏まえ、仮装分割への対応や分割相続が困難な農家及び中小企業における相続にも配慮する趣旨から導入された。

しかしながら、必ずしも個々の相続人の相続額に応じた課税がなされず、また、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する、といった問題も指摘されている。

また、居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるため、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられる。これら特例の拡充はこの問題の増幅につながることにも留意する必要がある。

課税方式のあり方については、こうした点を踏まえ、導入当時からの相続の実態の変化や各種特例の整備状況も考慮し、さらに具体的かつ実務的な検討が必要である。

③ 基礎控除・税率構造

相続税の基礎控除は、中間層の個人生活の経済的基盤を損なわないよう、これまでは主として地価の上昇に伴い引き上げられてきた。しかし、前述の通り現

在の地価はバブル期以前の水準まで低下しており、また、相続税の担税力を有する層は拡大している。さらに、制度面においても配偶者への配慮や、居住等の継続に係る各種特例の整備等もなされてきたところである。

これらに加え、格差の固定化の防止や老後扶養の社会化に対する還元といった今日的な観点も踏まえれば、地価上昇時に引き上げられ高止まりしている現在の基礎控除の水準は引下げが適当と考えられる。

また、現在の基礎控除の定額部分は、分割困難な農家及び中小企業の相続を考慮し、一定額を基礎的に控除する趣旨で設けられたが、その後の各種特例の整備に伴い、当初の意義は低下している。さらに、定額部分がある結果、法定相続人数が多いほど相続人一人当たりの基礎控除額が逓減するため、相続額が同額でも法定相続人数の違いにより税負担に不均衡が生ずるといった問題もある。このため、基礎控除の構造についてもその水準とともに見直すことが適当である。

併せて、最高税率を含む税率構造のあり方についても、格差の固定化の防止といった観点から検討する必要がある。

④　事業承継税制

中小企業の事業承継においては、事業の将来性に対する不安や後継者不足などの問題が生じているが、これに関連して、相続税負担についても、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある。他方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続（世襲）による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘もある。また、同族株式を遺産として残す者は、平均的にみれば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある。加えて、事業承継における相続税負担の影響等に関する実態の分析も必要である。

こうした点も踏まえれば、事業承継税制については、課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。現行の各種特例を拡充することに関する前述の問題点にも留意しつつ、相続税制全体の見直しの中でさらに検討を進めることが必要である。

(2) 金融所得課税

① 金融所得課税の一体化

資本の国際的な移動が活発化し、また、高齢化の進展に伴い貯蓄率が低下する中、我が国経済の活性化のためにも、個人金融資産の効率的活用が要請されている。このため、近年、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、リスクテイクのできる簡素で分かりやすい税制となるよう、分離課税制度を基本として、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた様々な措置が講じられてきた。

② 上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率

上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率（10%）は、平成15年度税制改正において、当時の景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応するため、時限的な市場対策として導入されたものである。

当調査会は、昨年度、軽減税率について、金融所得課税の一体化の方向に沿って、期限到来とともに廃止し、簡素で分かりやすい制度とすることを答申した。これは、経済や市場の状況が軽減税率導入当時と比べて大幅に改善していることや、金融技術の発達により金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することが可能となっている中での金融所得間の課税の中立性確保の必要性、さらには株式等の保有状況を踏まえた公平性の観点から、判断したものである。

平成20年度税制改正では、税制が市場に歪みを与えることがないよう、昨年度の答申の方向に沿って対応すべきである。

なお、配当所得については、事業参加性のある所得という性格に着目し、総合課税を選択した場合に法人税との調整措置が適用されているが、分離課税（申告不要）の場合には調整措置は設けられていない。諸外国においても、分離課税の下では、通常、法人税との調整措置は設けられておらず、また、法人税の負担を含めたとしても、20%比例税率により個人の負担水準は相当程度軽減されており、法人段階と個人段階での配当課税の調整のあり方として、現行制度は妥当であると考えられる。

今後、我が国の金融・証券市場の競争力を強化し、投資家が安心して利用できる魅力ある市場としていくためには、多様な金融商品・サービスの提供、規制環境の整備、人材の育成など、税制に限らない様々な分野における取組みを進めることが重要である。市場の活性化・効率化を図るとともに、透明性・公正性を確保するための取組みが求められる。

③　損益通算の範囲拡大

現在の上場株式等の配当や譲渡益に対する時限的な特例が終了し、課税方式の均衡化が図られることを前提として、個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るため、金融所得間の損益通算の範囲を本格的に拡大していくべきである。その具体的な範囲や仕組みについて、早急に検討を進めることが必要である。その際、源泉徴収制度、資料情報制度、金融番号制度等、適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備について議論を深めるとともに、すでに多数の投資家が利用している特定口座を活用した損益通算のあり方についても検討することが適当である。

(3) 固定資産税

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後とも安定的な確保が重要である。

土地に係る固定資産税については、平成６年度のいわゆる７割評価の実施後、課税の公平の観点に立って、これまで負担水準の均衡化・適正化に取り組んできている。現在、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進んできているが、一部には依然として負担水準の低い土地が存在していることから、引き続きその均衡化・適正化を促進する必要がある。

７．納税環境整備

(1) 基本的考え方

税制の簡素化、納税者の利便や予測可能性の向上を図り、国民が安心感を持って円滑に納税できる環境を整備することや、租税回避や脱税の防止に向けて有効

な施策を講じることは、税制に対する国民・納税者の信頼向上につながり、公正な税制を実現していく上で大きな意義を有している。

(2) 納税者利便の向上、課税の適正化

国民が納税を行うに際し、より身近に利便性とサービスの向上を実感できる環境を整えるため、電子申告・電子納税の普及に向けた取組み等を一層推進していくことが重要である。さらに、住基ネットを通じて税務当局が本人確認情報の提供を受けることができれば、納税者の手間[10]が省けるとともに、簡素で効率的な政府の実現に資することから、そのための体制を構築することが望ましい。

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、納税の利便性を向上させるとともに、徴収事務の効率化を図る観点から、制度を整備すべきである。

また、これまで様々な納税環境の整備に取り組んできた[11]が、大口・悪質な脱税事件等は後を絶たず、適正・公平な課税を求める国民の期待は高まっている。今後、昨今問題となっている外国為替証拠金取引（FX 取引）に関し、新たに支払調書の提出を求めるなど、引き続き、制度・執行の両面における取組みを強化すべきである。

(3) 納税者番号制度

納税者番号制度とは、現在、税務当局が行っている各種資料の「住所・氏名」による名寄せ・突合に代え、資料に記載される「納税者番号」を用いることによって作業の効率化を図り、適正・公平な課税を実現しようとするものである。

その制度設計を進めていく上では、①どのような番号を納税者番号として税務面で活用するか、②所得捕捉を高める観点から、どのような経済取引について、その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求めるかが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた番号利用に係るコスト、経済取引への影響等にも配意する必要があろう。

---

[10] 還付申告書に記載された住所・氏名と源泉徴収票に記載された住所・氏名が異なるといった場合、現状では本人確認等のために、住民票の写しの提出等が求められている。

[11] 例えば、電子データによる帳簿書類の保存制度の創設、電子申告・電子納税の運用開始、許可基準の明確化等の相続税の物納制度の見直し、税務手続の電子化促進措置等の円滑な申告納税のための環境整備が行われてきた。また、脱税犯に対する罰則の強化、脱税した場合の更正決定ができる期間の延長、白色申告者に対する記録保存制度・記帳制度の創設、加算税の割合の引上げ等の適正な申告を促す環境整備も行われてきた。

まず、いかなる番号が望ましいかという問題[12]については、現在、具体的な活用が期待できるものとして、「住民票コード」と「基礎年金番号」がある。また、最近では、「社会保障番号」[13]についての議論も行われている。今後、各種の番号制度に関する議論の動向等に留意しながら、納税者番号としての活用可能性を判断すべきである。

次に、資料情報制度については、所得捕捉を高めるため、取引関係者等の理解を得ながら、どこまで資料収集を拡充すべきかが問題となる。諸外国の例をみると、資金のフロー・ストックの把握という面から、例えばアメリカでは一定の国内送金、預金の入出金、海外送金等について、フランス等では預金口座の開設について資料の提出が義務付けられている。今後、このような例も参考にしつつ、所得の間接的な捕捉の観点から、金融資産関係の資料収集を拡充していくべきである。

納税者番号制度については、これまでも累次の答申において、様々な観点からの検討や指摘が行われてきており、現在、その導入に向けた具体的な取組みを進めるべき段階に来ている。今後、円滑な導入を目指して、国民的な理解形成に一層努めるべきである。

(4) 罰則

経済・金融取引の複雑化・国際化・IT 化が進み、税務調査の難易度が増すとともに、申告者数が増加する一方で税務職員の定員増加が困難化している状況の中、公正な税制を実現するため、罰則全般に関する整備が検討課題の一つと考えられる。

脱税犯の懲役刑は、昭和 56 年に現行の５年に引き上げられたが、依然として大口・悪質な脱税事件が多数発生しており、ルールを遵守しない納税者に対しては

---

[12] 納税者番号に求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていることが考えられる。加えて、受益を伴う行政分野で活用されるなど、国民がその活用にメリットを感じられるものであることが望ましいという指摘も多い。

[13] 「社会保障番号」とは、社会保障全体の給付と負担の情報を個人単位で集約するため、個人ごとに付すことが想定される番号をいう。

より厳格に臨む必要がある。特に、経済犯罪に関する法定刑が次々と引き上げられている昨今の状況においては、一般予防効果が十分に得られる水準となるよう、その引上げを検討すべきである。

また、近年の傾向として、電子商取引の普及等により秘匿性の高い取引が増加し、これを背景に無申告の脱税事件が増加しており、いかなる対応が可能か検討すべきである。

また、罰金刑についても制度創設以来引き上げられておらず、刑罰としての重みが低下している面は否めないため、現在の経済事情に適合するよう改定を検討すべきである。

(5) 広報・租税教育

税は社会を支える公的サービスの費用を社会の構成員全体で賄うものである。このため、国民一人ひとりが、税を納め、その使途に関心を持ち、社会のあり方を主体的に考える姿勢をもつことが期待される。また、申告納税制度においては、国民の納税者意識の涵養を図り、税の使途も含め、納税に納得感をもってもらうことが重要である。

このような観点から、税の制度についての知識に止まらず、税の意義・役割、税の使途等について、分かりやすい広報を積極的に行う必要がある。また、子どものうちから、税の意義・役割等を理解し、納税者としての自覚を身につけることは非常に重要であり、関係民間団体等とも協力し、学校教育の中で行われる租税教育について、一層充実する必要がある。

参　考　資　料

目　次

【総論】

出生数及び合計特殊出生率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
総人口の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
年齢区分別人口割合・平均年齢の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

経常収支の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
対外直接投資の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
対内直接投資の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

債務残高対ＧＤＰ比の国際比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
一般会計における歳出・歳入の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
公債残高の累増 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
平成２年度（１９９０年度）を基準とした普通国債の残高増加の要因分析・・・・ 10
地方の借入金残高の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
地方税収の偏在状況（平成１８年度決算見込） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

所得再分配によるジニ係数の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
所得格差の拡大要因－高齢化と世帯規模の縮小 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
ジニ係数変化の要因分解と留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

家族類型別世帯数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
共働き等世帯数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
雇用形態別の雇用者数等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

社会保障及び国の財政の姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
社会保障の負担の見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
基礎年金国庫負担割合の引上げについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
中長期の社会保障の選択肢（「給付と負担の選択肢について」）
-経済財政諮問会議（平成１９年１０月１７日） 有識者議員提出資料-・・・・・・・・・・・・・ 22～24
「財政の持続可能性分析」（財審）の主な結果
-第２０回企画会合（平成１９年１０月３０日） 富田俊基中央大学教授提出資料-・・・・・・・・・ 25
「財政の持続可能性についての分析」推計方法
-財政制度等審議会（平成１９年１０月２６日） 起草検討委員提出資料-・・・・・・・・・・・・ 26
経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６（抄）・・・・・・・・・・・ 27
２０１１年度に向けての歳出の異なる姿（「給付と負担の選択肢について」）
-経済財政諮問会議（平成１９年１０月１７日） 有識者議員提出資料-・・・・・・・・・・・・・ 28～29

【各論】

一般会計税収の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
地方税収入の推移（地方財政計画額ベース） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
国民負担率の内訳の国際比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

所得税収の推移（一般会計分） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
個人住民税収の内訳の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
個人所得課税の税率等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
個人所得課税の税率構造の国際比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較 ・・・・・・・・・・・・・・ 37
所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較 ・・・ 38
子供のいる世帯に対する現行の税制及び予算措置 ・・・・・・・・・・・・・・ 39
所得控除・税額控除の効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

法人税収の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収の推移 ・・・・・・・・・・・・・ 42
法人所得課税の実効税率の国際比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
ドイツの法人税改革の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査 ・・・・・・ 45
企業負担と経済活性化の関係について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
企業による研究開発投資の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から ・・・・・・ 48
外形標準課税導入初年度の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

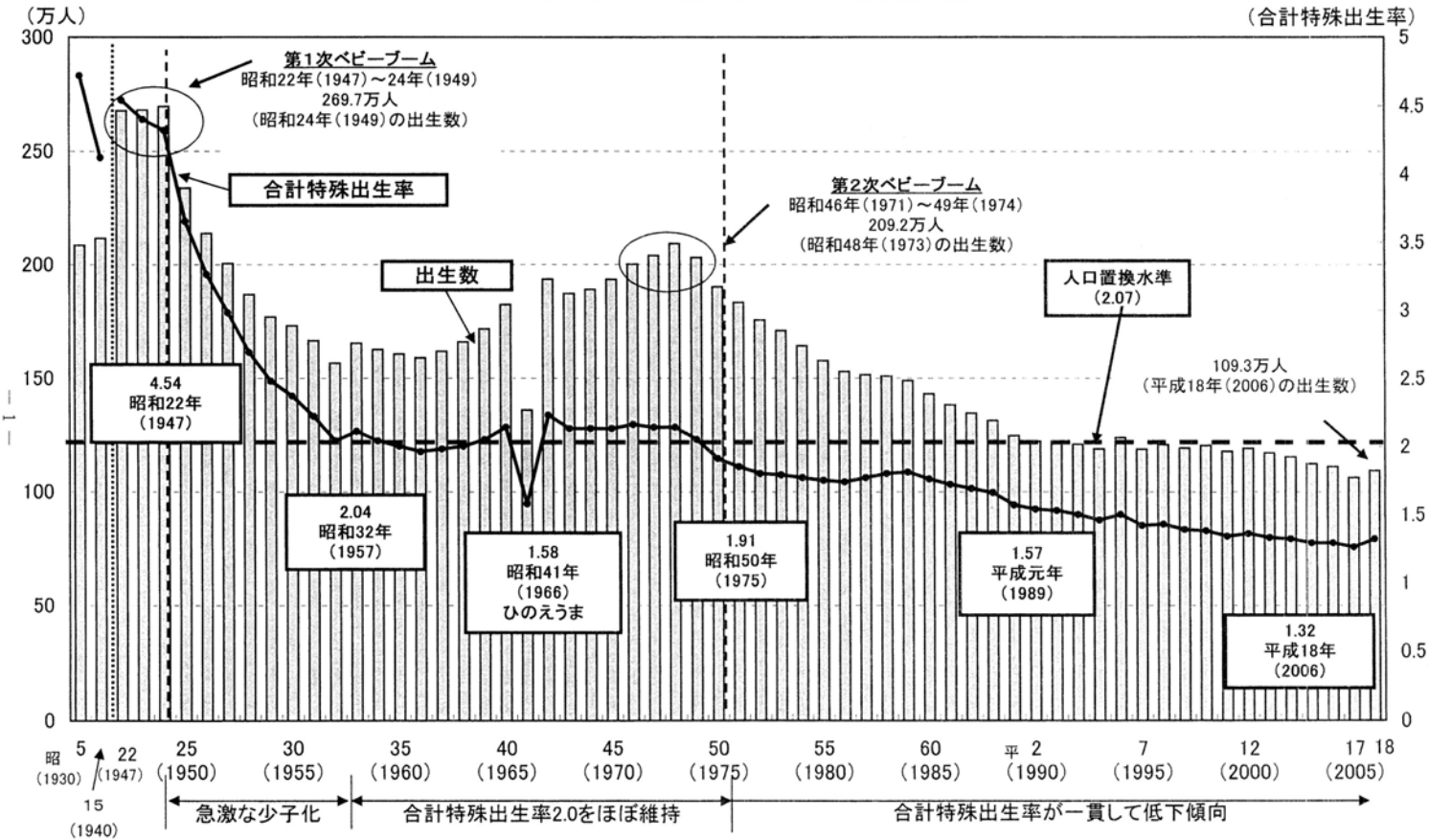
我が国企業の国外所得の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
我が国の租税条約ネットワーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

年齢階級別の１人当たりの負担の状況
-第２１回企画会合（平成１９年１１月２日）吉川委員提出資料-・・・・・・・・・・・・・・ 52
所得階級別の受益と負担の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
消費ベースの生涯所得階級別租税負担率（１９９９）「全国消費実態」
-第９回企画会合・第４回調査分析会合同会議（平成１９年５月１１日）大竹専門委員提出資料- ・・ 54
付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較 ・・・・・ 55
諸外国の付加価値税率（標準税率） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
収入階級別の実収入に対する税負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

最近における相続税の主な改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
相続税の課税状況の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
地価公示価格指数と相続税の主な改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
家計資産残高等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
貯蓄と負債現在高の差額階級別の世帯数分布等の推移（２人以上の世帯） ・・ 62
相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比 ・・・・・・・・・・・・・・ 63
相続税の課税方式の類型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
相続税の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
現行課税方式の検証①（法定相続人数と１人当たり相続税負担額の関係） ・・ 66
現行課税方式の検証②（小規模宅地の課税価格の特例と相続税負担額） ・・・ 67
同族株式を有する者の相続財産の構成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
国内総生産成長率（名目）の推移（前年同期比） ・・・・・・・・・・・・・ 69
日経平均株価（月末終値）の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
不良債権（金融再生法開示債権）の推移（主要行） ・・・・・・・・・・・・ 71
個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比の推移 ・・・・・・・・・・・ 72
市町村税収全体に占める固定資産税の割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

主要国における法定資料制度の概要（個人） ・・・・・・・・・・・・・・・ 74
申告件数と実調率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
大口・悪質な脱税事例と告発件数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
懲役刑が１０年に引き上げられた経済犯罪の例 ・・・・・・・・・・・・・・ 77

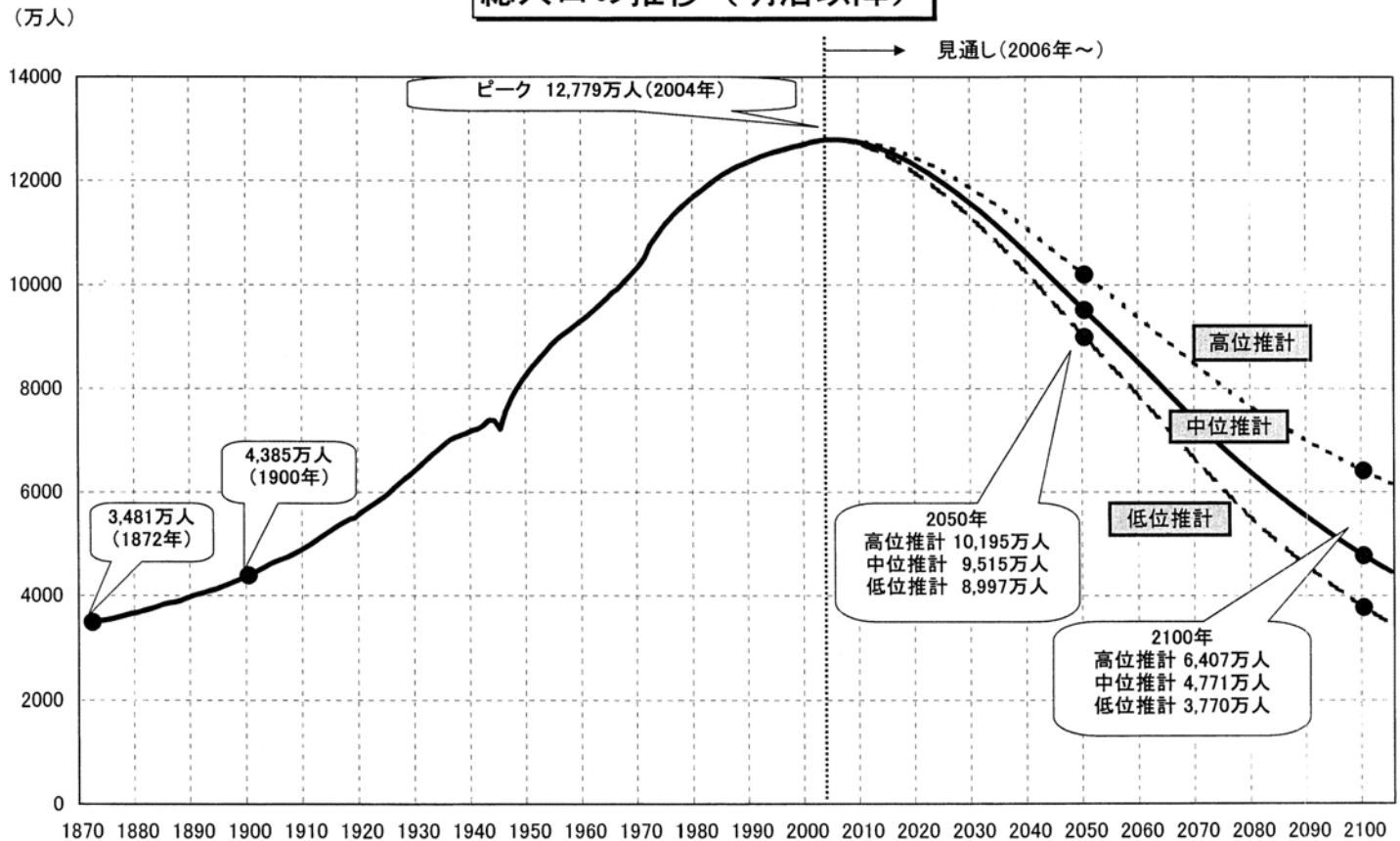
出生数及び合計特殊出生率の推移



（備考）「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率のパターンで一生の間に産むとした時の子供数に相当する。
「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残す水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準（2.07程度）。

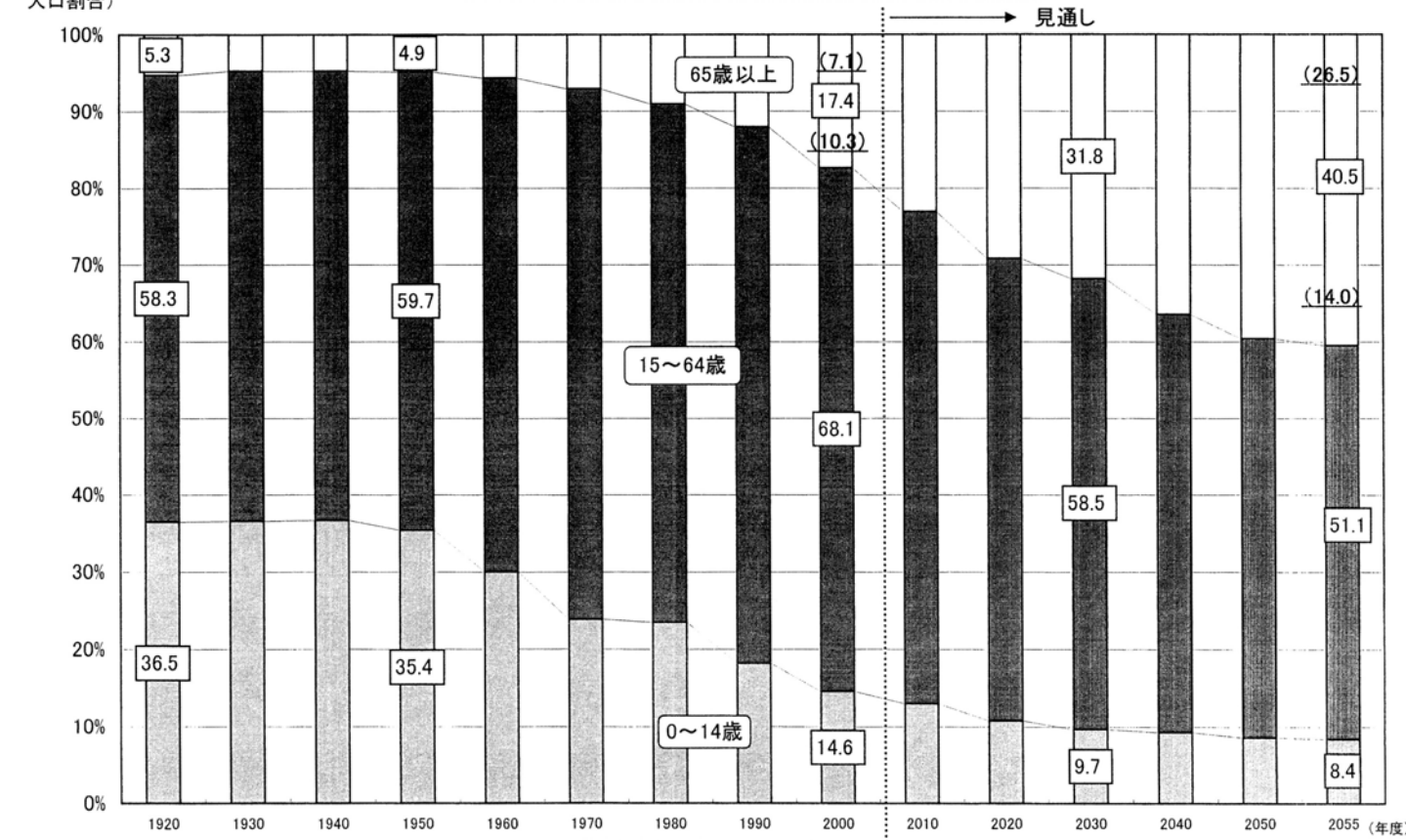
（出所）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2007年版）」、厚生労働省大臣官房統計情報「平成18年人口動態統計月報年計（確定数）の概況」

総人口の推移（明治以降）



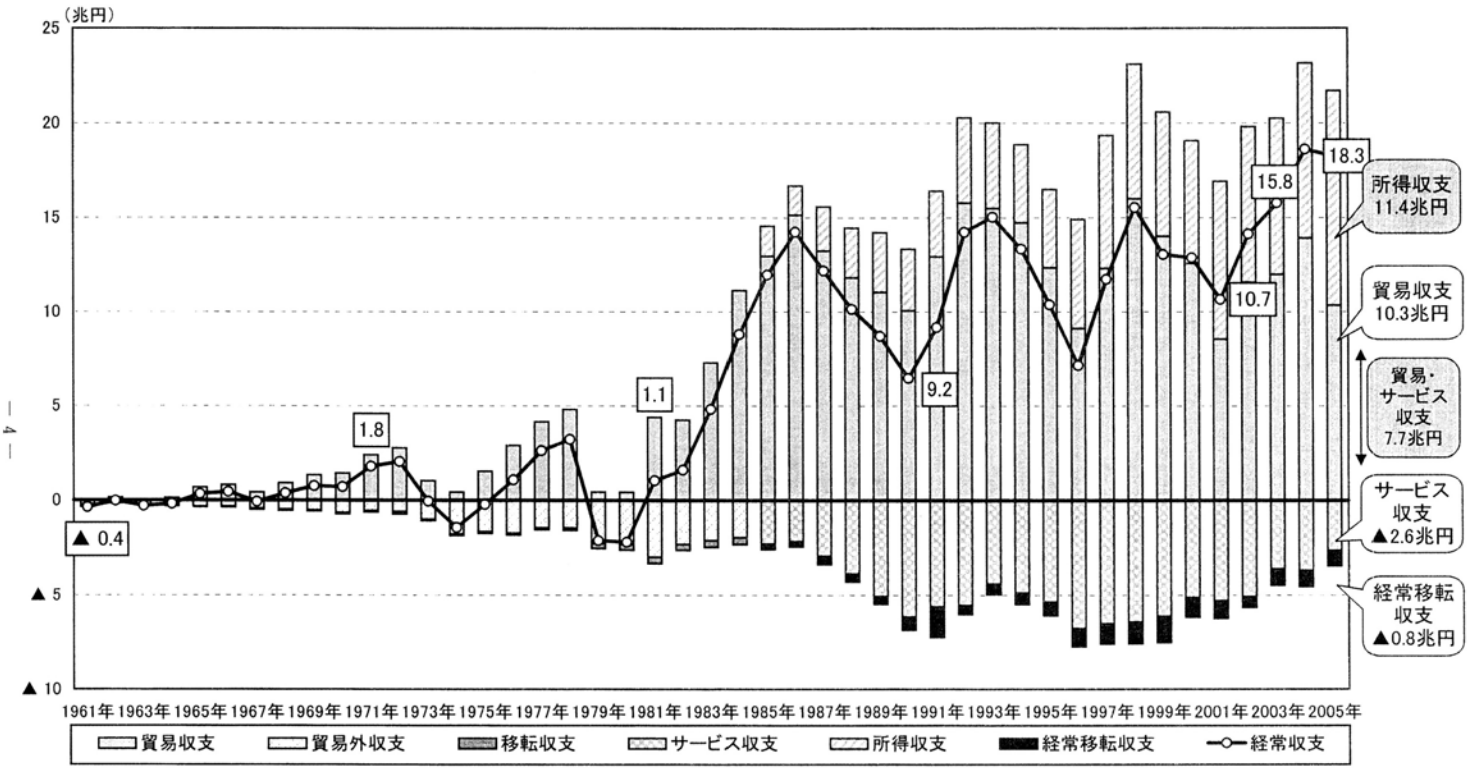
（備考）「合計特殊出生率（2050年）」は、1.54（高位推計）、1.26（中位推計）、1.06（低位推計）。
（出所）2005年までは国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2007年版）」、2006年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2006年12月推計）」による。

年齢区分別人口割合・平均年齢の推移



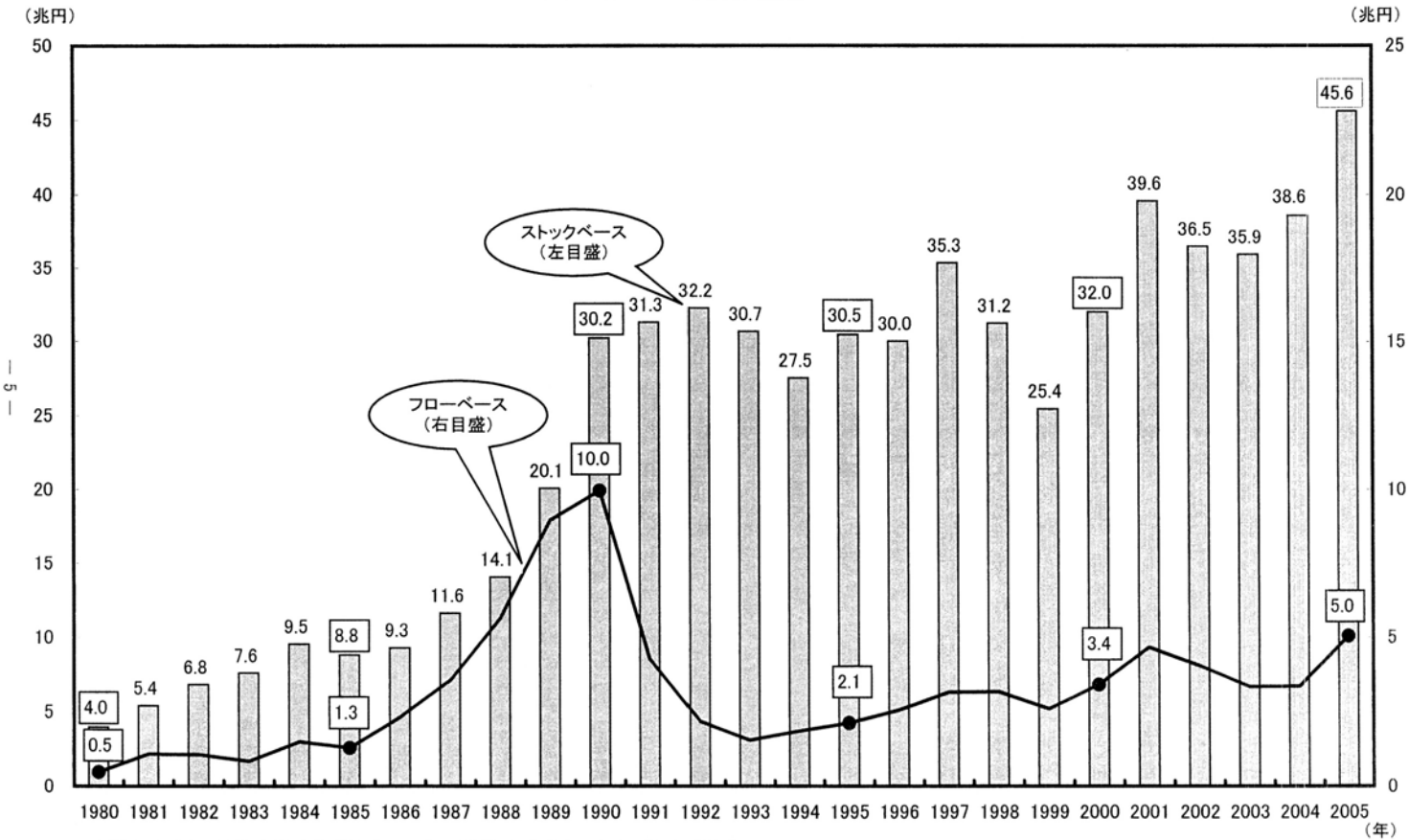
（備考）2000年及び2055年において括弧と下線を付した数値は、上が75歳以上人口の総人口に占める割合、下が65～74歳人口の総人口に占める割合である。
（出所）総務省統計局『推計人口資料』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成18年12月）』

経常収支の推移（日本）



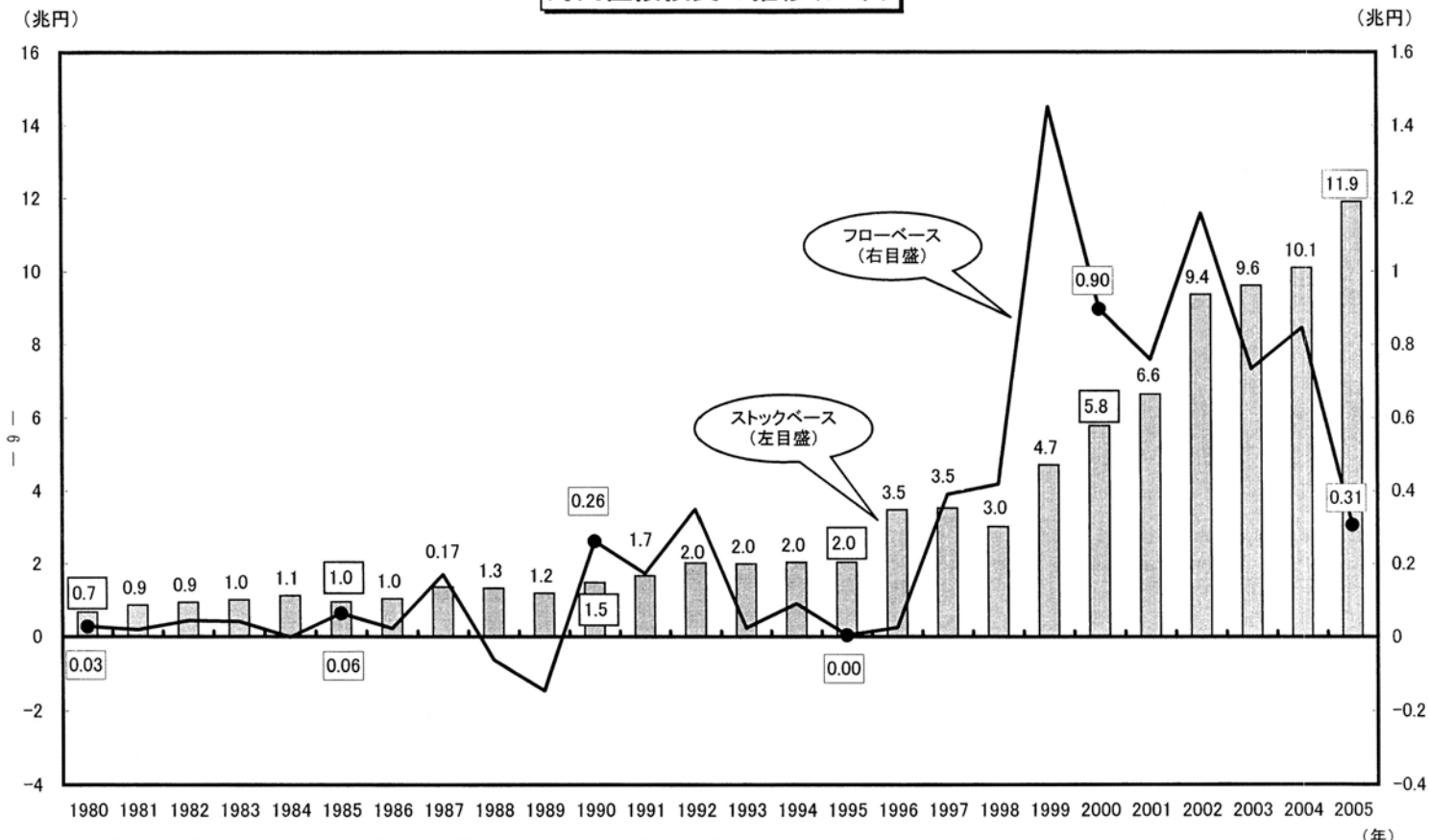
（備考）1984年以前の数値は、旧国際収支統計ベースのドル表示額を対米ドル円レートで換算したものであり、1985年以降の数値とは接続しない。
「経常収支」…貿易収支＋サービス収支＋所得収支＋経常移転収支（1984年以前は、貿易収支＋貿易外収支＋移転収支）
「貿易収支」…居住者・非居住者間で財貨の所有権が移転した取引をFOB価格で計上。一般商品、加工用財貨等が対象。
「サービス収支」…「輸送」、「旅行」、「その他サービス」（通信、建設、保険、金融、情報、特許等使用料等）の授受を計上
「所得収支」…居住者・非居住者間の「雇用者報酬」、「投資収益」の受取・支払が計上。
「経常移転収支」…資本移転以外のすべての移転を計上し、個人又は政府間の財・サービス及び現金の贈与、国際機関への拠出金等を計上。
（出所）財務省、日本銀行「国際収支統計」

対外直接投資の推移（日本）



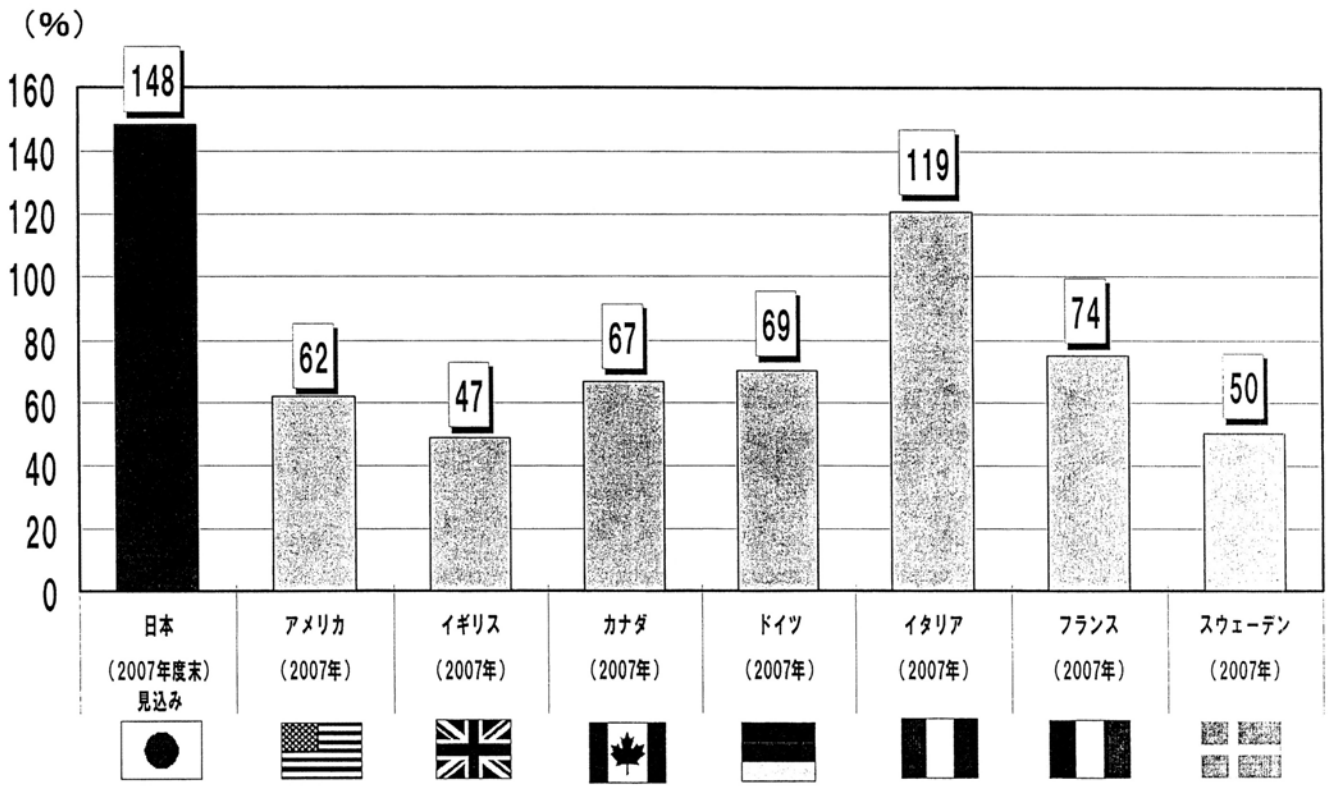
（備考）1986年以前はドル表示のため、東京インターバンク市場各年12月末のレート（日本銀行）で円換算。
（出所）財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」、「国際収支統計」

対内直接投資の推移（日本）



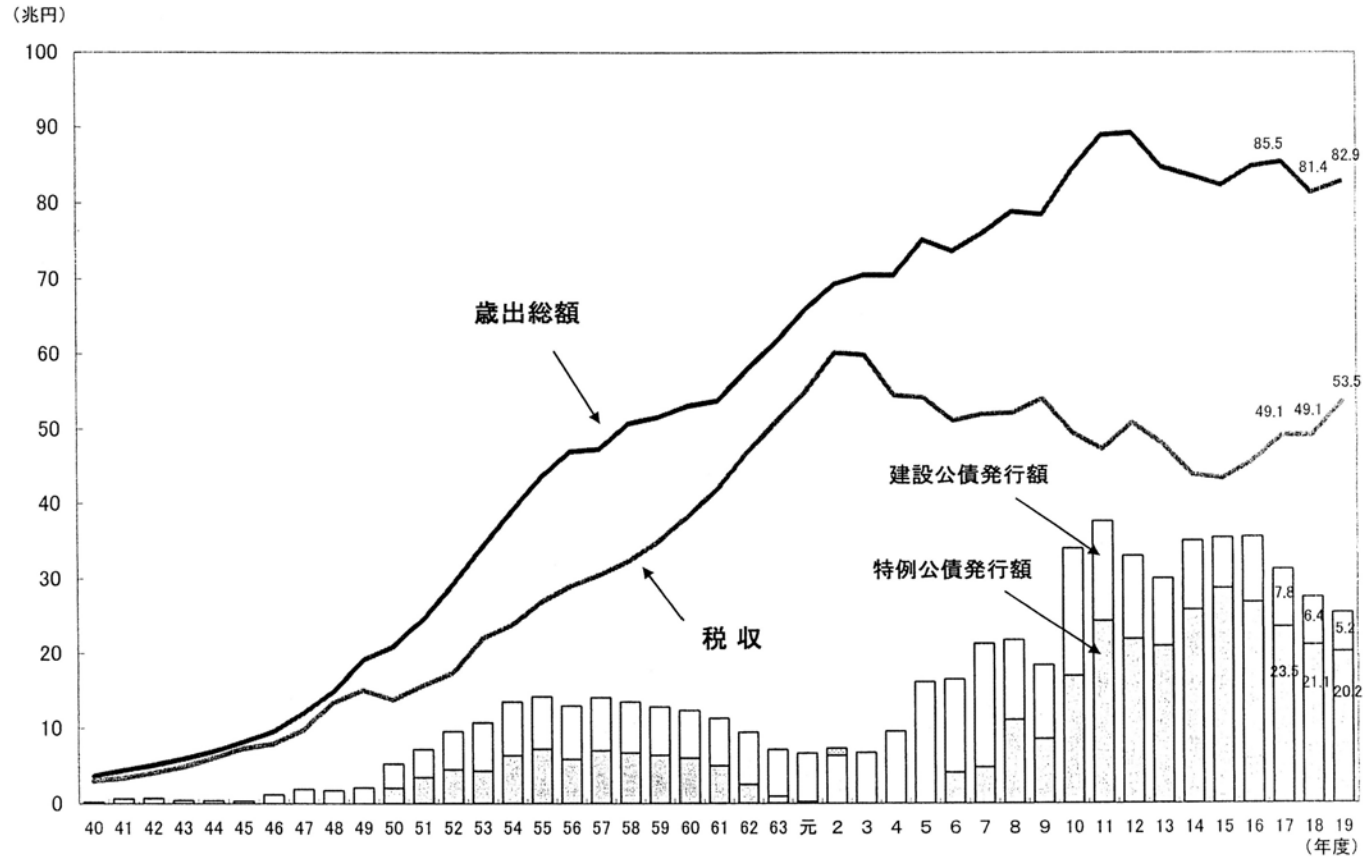
（備考）1986年以前はドル表示のため、東京インターバンク市場各年12月末のレート（日本銀行）で円換算。
（出所）財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」、「国際収支統計」

債務残高対GDP比の国際比較



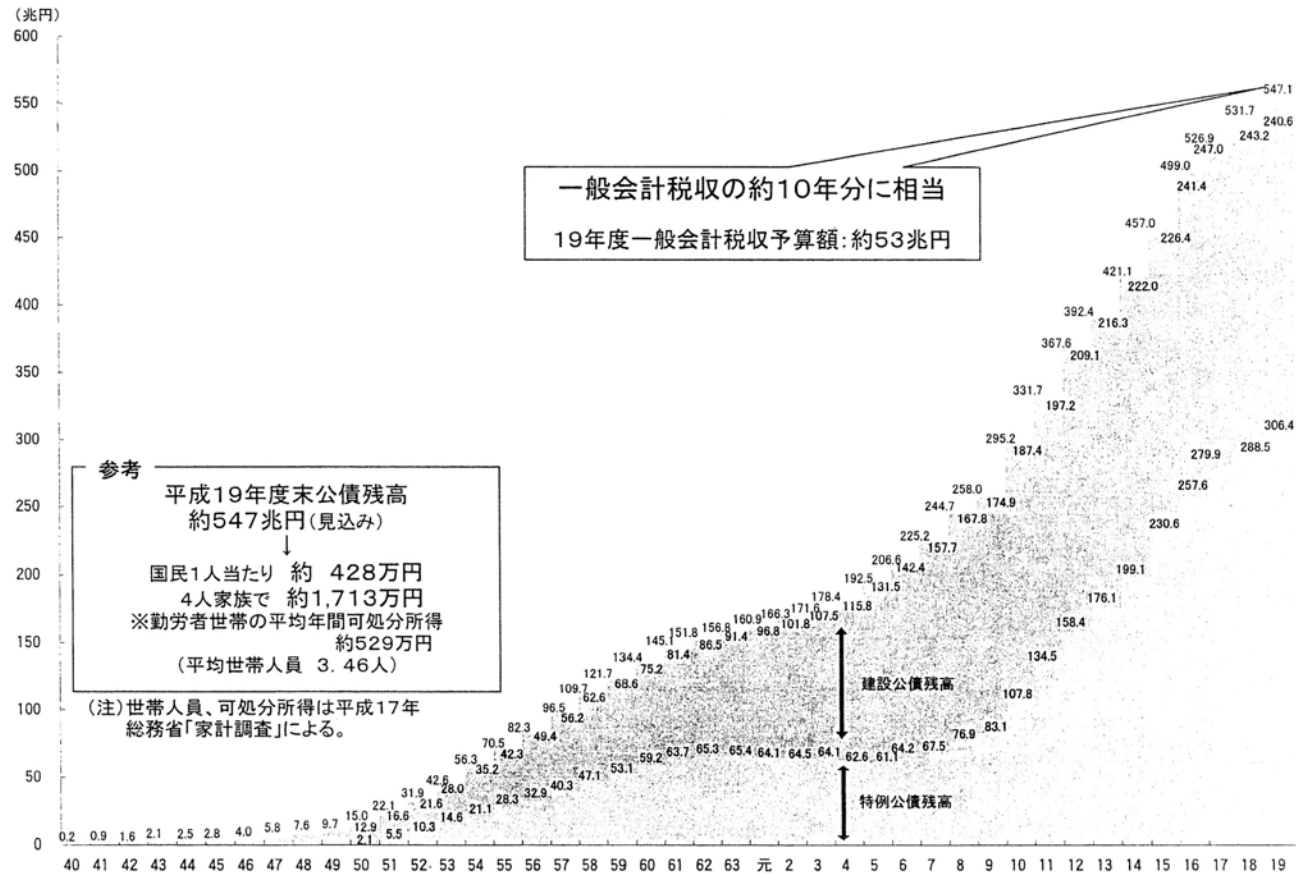
【諸外国出典】"Economic Outlook 81"(OECD)

一般会計における歳出・歳入の推移



(注1)18年度までは決算、19年度は当初予算による。
(注2) 2年度は臨時特別公債を発行(約1.0兆円)。

公債残高の累増



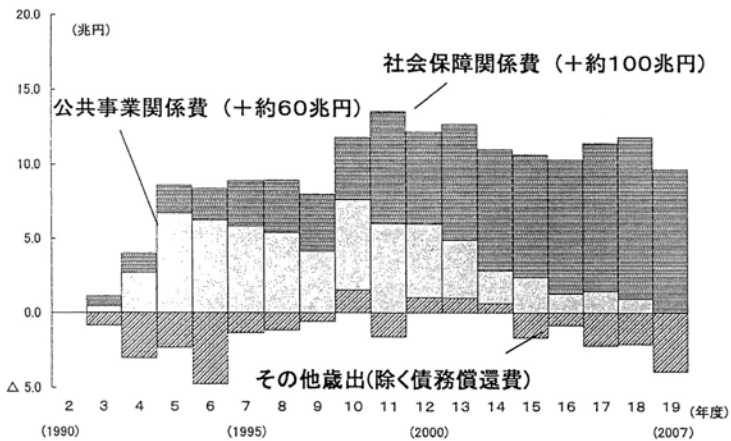
（注）1．公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、19年度は見込み。
2．特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。
3．19年度の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた額は、527兆円程度。

（注）世帯人員、可処分所得は平成17年総務省「家計調査」による。

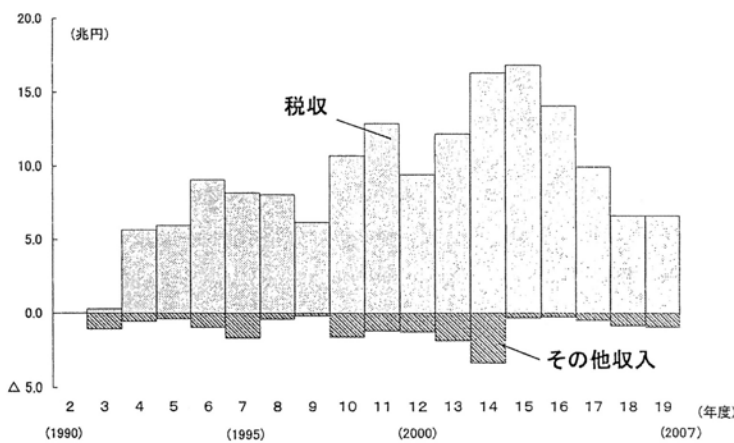
平成２年度（１９９０年度）を基準とした普通国債の残高増加の要因分析

平成２～１９年度の普通国債残高増加額 ：約３８０兆円

歳出の増加要因 ：＋約１３０兆円



税収等の減少要因 ：＋約１４０兆円



平成２年度の収支差分 ： ＋約５０兆円

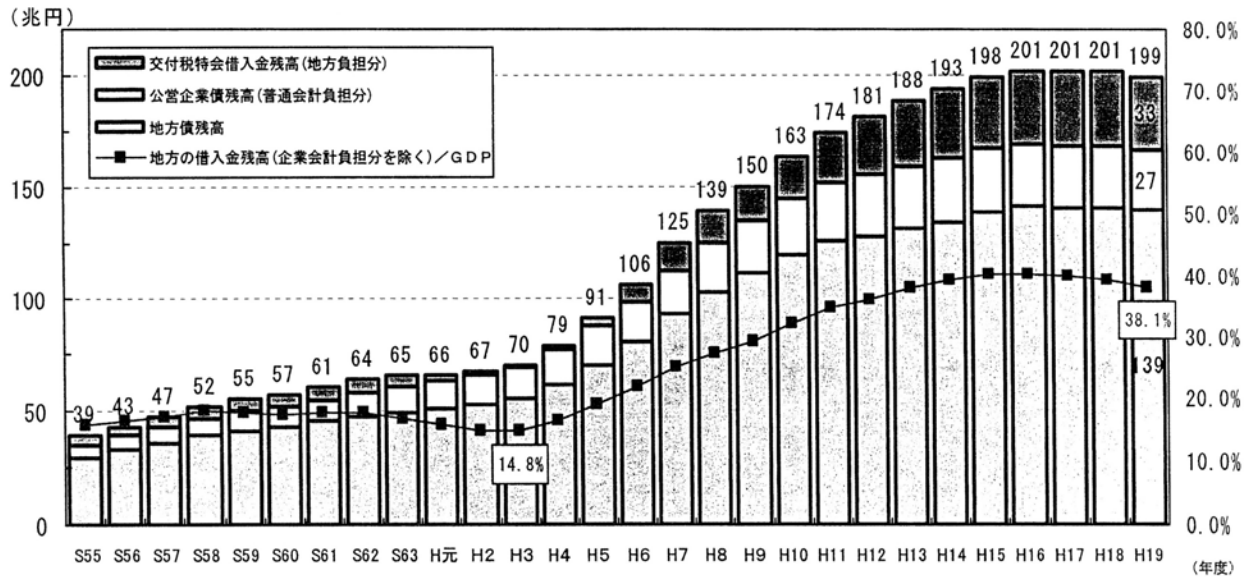
PB黒字(平成2年度)分 ＋約７兆円
利払費(平成2年度)分 △約１０兆円
毎年度 △約３兆円の債務増加 ×１７年 (平成2～１９年度)

その他の要因(国鉄等債務承継・不良債権処理等) ： ＋約６０兆円

(注)17年度までは決算、18年度は補正後、19年度は当初予算ベース。

地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、19年度末見込で199兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。
（公営企業債（企業会計負担分）をあわせれば231兆円）



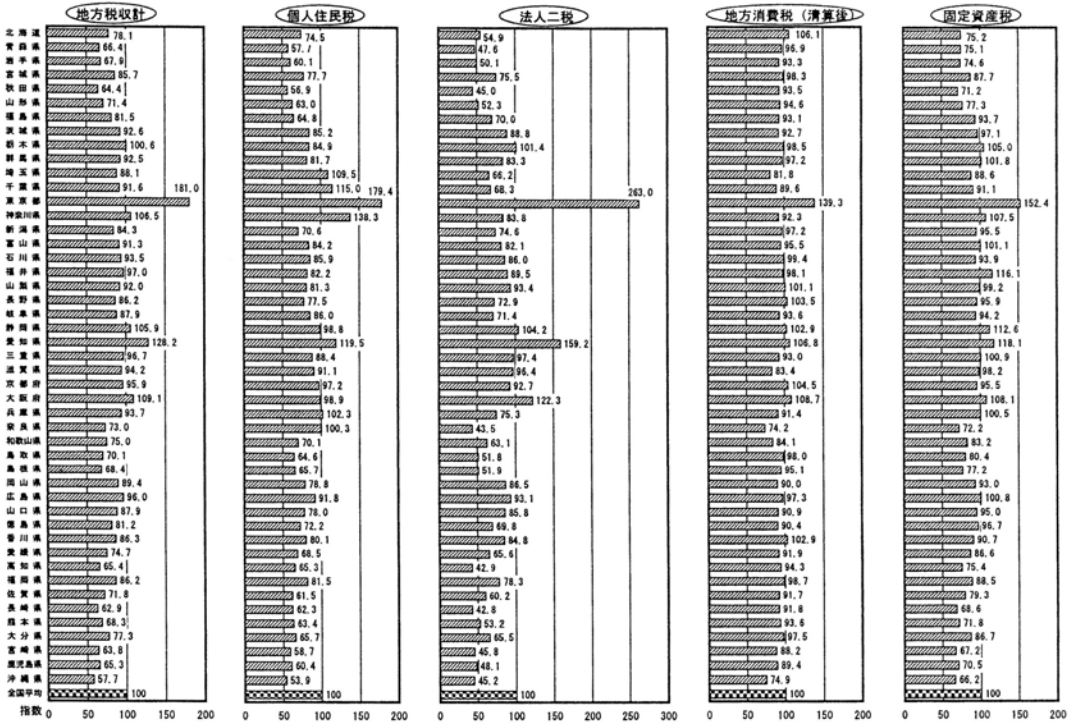
（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	32

地方税収の偏在状況（平成18年度決算見込）

－地方税収の人口１人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合）－



最大／最小：３．１倍　　最大／最小：３．３倍　　最大／最小：６．１倍　　最大／最小：１．９倍　　最大／最小：２．３倍

【平成１８年度決算額見込額】

３５．８兆円　　８．７兆円　　８．７兆円　　２．６兆円　　８．５兆円

（※）「最大／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

（注1）地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

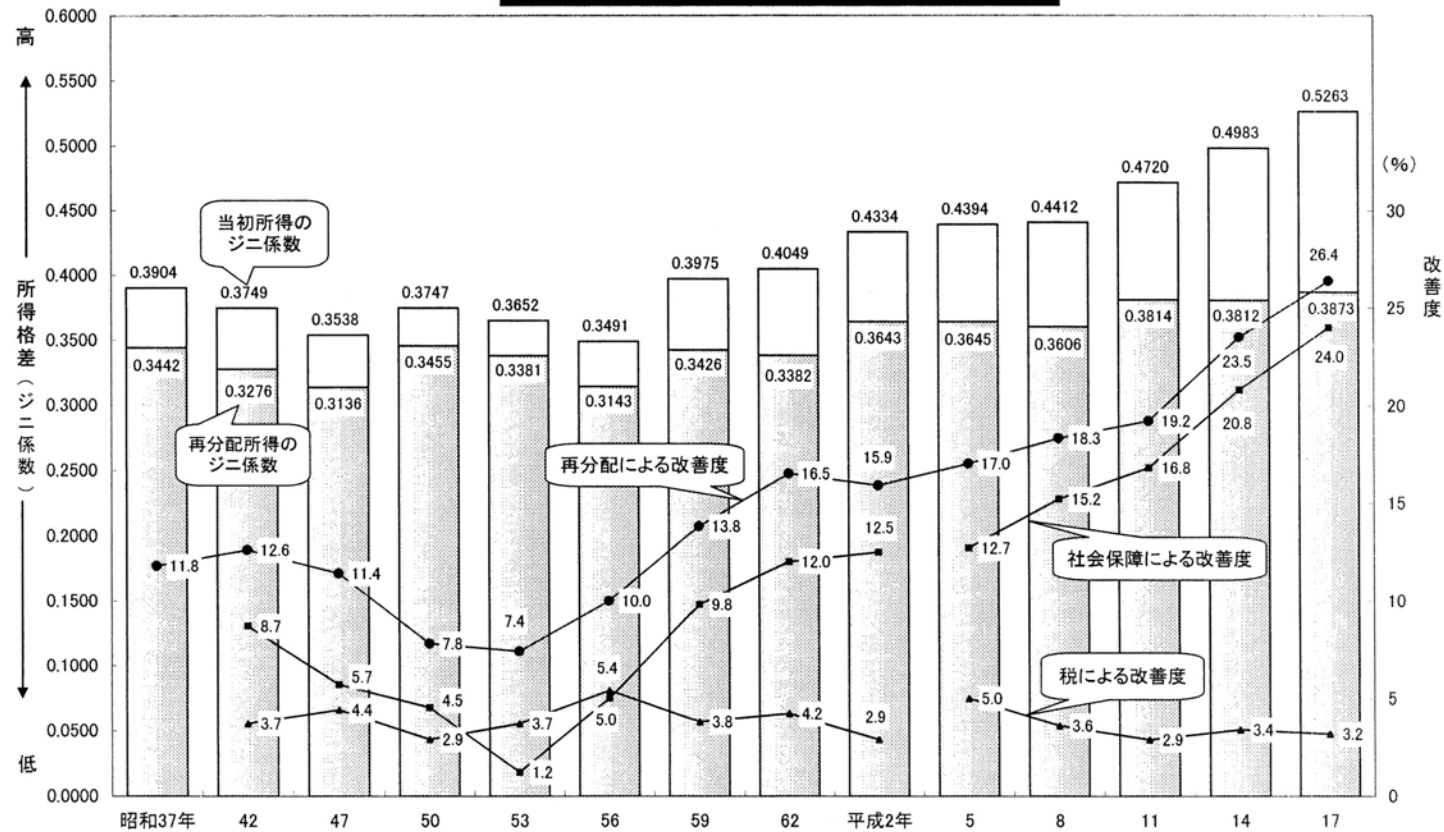
（注2）個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。

（注3）法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

（注4）固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

（注5）平成１９年３月３１日現在の住民基本台帳人口による。

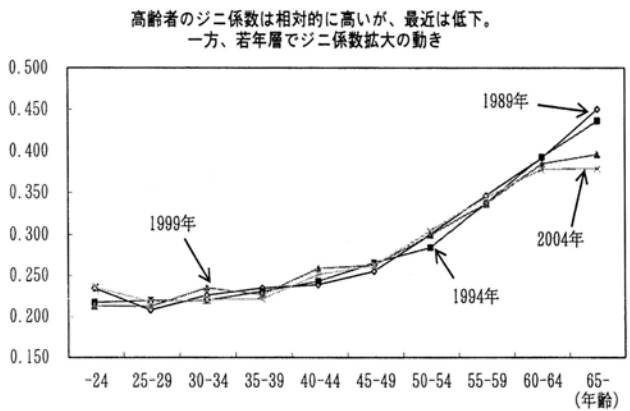
所得再分配によるジニ係数の変化



（備考）「当初所得」・・・公的年金等の社会保障給付金を除いた所得（雇用者所得等）
「再分配所得」・・・当初所得＋社会保障給付金－社会保険料－税金＋現物給付（医療・介護等）
なお、所得は世帯単位のもの。
平成2年以前の「社会保障による改善度」及び「税による改善度」は現行の算出方法と異なるため連続しない。
（出所）厚生労働省「所得再分配調査」

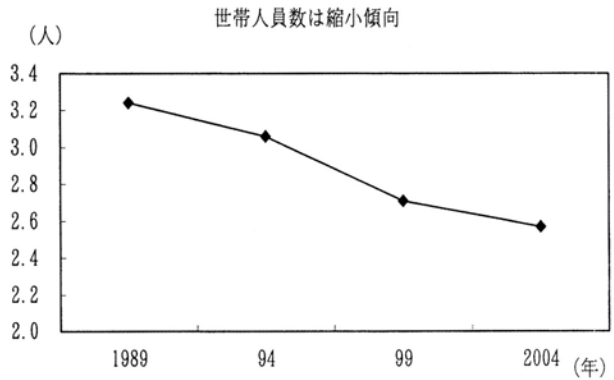
所得格差の拡大要因 － 高齢化と世帯規模の縮小

図3 所得の年齢階層別ジニ係数



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」を特別集計し推計した。総世帯結果。

図4 世帯人員数の推移

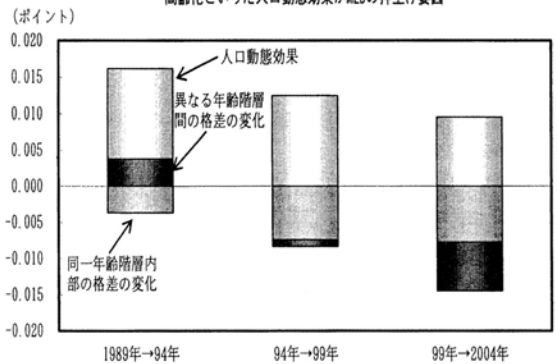


(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」(総世帯結果) による。

ジニ係数変化の要因分解と留意点

図5 「全国消費実態調査」(総世帯)の要因分解

高齢化といった人口動態効果がMLDの押上げ要因

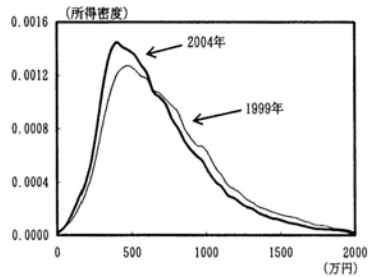


(備考) 1.総務省「全国消費実態調査」を特別集計し推計した。
2.詳しい推計方法は、付注3－8を参照

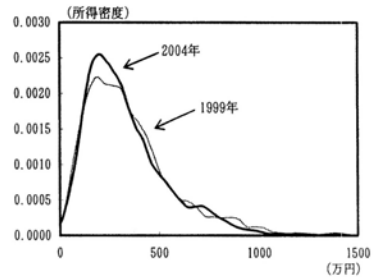
図6 「全国消費実態統計調査」の所得分布

99年から2004年にかけて平均所得が低下するなかで所得分布が集中

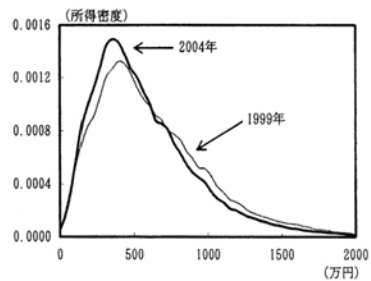
①2人以上世帯



②単身世帯



③総世帯



(備考) 1．総務省「全国消費実態調査」を特別集計し推計した。
2．各区分の平均値、中央値は以下の通り。
ただし、中央値については内閣府（経済財政分析担当）による試算値。

①2人以上世帯

(万)	平均値	中央値
1999年	759	660
2004年	692	591

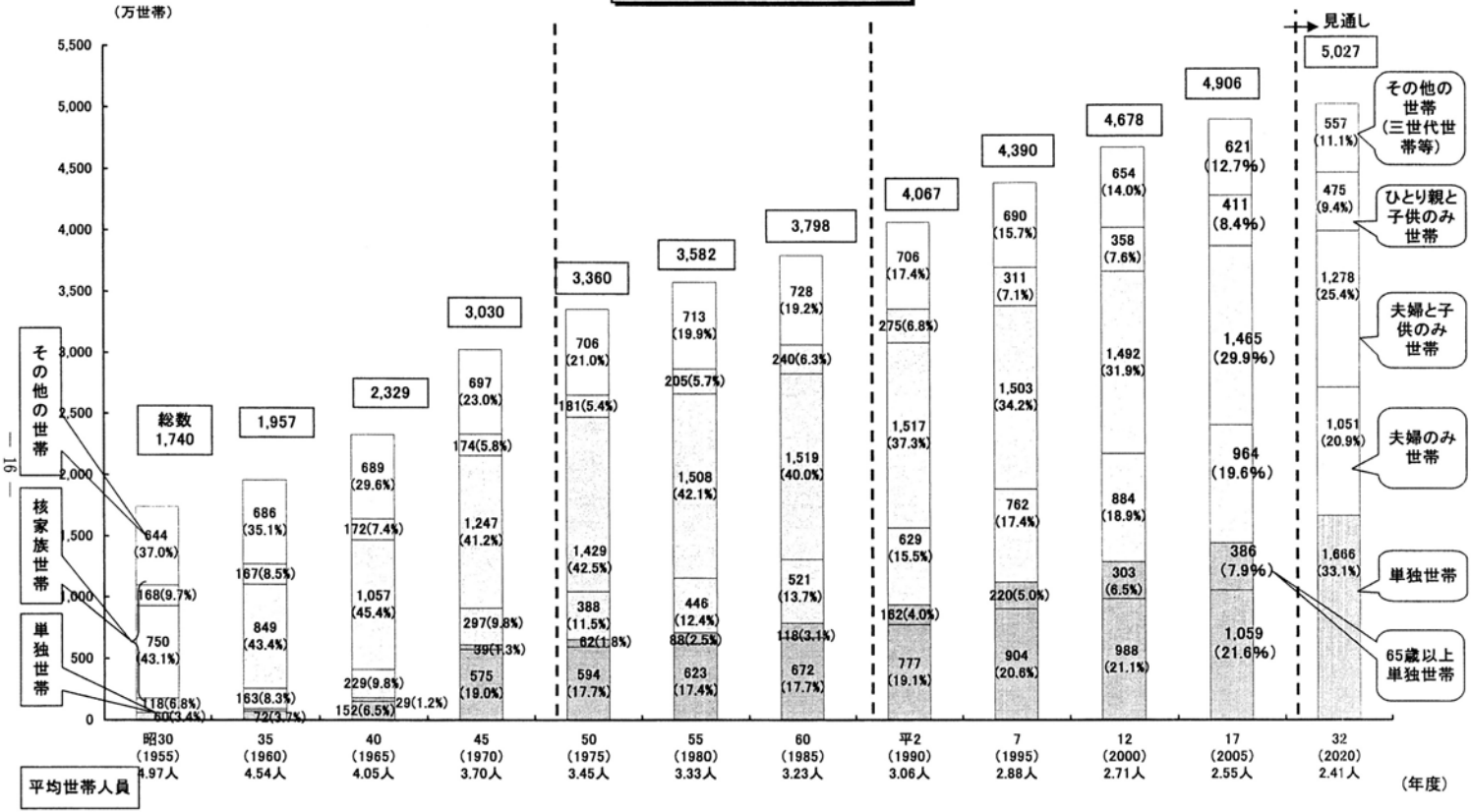
②単身世帯

(万)	平均値	中央値
1999年	363	280
2004年	337	257

③総世帯

(万)	平均値	中央値
1999年	649	550
2004年	589	496

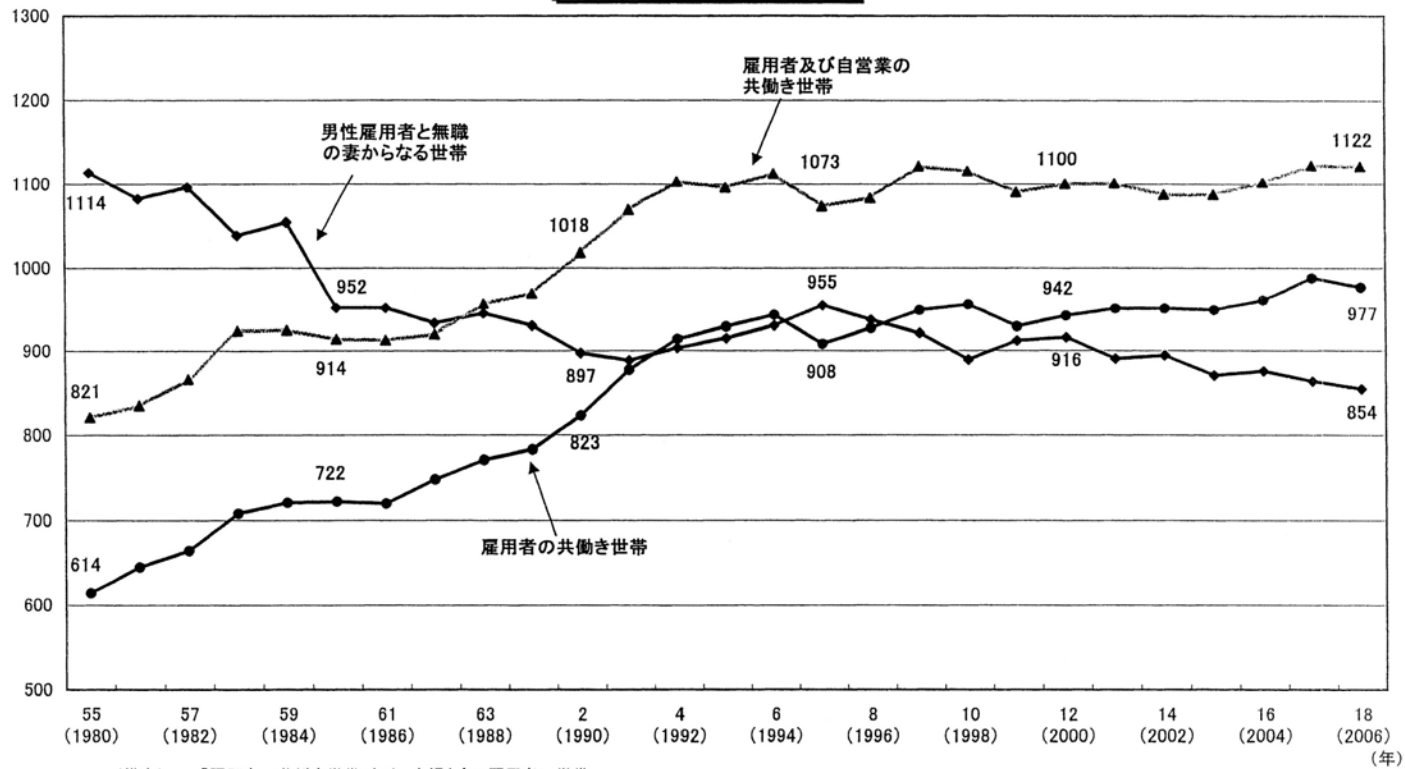
家族類型別世帯数の推移



（備　考）・世帯数：昭和40年（1965）以前は普通世帯、昭和45年（1970）以降は一般世帯の数値である。
・平均世帯人員：大正9年（1920）4.89人　昭和5年（1930）4.98人　昭和15年（1940）4.99人　昭和25年（1950）4.97人
・昭30年（1955）、平成32年（2020）についてはデータの制約上「65歳以上単独世帯」の区分を行っていない。
・数値は四捨五入しているため一致しない場合がある。

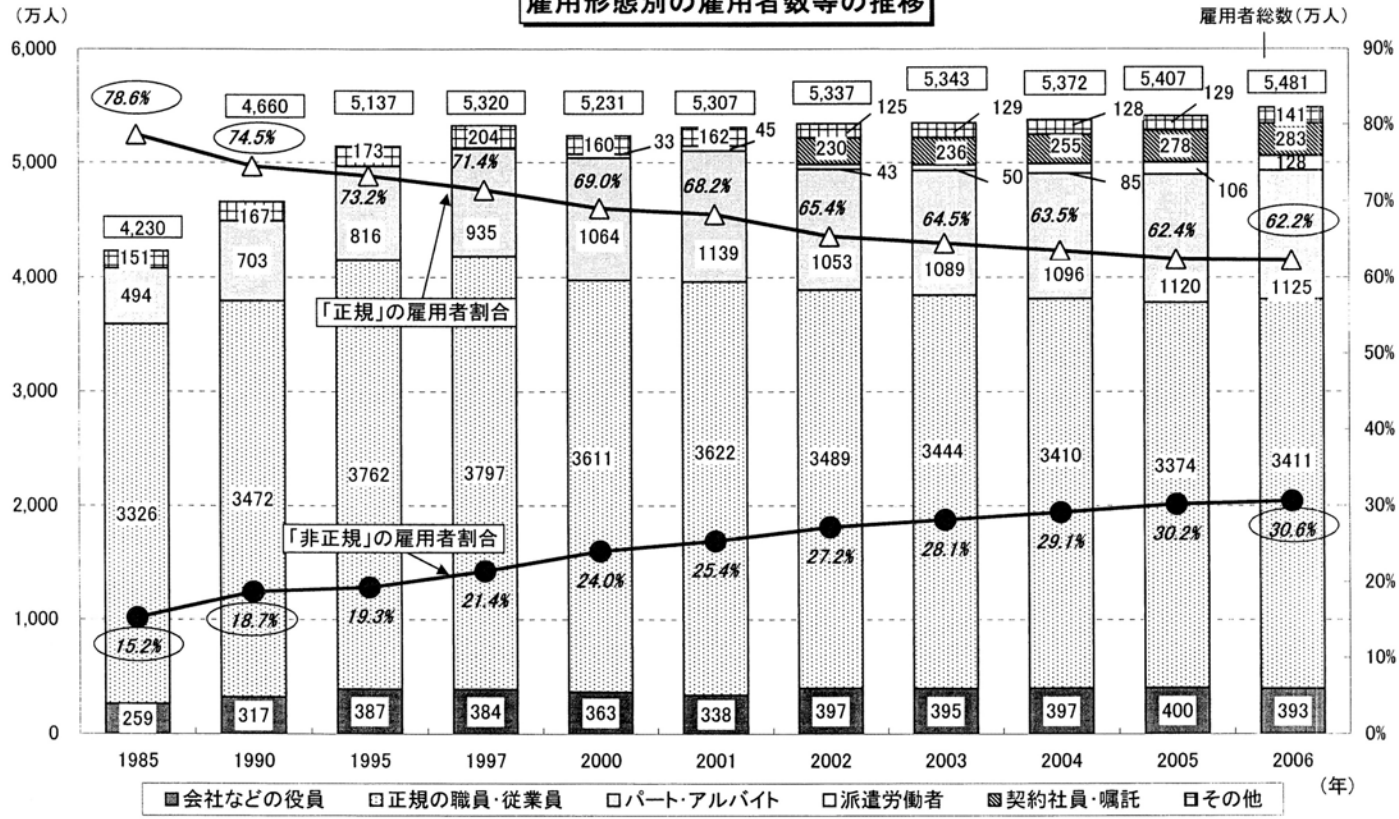
（出　所）平成17年（2005）以前：総務省「国勢調査報告」
平成32年（2020）：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計（平成15年10月推計）」中位推計

共働き等世帯数の推移



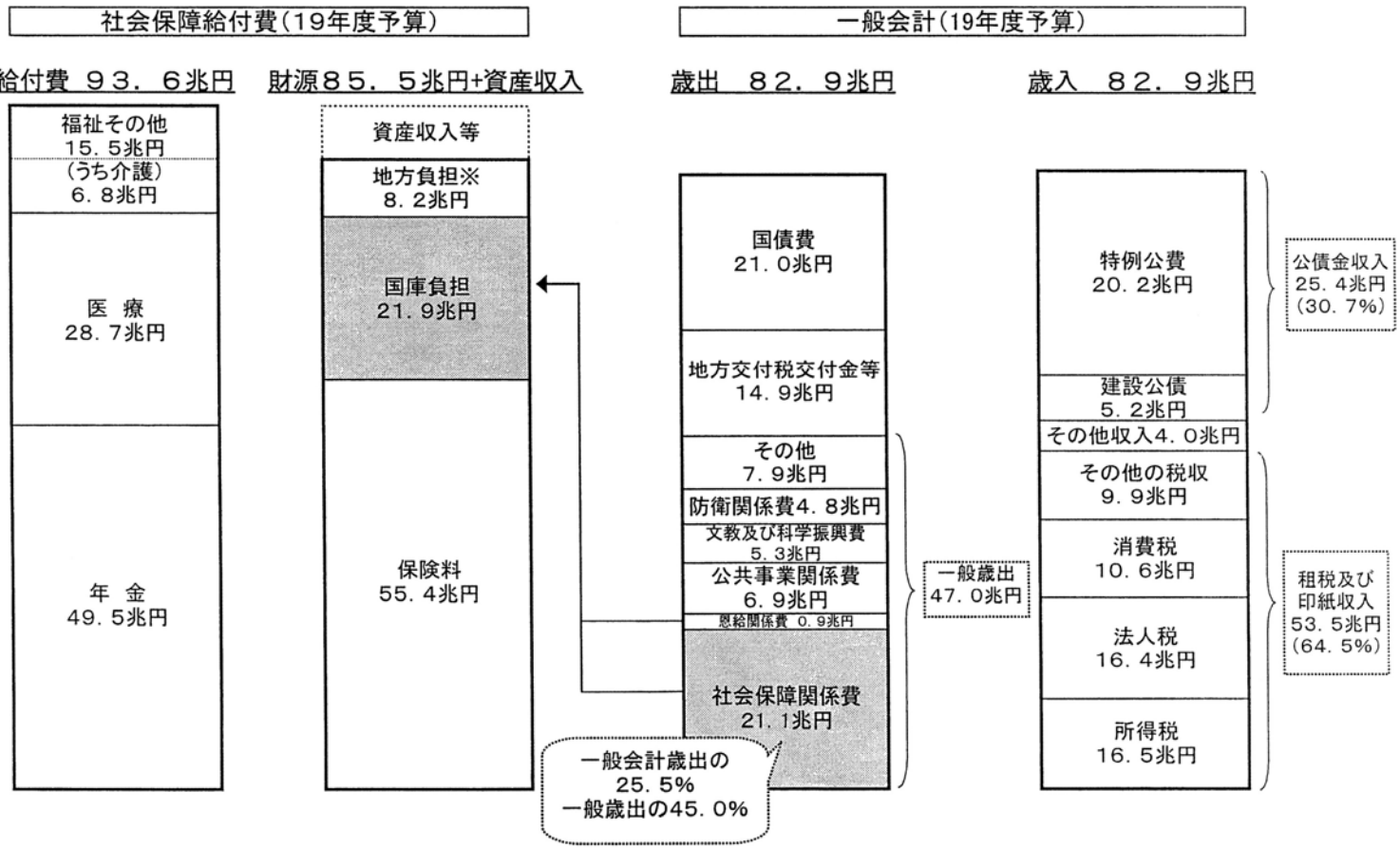
（備考）1.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
2.「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3.「雇用者及び自営業の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
4. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。
（出所）「労働力調査特別調査」「労働力調査」（総務省）により作成。

雇用形態別の雇用者数等の推移



（備考）1985年から1997年の統計では、「パート・アルバイト」の項目の中に「派遣労働者」の数値が、また1985年から2001年の統計では、「その他」の項目の中に「契約社員・嘱託」の項目の数値が含まれている。
・「正規」の雇用者割合＝正規の職員・従業員／雇用者総数（%）
・「非正規」の雇用者割合＝「パート・アルバイト＋派遣労働者＋契約社員・嘱託＋その他」／雇用者総数（%）
1985年から2001年の統計は「労働力特別調査報告（2月）」、2002年から2006年までの統計は「労働力調査年報（詳細結果）」によるため、接続しない点に留意する必要がある。
（出所）総務省「労働力特別調査」「労働力調査（詳細結果）」

社会保障及び国の財政の姿



※地方負担には地方税等の地方の一般財源が充てられている。

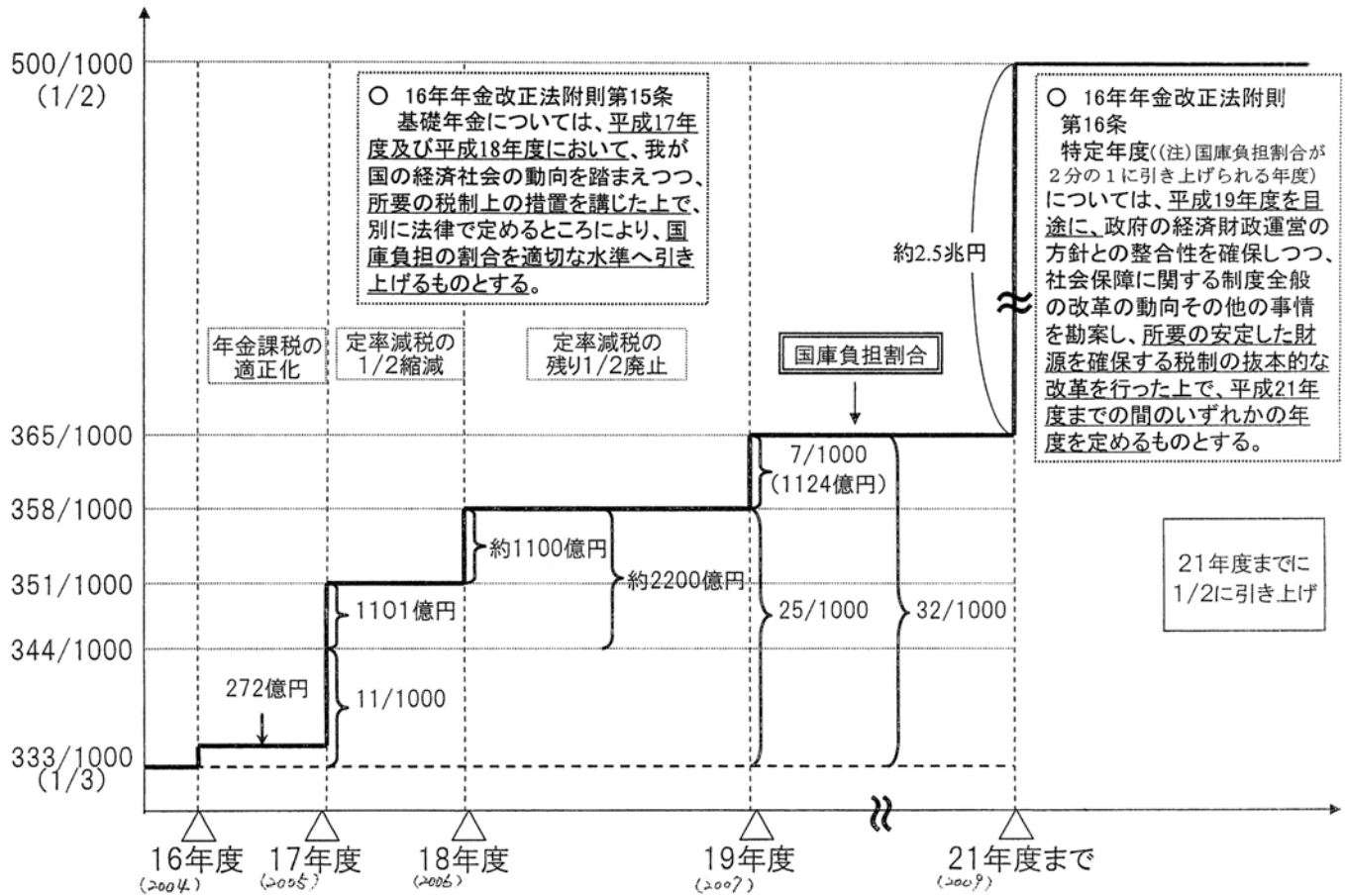
社会保障の負担の見通し

（平成18年5月　厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」に基づく見通し）

	2006年度（平成18）				2011年度（平成23）				2015年度（平成27）			
【部門別】	兆円		%		兆円		%		兆円		%	
年金	39.5	(39.6)	10.5	(10.5)	49	(50)	11.4	(11.6)	56	(58)	12.1	(12.5)
医療	27.5	(28.5)	7.3	(7.6)	32	(34)	7.5	(8.0)	37	(40)	8.0	(8.7)
福祉等	15.8	(16.2)	4.2	(4.3)	19	(21)	4.5	(4.8)	22	(24)	4.7	(5.1)
うち介護	6.6	(6.9)	1.8	(1.8)	9	(10)	2.0	(2.3)	10	(12)	2.3	(2.7)
【保険料・公費別】												
保険料負担	54.0	(54.8)	14.4	(14.6)	65	(67)	14.9	(15.4)	73	(77)	15.9	(16.6)
年金	31.0	(31.2)	8.3	(8.3)	37	(38)	8.7	(8.8)	43	(43)	9.3	(9.4)
医療	16.3	(16.8)	4.3	(4.5)	19	(20)	4.4	(4.7)	21	(23)	4.6	(5.0)
福祉等	6.7	(6.8)	1.8	(1.8)	8	(9)	1.9	(2.0)	9	(10)	2.0	(2.2)
うち介護	2.8	(2.9)	0.7	(0.8)	4	(4)	0.8	(1.0)	4	(5)	1.0	(1.2)
公費負担	28.8	(29.5)	7.7	(7.8)	36	(38)	8.4	(8.9)	41	(45)	8.9	(9.7)
年金	8.4	(8.4)	2.2	(2.2)	12	(12)	2.7	(2.8)	13	(14)	2.8	(3.0)
医療	11.2	(11.7)	3.0	(3.1)	13	(14)	3.0	(3.3)	15	(17)	3.4	(3.7)
福祉等	9.2	(9.4)	2.4	(2.5)	11	(12)	2.6	(2.8)	13	(14)	2.7	(3.0)
うち介護	3.8	(4.0)	1.0	(1.1)	5	(6)	1.1	(1.3)	6	(7)	1.3	(1.5)
国	21.3	(21.8)	5.7	(5.8)	27	(29)	6.3	(6.6)	31	(33)	6.6	(7.2)
年金	8.0	(8.0)	2.1	(2.1)	11	(11)	2.6	(2.6)	12	(13)	2.7	(2.9)
医療	8.2	(8.6)	2.2	(2.3)	10	(10)	2.2	(2.4)	11	(12)	2.4	(2.7)
福祉等	5.1	(5.2)	1.4	(1.4)	6	(7)	1.4	(1.5)	7	(8)	1.5	(1.6)
うち介護	1.9	(2.0)	0.5	(0.5)	3	(3)	0.6	(0.7)	3	(4)	0.7	(0.8)
地方	7.5	(7.7)	2.0	(2.0)	9	(10)	2.1	(2.3)	11	(12)	2.3	(2.5)
年金	0.4	(0.4)	0.1	(0.1)	1	(1)	0.2	(0.2)	1	(1)	0.2	(0.2)
医療	3.0	(3.1)	0.8	(0.8)	4	(4)	0.8	(0.9)	4	(5)	0.9	(1.0)
福祉等	4.1	(4.2)	1.1	(1.1)	5	(5)	1.2	(1.2)	6	(6)	1.2	(1.3)
うち介護	1.9	(2.0)	0.5	(0.5)	2	(3)	0.6	(0.6)	3	(3)	0.6	(0.8)

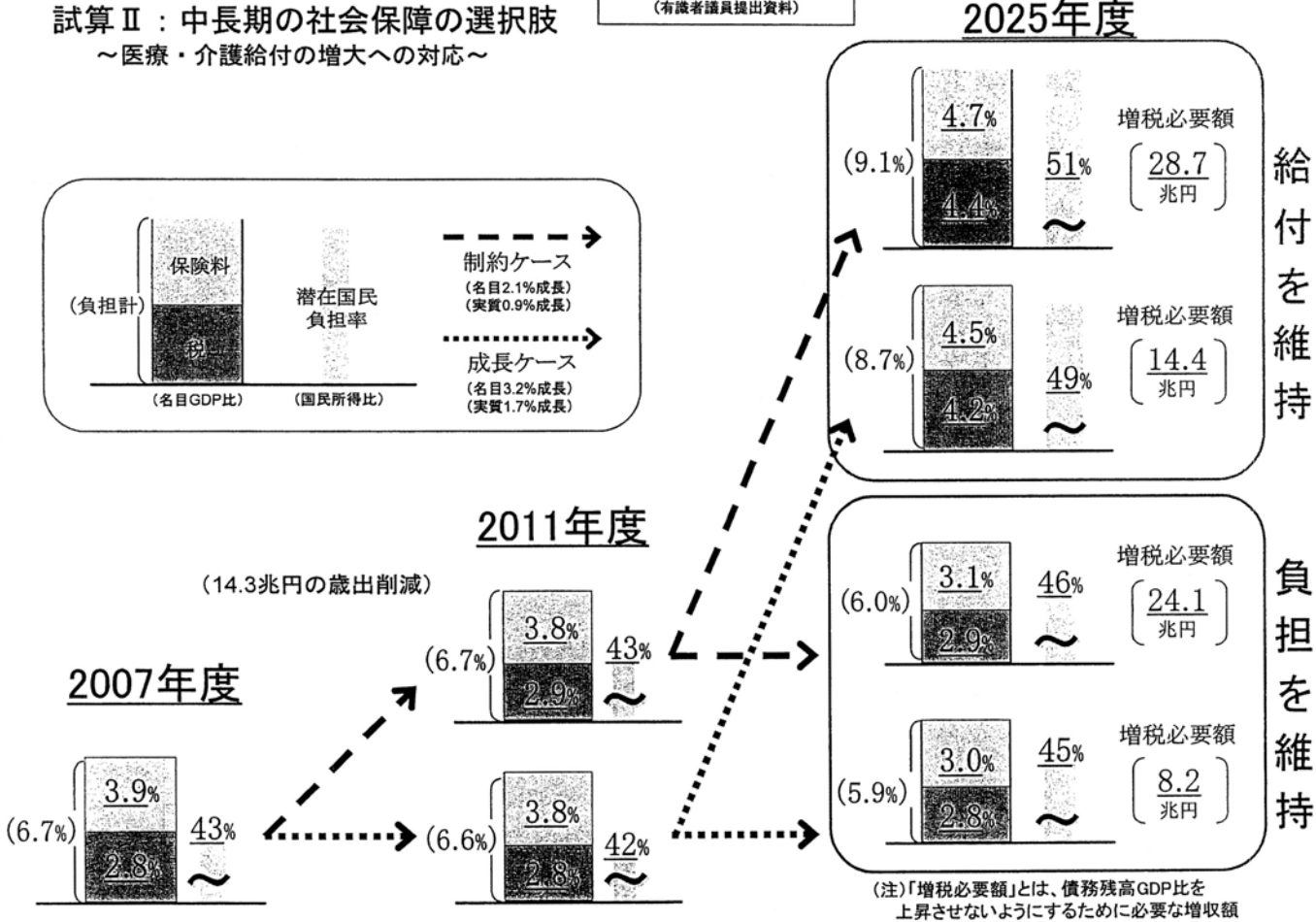
注1）%は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
注2）公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
注3）カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

基礎年金国庫負担割合の引上げについて



経済財政諮問会議（H19.10.17）
「給付と負担の選択肢について」
（有識者議員提出資料）

試算Ⅱ：中長期の社会保障の選択肢
～医療・介護給付の増大への対応～



（注）「増税必要額」とは、債務残高GDP比を
上昇させないようにするために必要な増収額

経済財政諮問会議（H19.10.17）
「給付と負担の選択肢について」
（有識者議員提出資料）

（参考）

試算の方法

（経済財政の想定）

- 想定するケースとして、「進路と戦略」年央改定試算（平成19年8月6日経済財政諮問会議資料）における「新成長経済移行シナリオ（移行シナリオ）」と「成長制約シナリオ（制約シナリオ）」をそれぞれ延伸した「成長ケース」と「制約ケース」の2通りを想定。
- 2011年度までは、「成長ケース」と「制約ケース」がそれぞれ「移行シナリオ」及び「制約シナリオ」で推移。ただし、2008年度については概算要求基準を反映。
- 2011年度までに14.3兆円歳出削減を行ったケースについてモデルにより試算。制約ケースについては、2011年度に基礎的財政収支の赤字が残るため、収支を均衡させるような増税措置を想定。
- 2012年度以降については、以下のような想定のもと、医療・介護給付について、既に決められた改革以上の削減努力をしない場合の2025年度までの経済財政の姿について試算。

（1）歳出項目

医療・介護……一人当たりの医療・介護給付額が診療報酬や介護報酬の伸び、所得の上昇等を反映して、これまでと同様に増加することを想定。ただし、2006年度医療制度改革による給付削減効果を見込む。

その他社会保障‥人口要因を反映し、現行制度で推移

人件費……賃金上昇率で増加

公共投資……名目成長率で増加

その他……名目成長率で増加

（2） 労働参加率

①成長ケース：厚生労働省「雇用政策研究会」報告（平成17年7月）の「労働市場への参加が進むケース」における労働参加率の想定を利用

②制約ケース：年齢別性別の労働参加率を固定

（3） TFP伸び率

①成長ケース：年度平均1.1%程度

②制約ケース：年度平均0.8%程度

経済財政諮問会議（H19.10.17）
「給付と負担の選択肢について」
（有識者議員提出資料）

・　結果として、上記のケースにおける主要変数の動向（2012年度以降の年度平均伸び率）は以下の通り。

	①成長ケース	②制約ケース
実質GDP成長率	1．7%程度	0．9%程度
GDPデフレーター上昇率	1．6%程度	1．1%程度
名目GDP成長率	3．2%程度	2．1%程度
長期金利	4．5%程度	3．6%程度
金利成長率格差	1．3%程度	1．6%程度

（給付と負担の組合せ）

2012年度以降の医療・介護給付の増加圧力への対応として、給付と負担の組合せについて以下の2通りのケースを設定し、2025年度における医療・介護や財政の姿を試算。

［給付維持・負担上昇］	・一人当たり医療・介護給付は、既に決められた改革以上の削減努力をしない場合の2025年度の水準を維持。高齢化に伴って給付総額（対GDP比）はさらに増加。 ・これに対応するコストを賄うため、2011年度に比べ一人当たり税・保険料負担率（対所得比）は上昇。
［給付削減・負担維持］	・2011年度の一人当たりの医療・介護給付にかかる税負担率（対所得比）を維持。 ・そのため、一人当たりの医療・介護給付を追加的な削減努力をしない場合の2025年度の水準から削減。 ・結果として2011年度に比べ保険料負担率（対所得比）はやや低下

（債務残高GDP比維持）

上記を試算した上で、債務残高の名目GDPに対する比率を上昇させないために必要な増税額もあわせて試算。

「財政の持続可能性分析」（財審）の主な結果

① 2050年度に、我が国の公債等残高（国・地方合計：現在は対GDP比142%）から、60%（EUの基準値）に到達させるためには、2007年度時点で、以下の収支改善努力が必要。

	ベースラインシナリオ	中期目標シナリオ（2011年度PB黒字化）
推計Ⅰ（2012～32年度の名目成長率1.6%）	対GDP比　5.5%	対GDP比　4.1%
推計Ⅱ（2012～32年度の名目成長率2.6%）	対GDP比　4.5%	対GDP比　3.2%

② 2050年度に、公債等残高を60%に到達させるために、2012年度時点で収支改善努力を行う（①よりも5年間遅らせる）こととした場合には、以下の収支改善努力が必要。

	ベースラインシナリオ	中期目標シナリオ（2011年度PB黒字化）
推計Ⅰ（2012～32年度の名目成長率1.6%）	対GDP比　6.2%	対GDP比　4.9%
推計Ⅱ（2012～32年度の名目成長率2.6%）	対GDP比　5.1%	対GDP比　3.6%

③ ①と②の差分は、5年間収支改善努力を遅らせることによって、追加的に必要となる収支改善幅（「遅延コスト」）。
→ 例えば、推計Ⅰでは、いずれのケースも**対GDP比で0.7%**程度。

推 計 方 法

財政制度等審議会（H19.10.26）
「財政の持続可能性についての分析」
（起草検討委員提出資料）

○ 社会保障については、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（2006年5月）（以下、「給付と負担の見通し」）の数値を用い、それ以外の歳出（公債費を除く）・歳入については、原則として名目GDP成長率で延伸したものをベースラインシナリオとする。

これに「基本方針2006」の歳出改革（14.3兆円削減）を実施し、内閣府「日本経済の進路と戦略」参考試算の有識者議員による改定（2007年10月）（以下、内閣府試算）における「新成長経済移行シナリオ（2011年度に国・地方プライマリー・バランスが0.0%）」において推計したものをMTO（中期目標）シナリオとする。

以上のベースラインシナリオ、MTOシナリオそれぞれにおけるS1等を算出する。

○ 必要な収支改善を現時点ではなく、5年後に行う場合の「遅延コスト」を計算する。

○ 「給付と負担の見通し」の経済前提（「並の経済成長」ケース）に基づいた推計に加え、物価上昇率や名目長期金利は変化させず、2012年度以降の名目GDP成長率のみを1%ポイント高くした場合の推計の2通りを行い、前者を「推計Ⅰ」、後者を「推計Ⅱ」とする。

○ 債務残高は、内閣府試算と同様、「公債等残高」と定義し、2050年度における公債等残高対GDP比の目標設定値についてはEU推計に倣い、60%とする。（「公債等残高」は、普通国債、地方債及び交付税特会借入金残高の合計である）。

この他、目標設定値を変更した場合の推計もあわせて行う。

○ S1は現時点より実施しなければならない収支改善の幅であるが、その他の収支改善方法として、MTOシナリオにおいて、2012年度以降、

① 同一・一定のPB黒字幅（GDP比）を確保するケース
② 毎年度徐々に収支改善幅（GDP比）を拡大していくケース

についての推計もあわせて行う。

○ 推計は一定の前提をおいて機械的に行ったものであり、対象期間が長期にわたることから、幅をもって理解すべきものである。

また、S1等の収支改善を行うことによる経済に与える影響等は加味していない。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（抄）

H18. 7. 7
閣議決定

第３章　財政健全化への取組

１．歳出・歳入一体改革に向けた取組

（２）財政健全化の時間軸と目標

財政健全化第Ⅱ期（2007 年度～2010 年代初頭

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

- 第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011 年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- 地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

財政健全化第Ⅲ期（2010 年代初頭～2010 年代半ば）

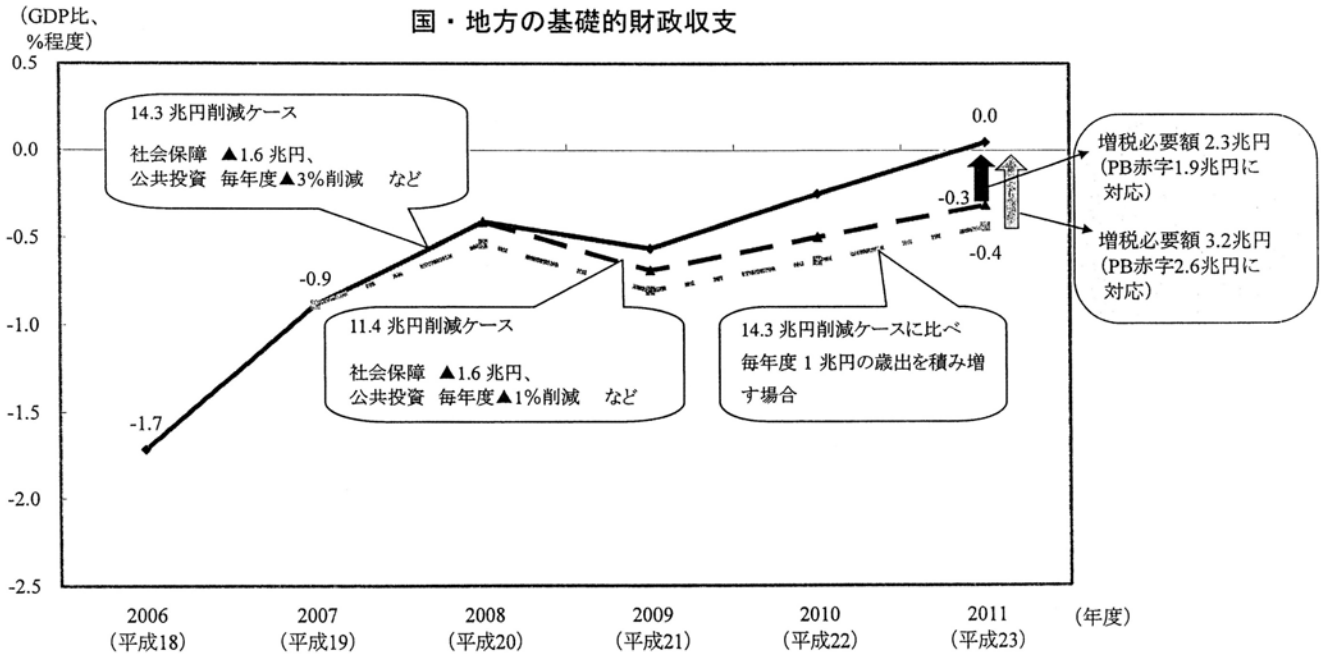
（持続可能な財政とすべく、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的引下げへ）

- 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。
- 国についても、債務残高ＧＤＰ比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

2011 年度に向けての歳出の異なる姿（当面の選択肢）

経済財政諮問会議（H19.10.17）
「給付と負担の選択肢について」
（有識者議員提出資料）

① 新成長経済移行シナリオ（名目成長率 3.0%、実質成長率 2.4%；2007 年度～2011 年度平均）



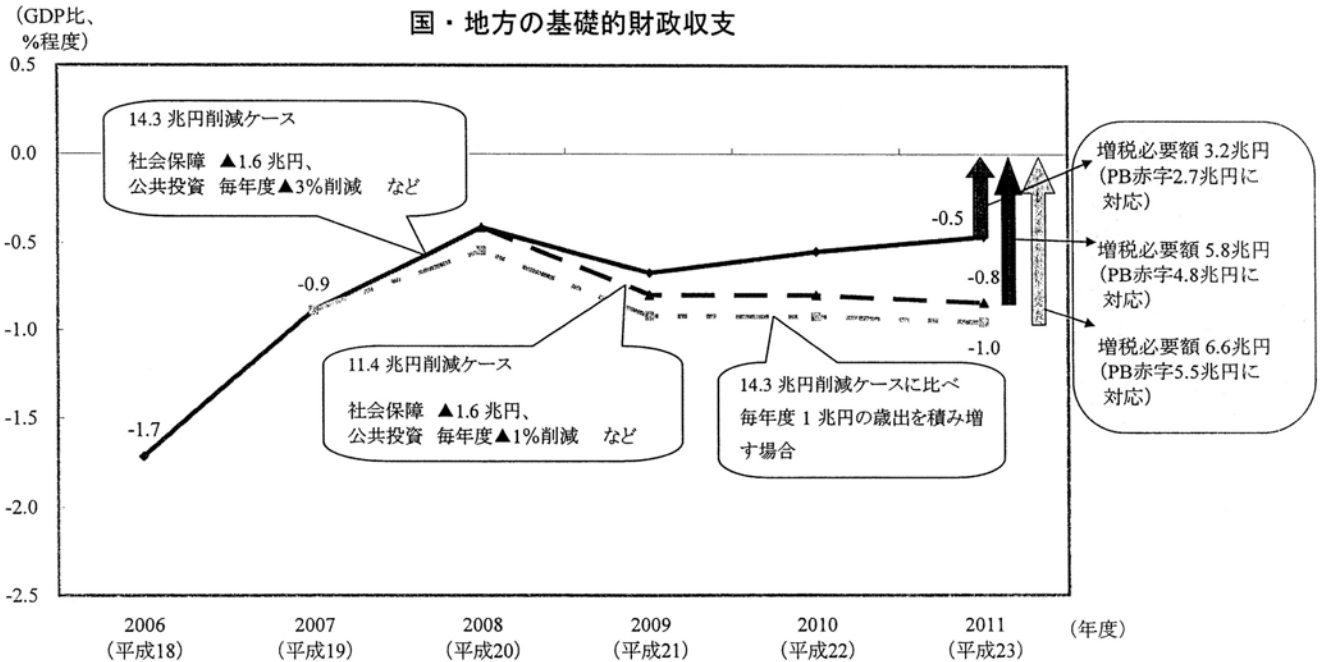
(注)

1. 14.3 兆円削減ケース、11.4 兆円削減ケースは、「日本経済の進路と戦略」年央改定試算（平成 19 年8月6日経済財政諮問会議提出資料）に 2008 年度概算要求基準を反映させたもの。
2. 増税必要額とは、2011 年度に消費税と所得税半々の増税を行い、2011 年度の基礎的財政収支（PB）均衡を実現する場合の所得税と消費税の増収額。増税による経済の押し下げ効果や物価に与える影響等を加味するため、増税幅と PB 赤字は一致しない。
3. 14.3 兆円削減ケースと 11.4 兆円削減ケースでは、公共投資、その他分野の歳出の削減額が異なる。

経済財政諮問会議（H19.10.17）
「給付と負担の選択肢について」
（有識者議員提出資料）

2011年度に向けての歳出の異なる姿（当面の選択肢）

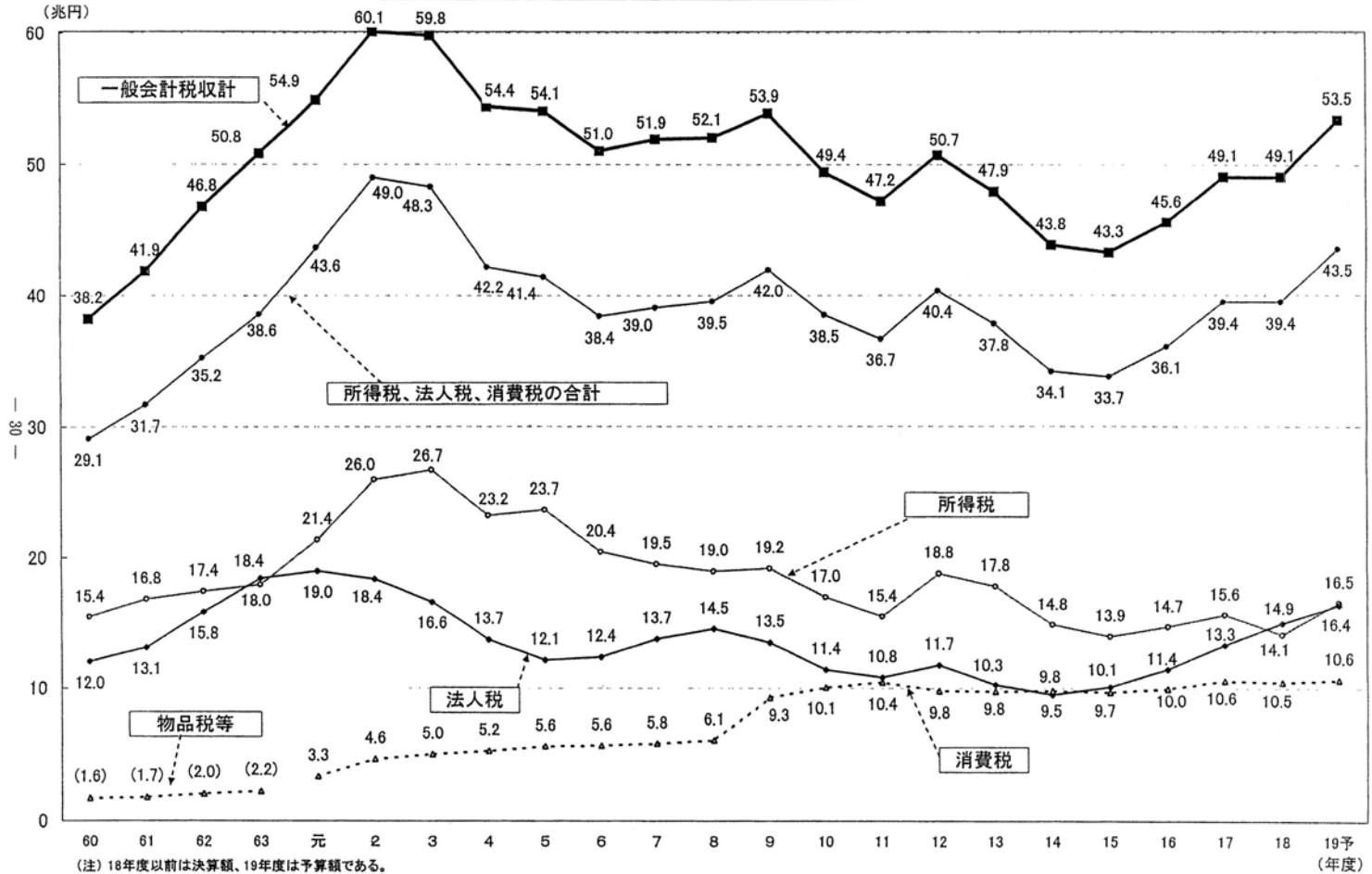
② 成長制約シナリオ（名目成長率2.2%、実質成長率1.6%；2007年度～2011年度平均）



（注）

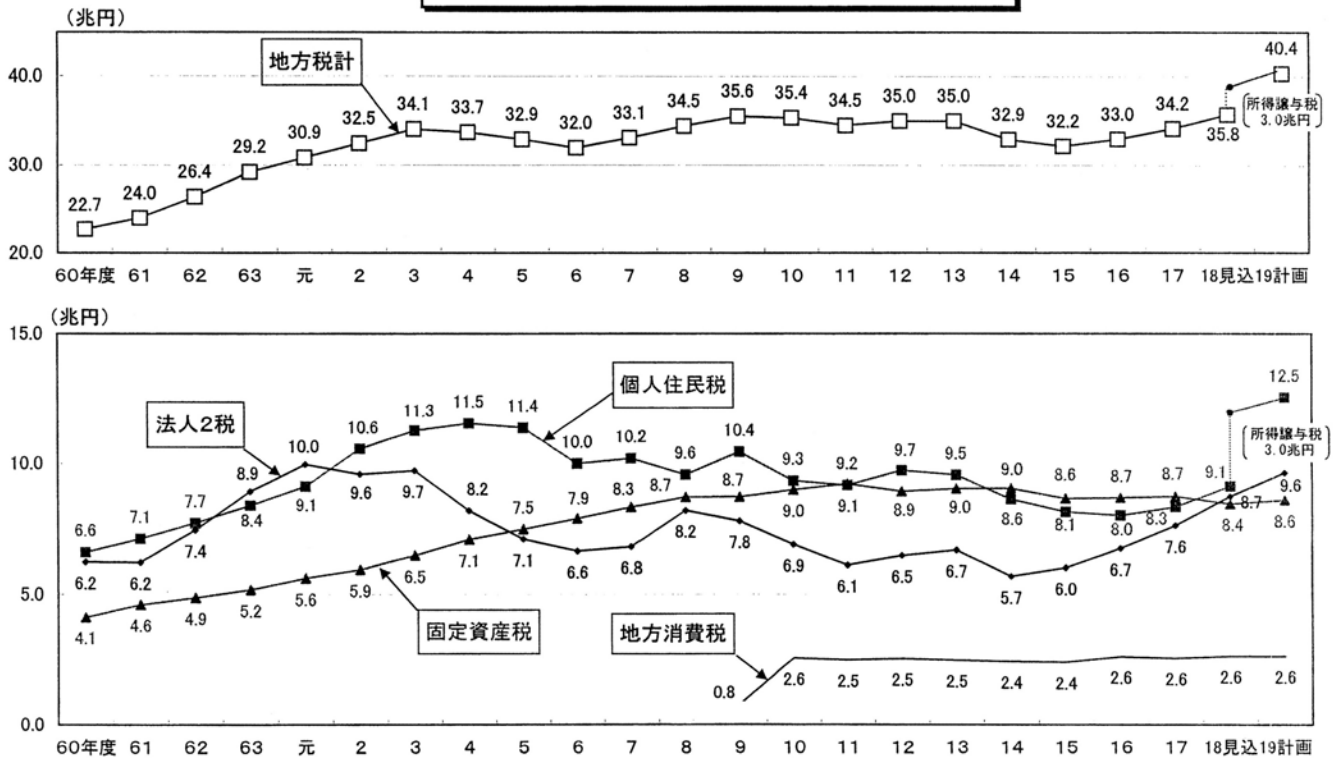
1. 14.3兆円削減ケース、11.4兆円削減ケースは、「日本経済の進路と戦略」年央改定試算（平成19年8月6日経済財政諮問会議提出資料）に2008年度概算要求基準を反映させたもの。
2. 増税必要額とは、2011年度に消費税と所得税半々の増税を行い、2011年度の基礎的財政収支（PB）均衡を実現する場合の所得税と消費税の増収額。増税による経済の押し下げ効果や物価に与える影響等を加味するため、増税幅とPB赤字は一致しない。
3. 14.3兆円削減ケースと11.4兆円削減ケースでは、公共投資、その他分野の歳出の削減額が異なる。

一　般　会　計　税　収　の　推　移



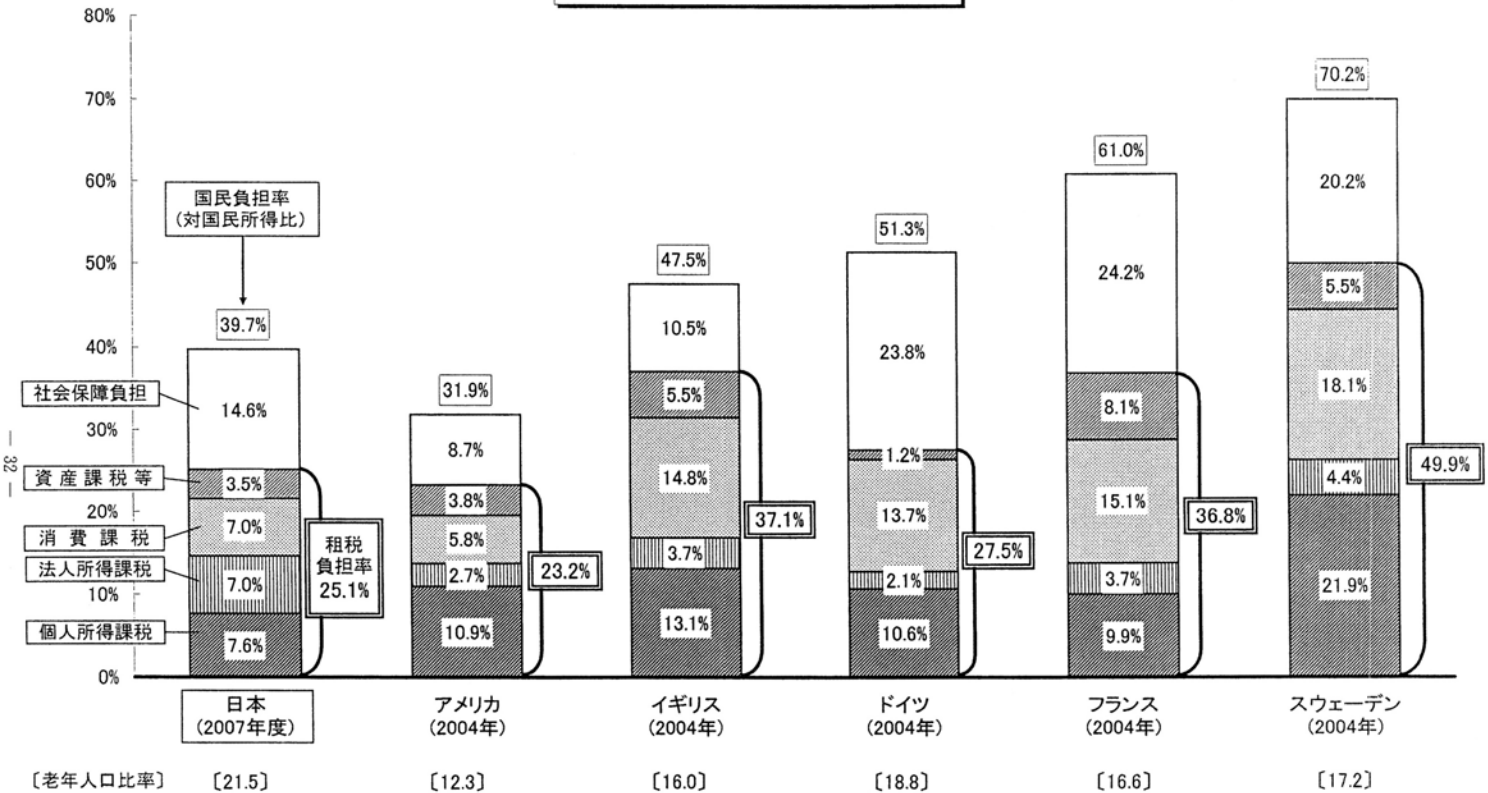
（注）18年度以前は決算額、19年度は予算額である。

地方税収入の推移（地方財政計画額ベース）



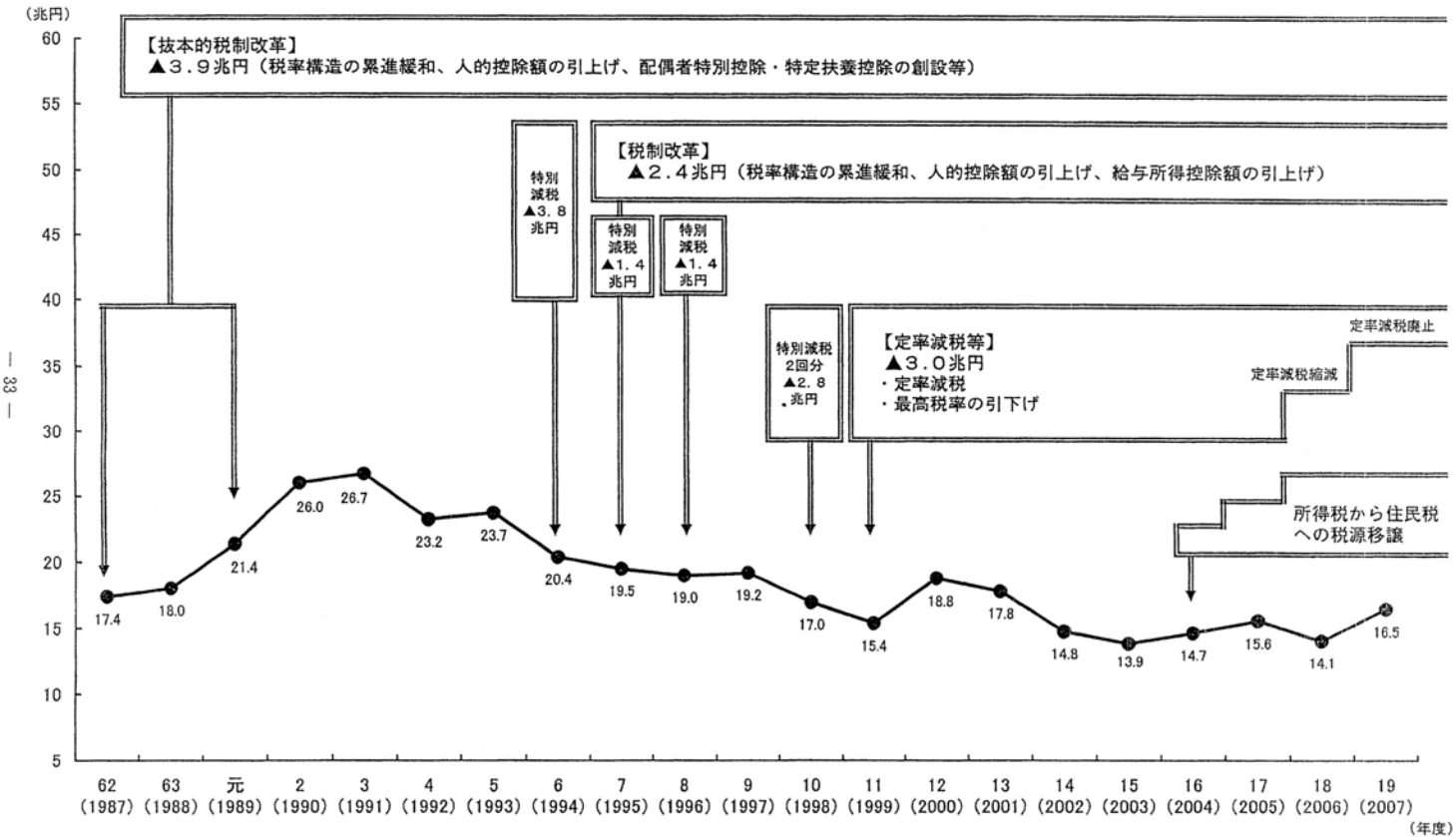
（備考）１ 平成17年度までは決算額（超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース）、18年度は決算見込額、19年度は地方財政計画額である。
２ 18度決算見込額は、地方公共団体からの速報値を集計したものである（最終的な決算額とは異同が生じることがある）。
３「個人住民税」は道府県民税（均等割、所得割）、市町村民税（均等割、所得割）、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計である。
４「法人二税」は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。
５「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

国民負担率の内訳の国際比較



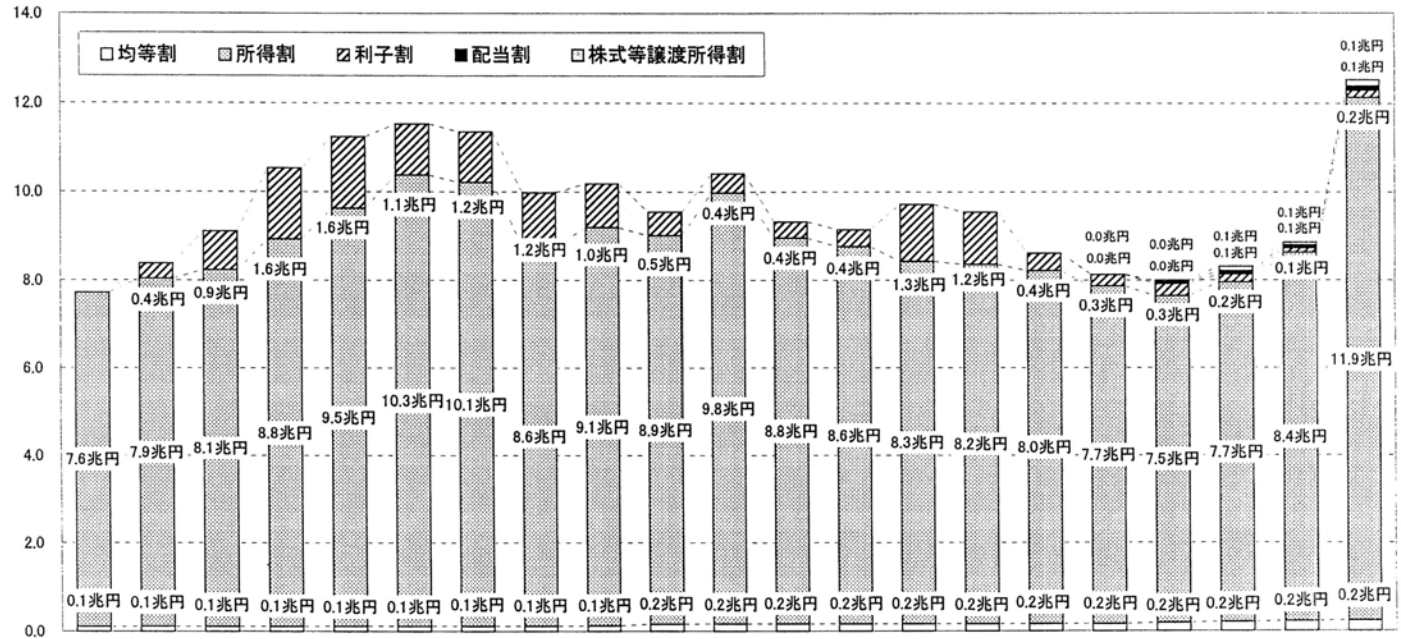
(注)1. 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005"及び同 "National Accounts 1993-2004"等による。
2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database"による)である。

所得税収の推移（一般会計分）



（注）所得税収は、18年度までは決算額、19年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

個人住民税収の内訳の推移

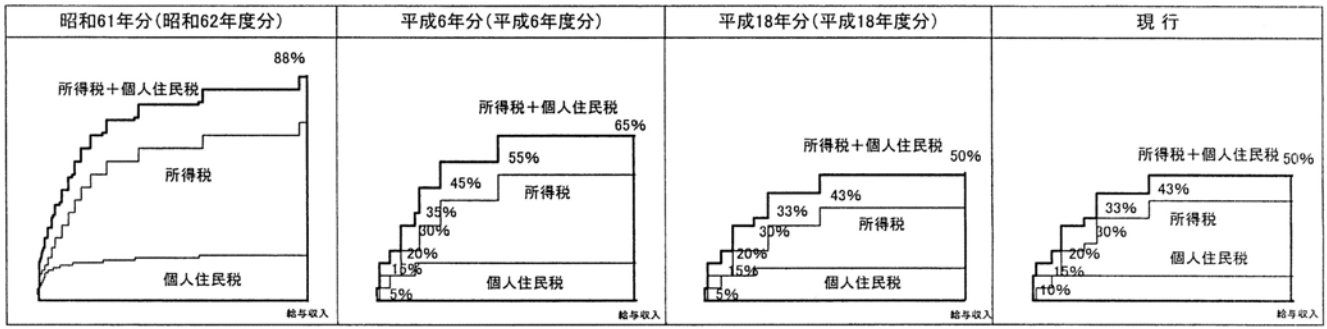


（単位：兆円）

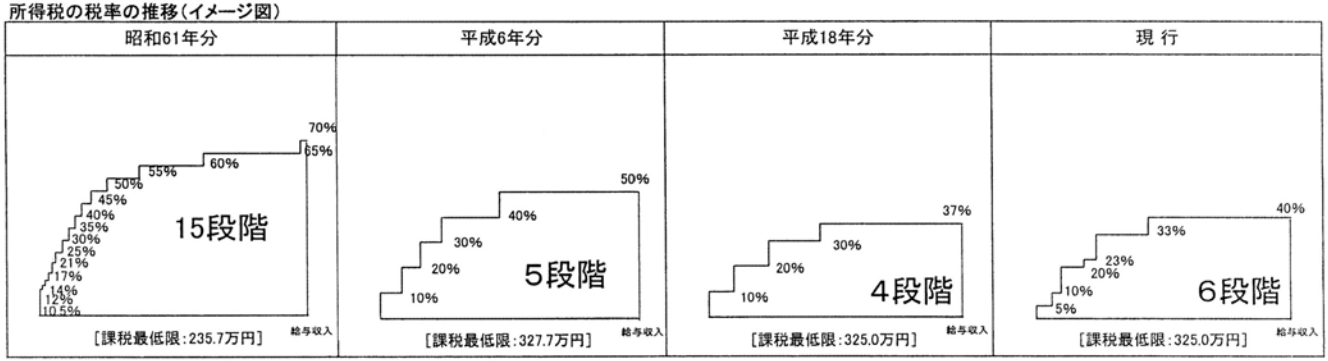
年度	62 (1987)	63 (1988)	元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
全体	7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.0	8.1	8.9	12.5
					・所得割の税率構造の改正(63年度～) ・人的控除の引上げ(63年度～) ・配偶者特別控除の創設(63年度～) ・利子割の創設(63年度～)			・所得割の税率構造の改正(7年度～) ・人的控除の引上げ(7年度～) ・給与所得控除の引上げ(7年度～) ・特別減税	・特別減税	・均等割の引上げ ・特別減税	・所得割の税率構造の改正	・特別減税	・最高税率の引下げ ・定率減税 ・扶養控除額の加算(12年度～)				・配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止(17年度～) ・配当割等の創設	・年金課税の見直し(18年度～) ・均等割の見直し	・定率減税の縮減(18年度～)	・税源移譲に伴う比例税率化(19年度～) ・定率減税の廃止(19年度～)	
					・所得割の税率構造の改正(元年度～) ・人的控除の引上げ(2年度～)																

(注)平成17年度までは決算額、18年度は収入見込額、19年度は地方財政計画による。

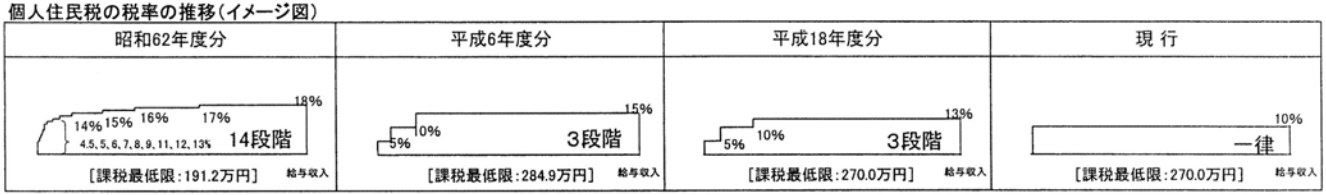
個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）



所得税の税率の推移（イメージ図）



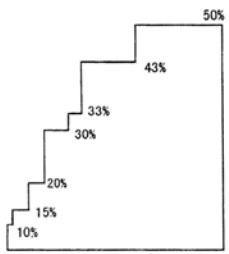
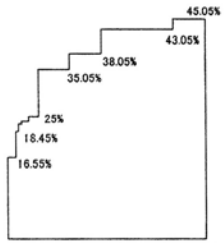
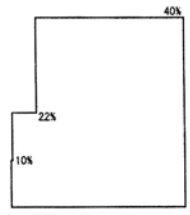
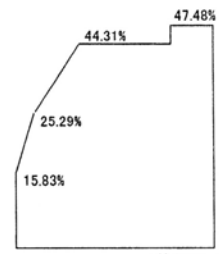
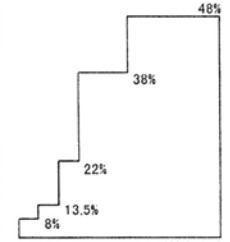
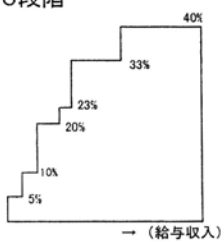
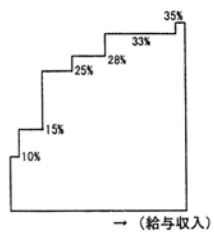
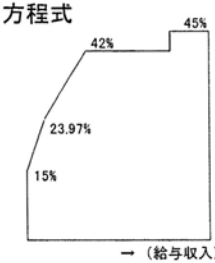
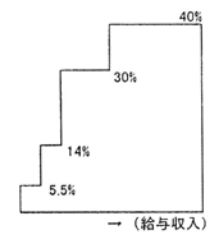
個人住民税の税率の推移（イメージ図）



（注）1．上記の給与収入及び課税最低限は、夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族に該当）の場合の数値である。
2．平成6年（度）分の課税最低限は特別減税前の数値である。

個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）

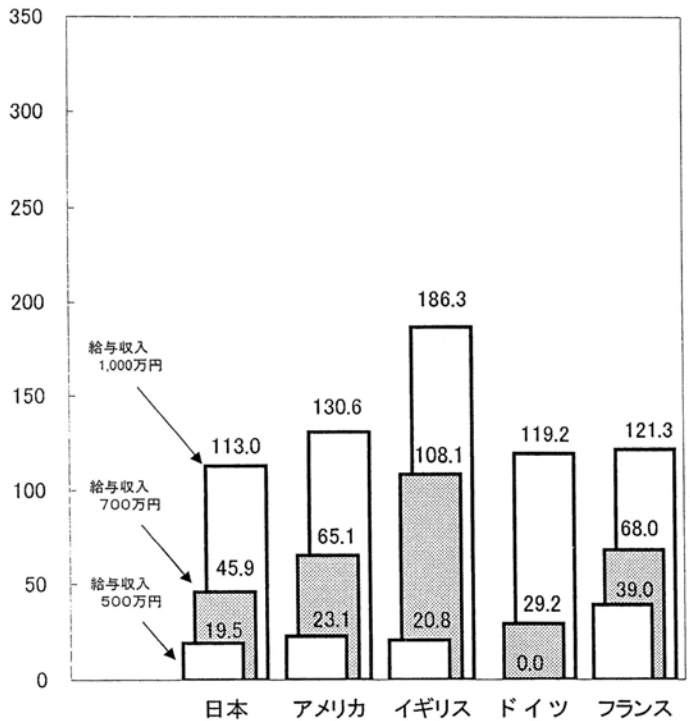
（2007年1月現在）

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
（所得税＋個人住民税）  （注）個人住民税（一律10%）。	（所得税＋地方個人所得課税 （ニューヨーク市））  （注）ニューヨーク市の場合 州税率 4～6.85%　5段階 市税率 2.55～3.20%　4段階	（所得税） 3段階  （注）地方税はない。	（所得税＋連帯付加税）  （注）連帯付加税は所得税に加えて課される連邦税（所得税額の5.5%）である。	（所得税＋社会保障関連諸税）  （注）社会保障関連諸税（計8%）が給与収入に対して課せられる。
（所得税） 6段階  	（所得税） 6段階  		（所得税） 方程式  （注）ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。	（所得税） 4段階  （注）地方税はない。

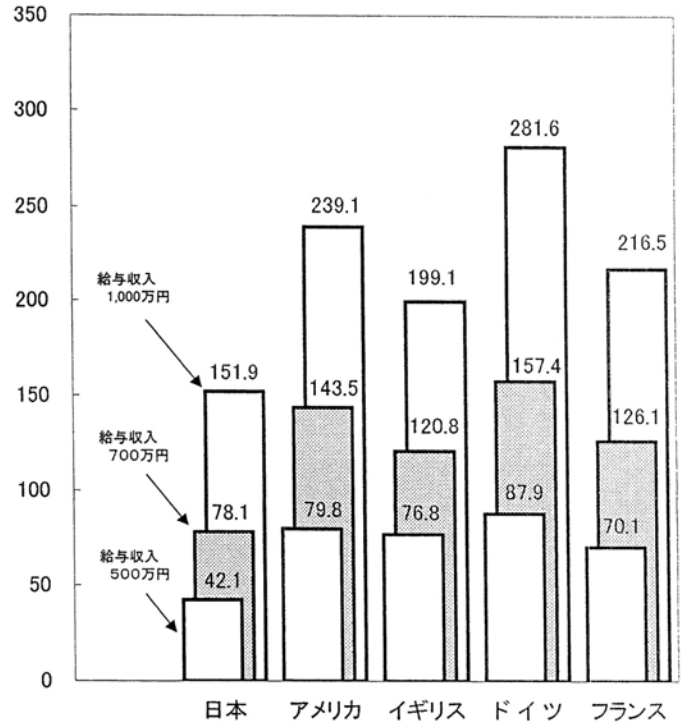
給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

（2007年7月現在）
（単位：万円）

【夫婦子2人の場合】



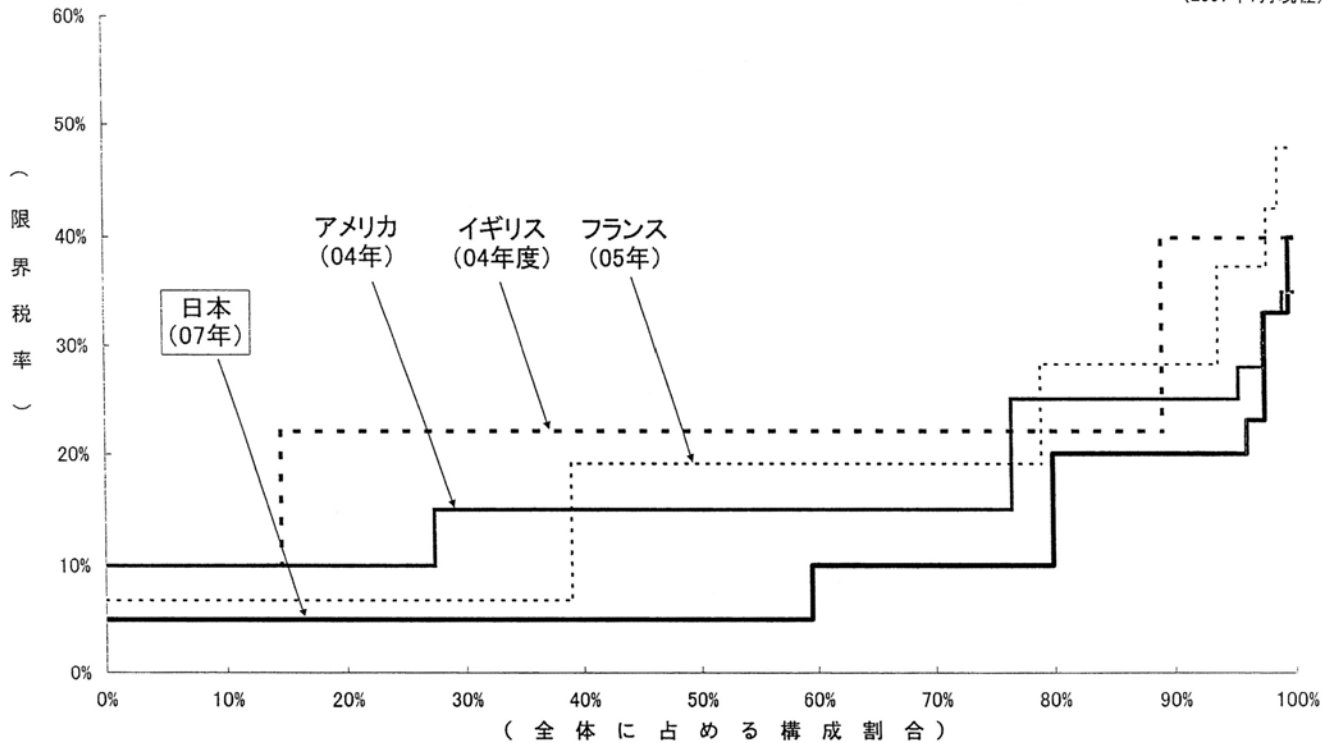
【単身の場合】



（注）1．個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税（CSG）等が定率（現在、合計8%）で課されている）が含まれる。
2．日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは全ての子を1歳以上としている。
3．日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
4．邦貨換算レート：1ドル＝119円、1ポンド＝234円、1ユーロ＝158円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成18年(2006年)12月から平成19年（2007年）5月までの間における実勢相場の平均値）。

所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較

未定稿
（2007年7月現在）



（注）1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

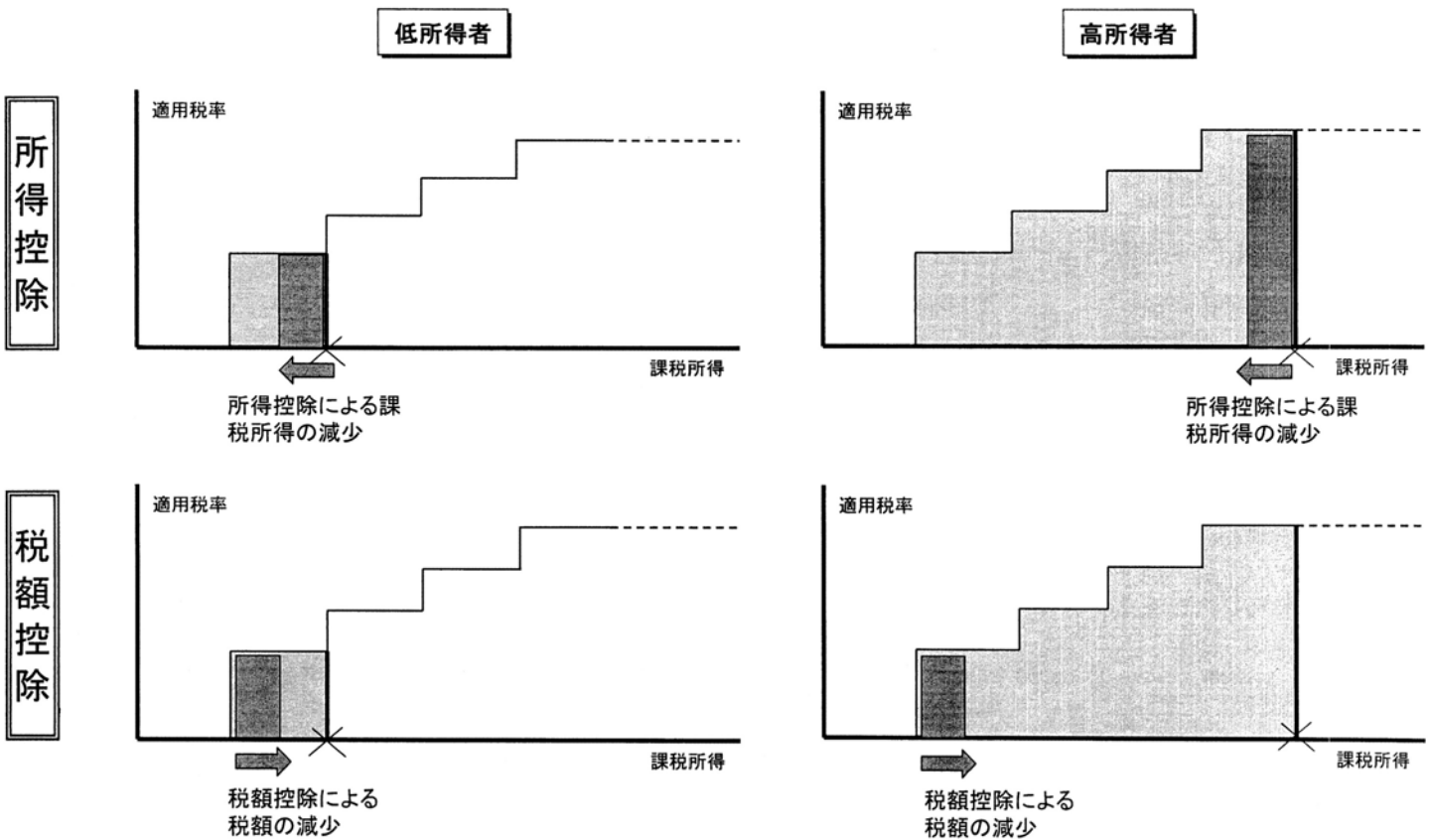
子供のいる世帯に対する現行の税制及び予算措置

		考え方	現行制度	留意点
税制	所得控除	扶養者の担税力の減殺への配慮	扶養控除 ・子供1人につき38万円控除 （16歳以上23歳未満の子供は63万円控除）	・所得の多寡によって負担軽減額は異なる （高所得者ほど負担軽減額は大きい）
予算	手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子　6万円／年 ・第3子以上　12万円／年 （小学校修了まで支給、所得制限あり） （注）平成19年度より、0～3歳未満の児童に係る児童手当の額は、一律年12万円	・所得の多寡に関わらず負担軽減額は一定 ・税額の多寡による影響は受けない

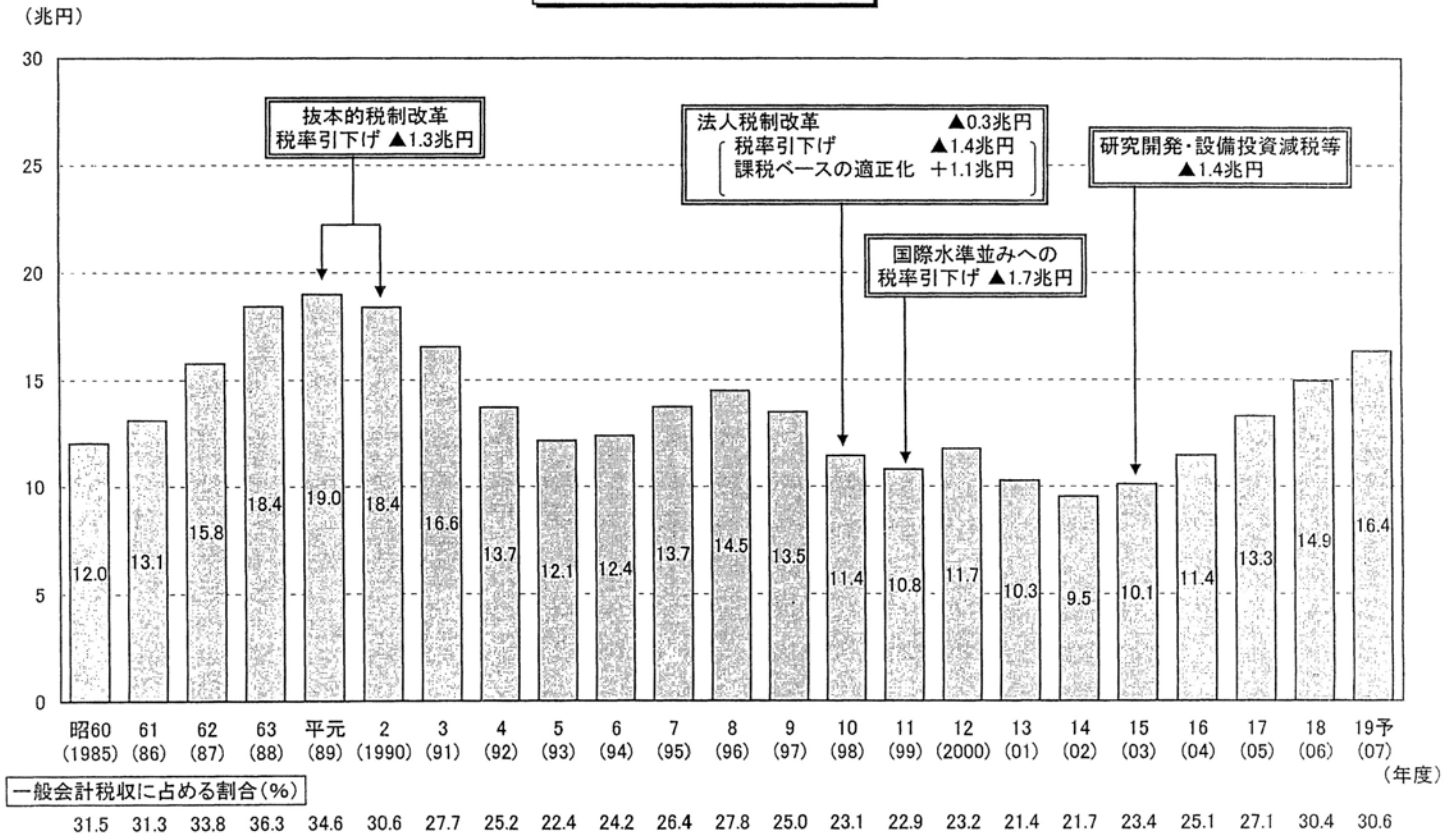
（参考）

税制	税額控除	子育て世帯への財政支援	－	・所得の多寡に関わらず負担軽減額は一定（手当と同じ） ・税額が税額控除額を下回る場合は、負担軽減額は減少する （非納税者には負担軽減が及ばない）

所得控除・税額控除の効果（イメージ）

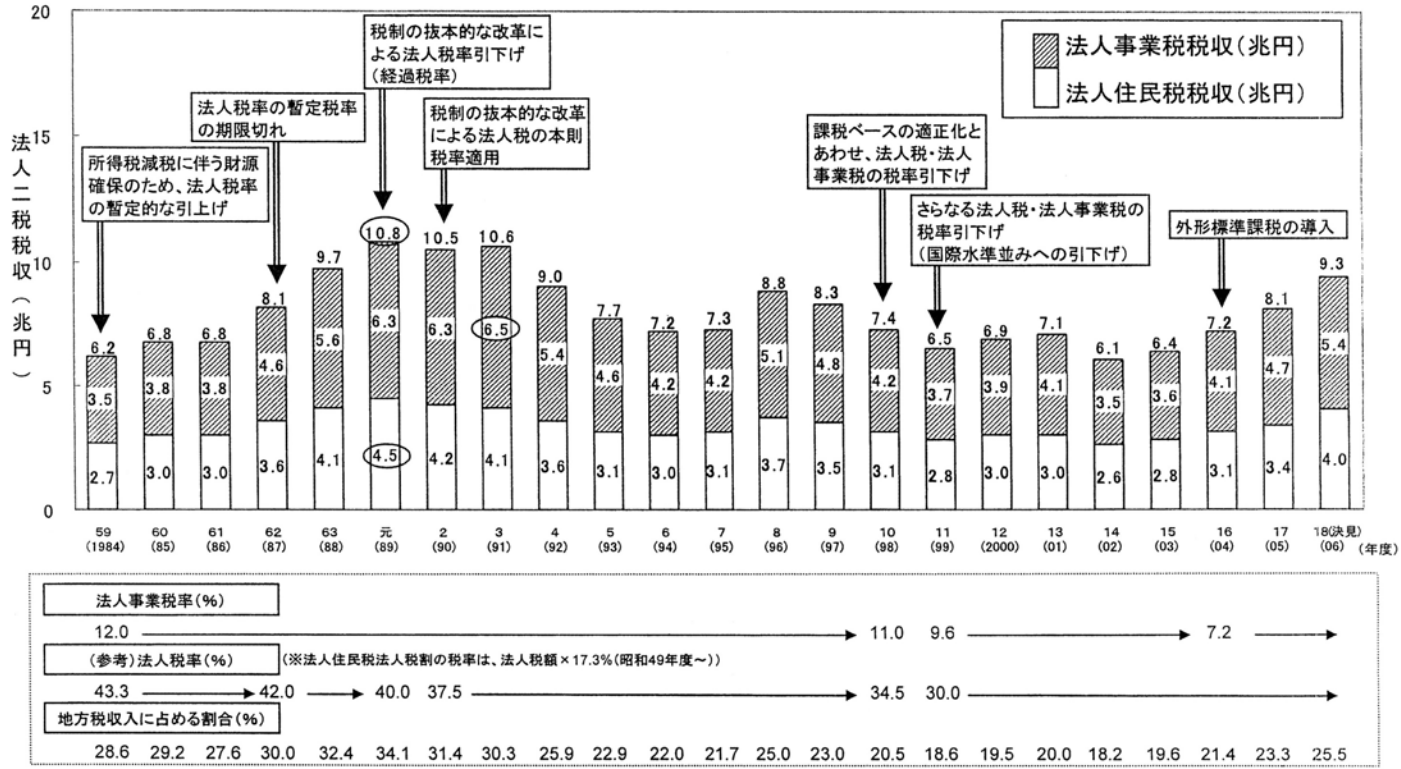


法 人 税 収 の 推 移



（注） 18年度までは決算額、19年度は予算額による。

法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収の推移

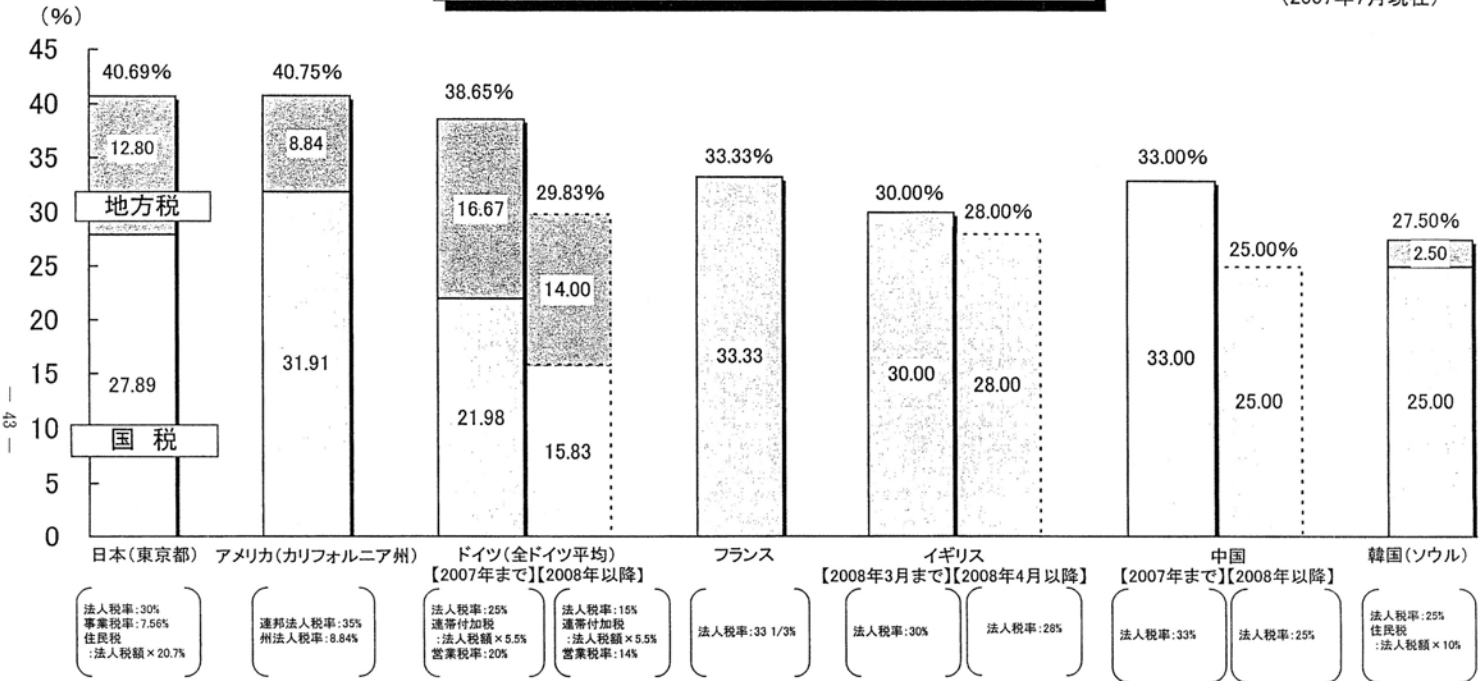


法人事業税率（%）	12.0 →													11.0	9.6 →					7.2 →			
（参考）法人税率（%）	（※法人住民税法人税割の税率は、法人税額×17.3%（昭和49年度～））																						
	43.3 →		42.0 →		40.0	37.5 →								34.5	30.0 →								
地方税収入に占める割合（%）	28.6	29.2	27.6	30.0	32.4	34.1	31.4	30.3	25.9	22.9	22.0	21.7	25.0	23.0	20.5	18.6	19.5	20.0	18.2	19.6	21.4	23.3	25.5

（注）１　１７年度までは決算額、１８年度は決算見込額である。
　　２　地方税においては、３月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。

法人所得課税の実効税率の国際比較

（2007年7月現在）



（注）1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.5%、付加税[税額の17%]）・市税（8.85%）をあわせた実効税率は45.95%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. ドイツでは、2007年7月に「2008年法人税改革法」が成立し、2008年1月から法人税率の引下げ、及び営業税の損金算入の否認等の課税ベースの拡大が実施されることとなった。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%(2008年以降3.5%)に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に沿って、賦課率400%（連邦財務省発表の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示。なお、従来、継続的に比較対照を行ってきたデュッセルドルフ（賦課率445%）では、法人実効税率は39.78%（国税21.57%、地方税18.20%）、2008年法人税改革後の法人実効税率は31.40%（国税15.83%、地方税15.58%）となる見込みである。
6. フランスでは、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税（地方税）が課される。
7. イギリスでは、2007年7月に「2007年度歳入法」（税制改正）が成立し、2008年4月から法人税率の引下げ、減価償却制度の見直し等が実施されることとなった。
8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60:40）である。
9. 中国では、2007年3月に「企業所得税法」が成立し、2008年1月から法人税率の引下げ、及び研究開発費に係る損金算入の拡充等の措置が実施されることとなった。
10. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほかに資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

ドイツの法人税改革の背景

（政府税制調査会海外調査報告より抜粋）

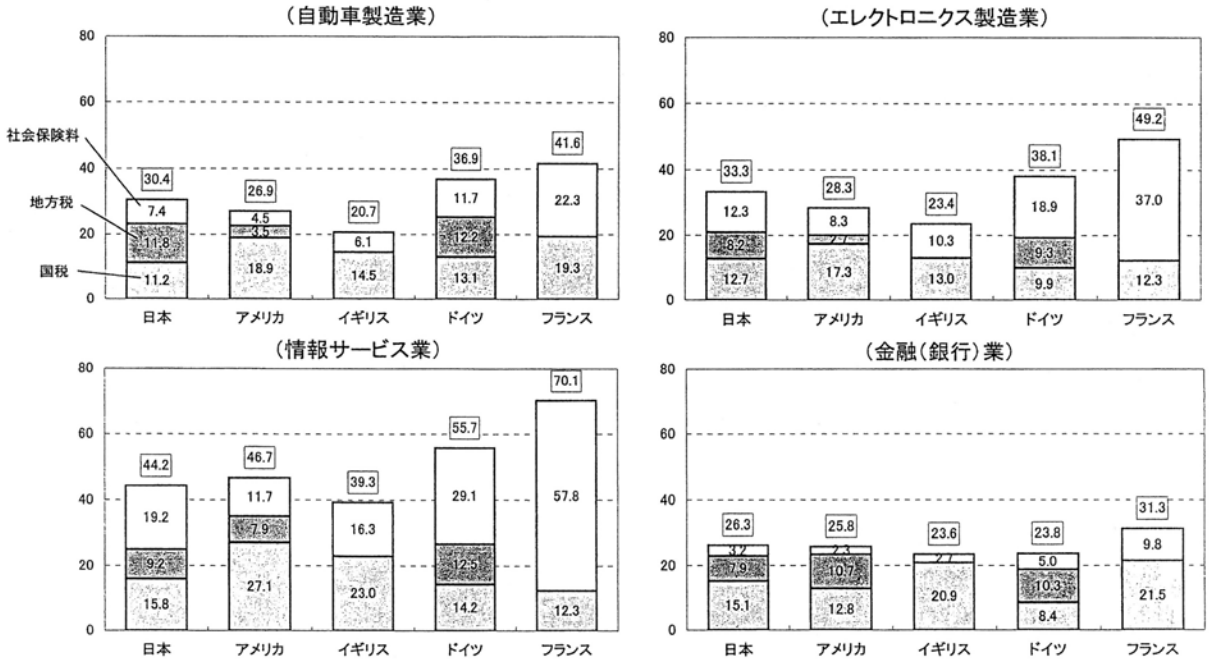
○ 今般の税制改革の主な目的は、マーストリヒト条約による財政赤字3%基準を満たすための財政健全化と、ドイツの法人税制の競争力を強化すること。まずは付加価値税の引上げに見られるように財政健全化を重視しつつ、法人税制改革において競争力に配意している。

○ 予定されている法人税改革は、ドイツ国内で利益を上げているにもかかわらず、資本調達費用などとして所得を外国に移しドイツでの課税所得を小さくしている多国籍企業が多いことへの対応が重要な目的である。また、企業の資本が国内投資に向けられることで、雇用の創出や賃金の上昇、更には所得税・社会保険料の増収が期待されている。

○ 法人実効税率の引下げとともに課税ベースの拡大措置をとり、減収額を抑制する。営業税については、損金算入を否認するとともに、市町村の安定財源を確保するという観点から、税率を引き下げ、増減収額をほぼ等しくしている。課税ベース拡大措置の中には、支払利子の損金算入の制限や移転価格税制の執行強化など法人所得の国外流出を抑制するという目的に沿った措置もあれば、単に増収を確保するために導入されたものもある。

法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査

未定稿



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

【調査手法について】

- ○ 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- ○ 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保障負担の[税引前当期利益＋社会保障負担](総売上から社会保障負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- ○ モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテネシー州（自動車製造業）、カリフォルニア州及びニュージャージー州（エレクトロニクス製造業）、カリフォルニア州（情報サービス業）、カリフォルニア州及びニューヨーク市（金融業）、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- ○ 各業種における我が国の売上げ上位4～5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制（国税、地方税）、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- ○ 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目（試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等）のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りとみなせる一時差異項目（貸倒引当金及び減価償却等）の影響は反映していない。
- ○ 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

＊前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

企業負担と経済活性化の関係について
（調査分析部会　加藤久和専門委員報告のポイント）

○法人企業公的負担の影響についての概括的な理解
- 法人所得税や社会保険料の企業負担の軽減は、利潤等のキャッシュ・フロー増加をもたらし、当該企業の設備投資促進につながる。さらに、賃金・雇用等の増加や財・サービス価格低下などを通じて労働者や消費者にもメリットを及ぼすと考えられる。
- 主な影響経路は①設備投資の拡大に伴うマクロ経済押し上げ②外国企業による対内投資の促進③キャッシュ・フロー増加による賃金・配当の増加④財・サービス価格の低下等のプラス効果⑤税収減に伴う財政赤字の拡大と利子率押し上げによるマイナス効果。

○諸研究を踏まえた留意点等
- 企業負担の軽減が経済にプラスの効果を及ぼすかについては、内外で定量的な分析が蓄積されているが、ポジティブな見方とネガティブな見方に分かれている状況。
- 企業負担のあり方を考えるにあたっては、以下のような観点に留意が必要。

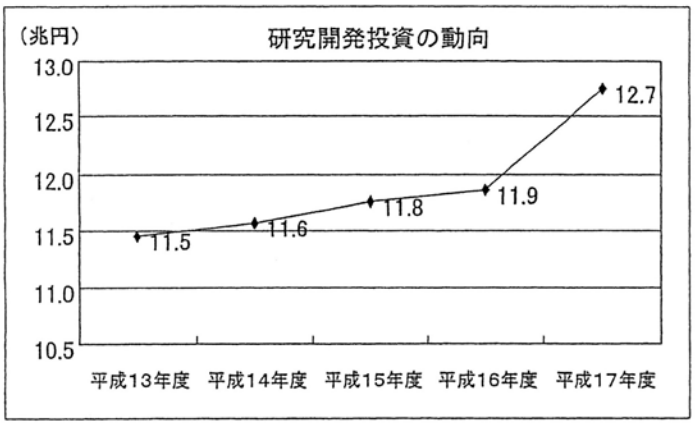
①少子高齢化・人口減少、グローバル化の進展といった経済社会のトレンドとの関連。長期的な経済活性化のためには持続的な経済成長が不可欠であり、それには経済社会のトレンドへの適切な対応が必要となる。法人企業の公的負担軽減が研究開発（R&D）投資を促す可能性や長期的に予測される国内の投資資金不足に対応するための対内投資の促進なども考慮する必要がある。

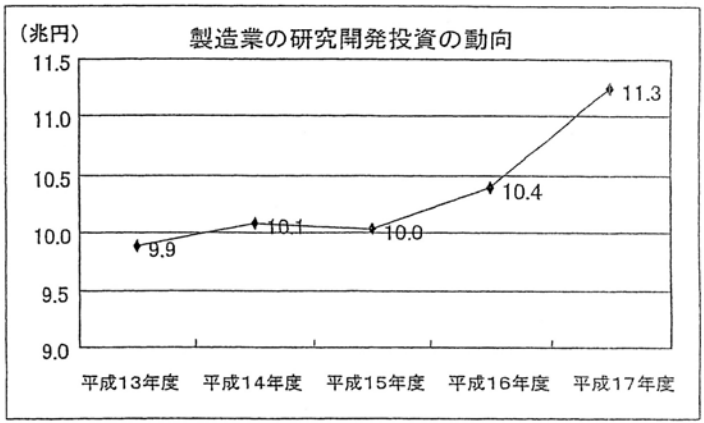
②他方、法人税率引き下げによってキャッシュ・フローが増加しても、将来の需要増加などの期待がない限り、設備投資に結びつかないこともありうる。また、たとえ税率が引き下げられても社会保険料雇用主負担の増加によって設備投資に結びつかない可能性もある。加えて、税収減による長期金利上昇、法人税減税が他税の増税予想をもたらす効果なども検討しなければならない。

③欠損法人への影響、法人税の帰着の問題も考慮すべき点である。

○要点
- 企業負担の軽減により、資本コストが下がれば、借入金利が変わらないとの前提の下では設備投資の増加につながるが、税収の落ち込みによる金利上昇といった影響経路もあることから、マクロ経済に与える影響については多角的な分析が必要。

企業による研究開発投資の動向





注）上記の研究開発投資額は、自然科学以外の分野を含む、企業による全ての研究開発にかかる投資の合計額。自然科学に限った場合、平成15年度は11．7兆円、16年度は11．8兆円、17年度は12．7兆円となる。

（出典）総務省統計局「科学技術研究調査報告」

企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から
（調査分析部会　國枝繁樹専門委員報告のポイント）

○限界税率と平均税率

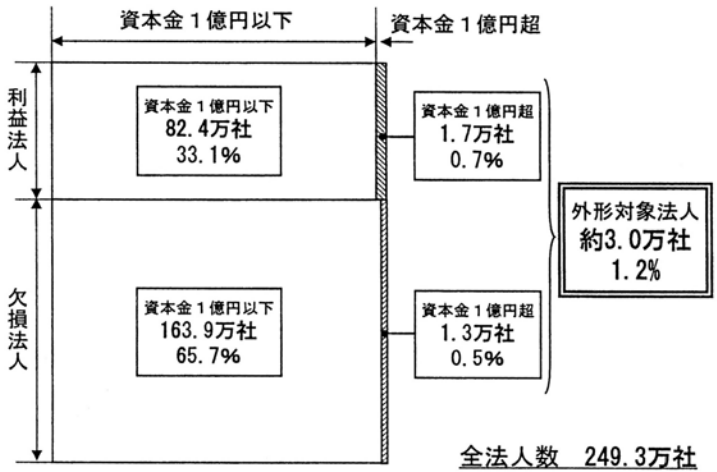
- 経済学の標準的な考え方においては、投資促進策としては限界税率の引下げが効率的とされてきたが、80 年代以降、各国では課税ベースを拡大し、一定の税収を確保しながら、法定税率を引き下げている。
- 平均税率の引下げは、既存株主への lump-sum transfer を意味することから、経済効率をむしろ低下させる側面もあるが、時間をかけて引き下げることで、そうした弊害を抑制できる。

○平均税率引下げを巡る論点

- 流動性制約の存在が効率的投資を大きく阻害している場合には、平均税率の引下げが好ましいが、一方、フリーキャッシュフロー仮説が当てはまる場合には、企業による非効率な過剰投資を促すため、必ずしも望ましくない。現在の日本企業は、後者の状況にあるのではないかとも考えられる。
- 対外直接投資は様々な要因に影響を受けるが、立地選択の段階においては、平均税率が影響を与える可能性がある。ただし、欧米の実証研究ではその影響の規模について議論があるほか、我が国に関する実証研究では影響の有無について見方が分かれている。
- 多国籍企業が世界全体の税負担の最小化を図って行う利益移転に関しても、平均税率が問題となり、実証研究においても、低率国へ利益移転を行うことが確認されている。利益移転への対抗措置が十分機能しない場合には、平均税率の引下げにより、自国外への利益移転を防止しようとする国も現れることになる。

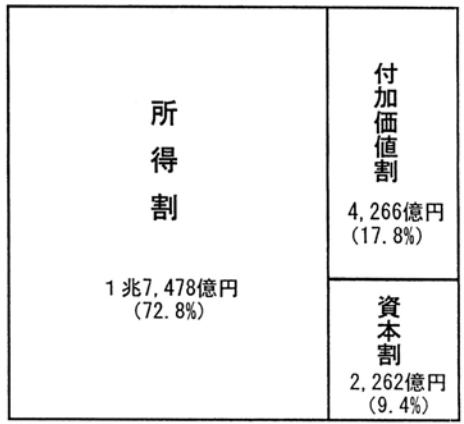
外形標準課税導入初年度の実績

対象法人数



全法人数　249.3万社

税　額



所得基準：外形基準
72.8%　：　27.2%

（注）１　法人数は、平成17年２月１日から平成18年１月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成17年度道府県税の課税状況等に関する調」による。
２　税額は、平成17年２月１日から平成18年１月31日までの間に決算を行った外形標準課税対象法人（28,158社）を集計した値である。
平成17年２月及び３月に決算を行った法人のうち一部については、平成16年３月31日以前開始の事業年度であるため、外形標準課税の対象に含まれていない。
３　数値は速報値であり、精査により異動することがある。

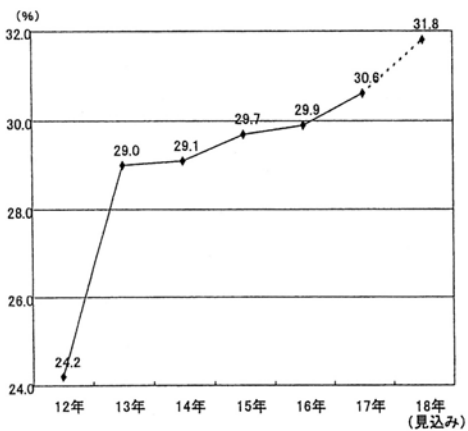
（経済産業省作成資料より）

我が国企業の国外所得の現状

○ 我が国企業の海外生産比率は約3割強に上昇。これに伴い、海外利益が増加傾向

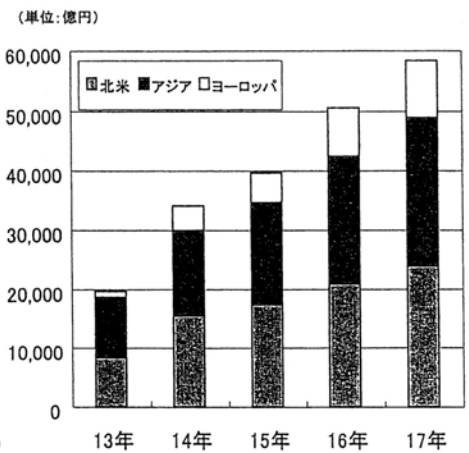
○ 他方、我が国企業は、この海外利益の多くを国内に資金還流せずに海外に留保する傾向が見られ、近年海外での内部留保額は急増

製造業の海外生産比率の推移



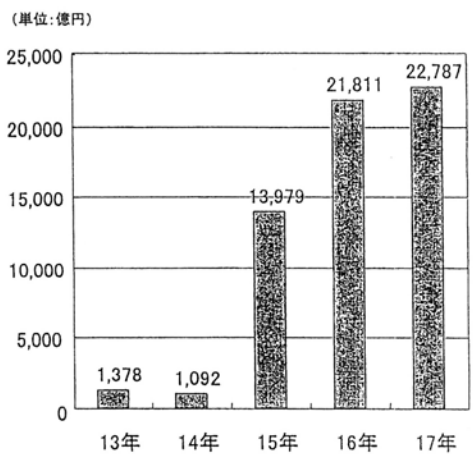
(出所)経済産業省「海外事業活動基本調査」

海外現地法人の地域別経常利益の推移



(出所)経済産業省「海外事業活動基本調査」

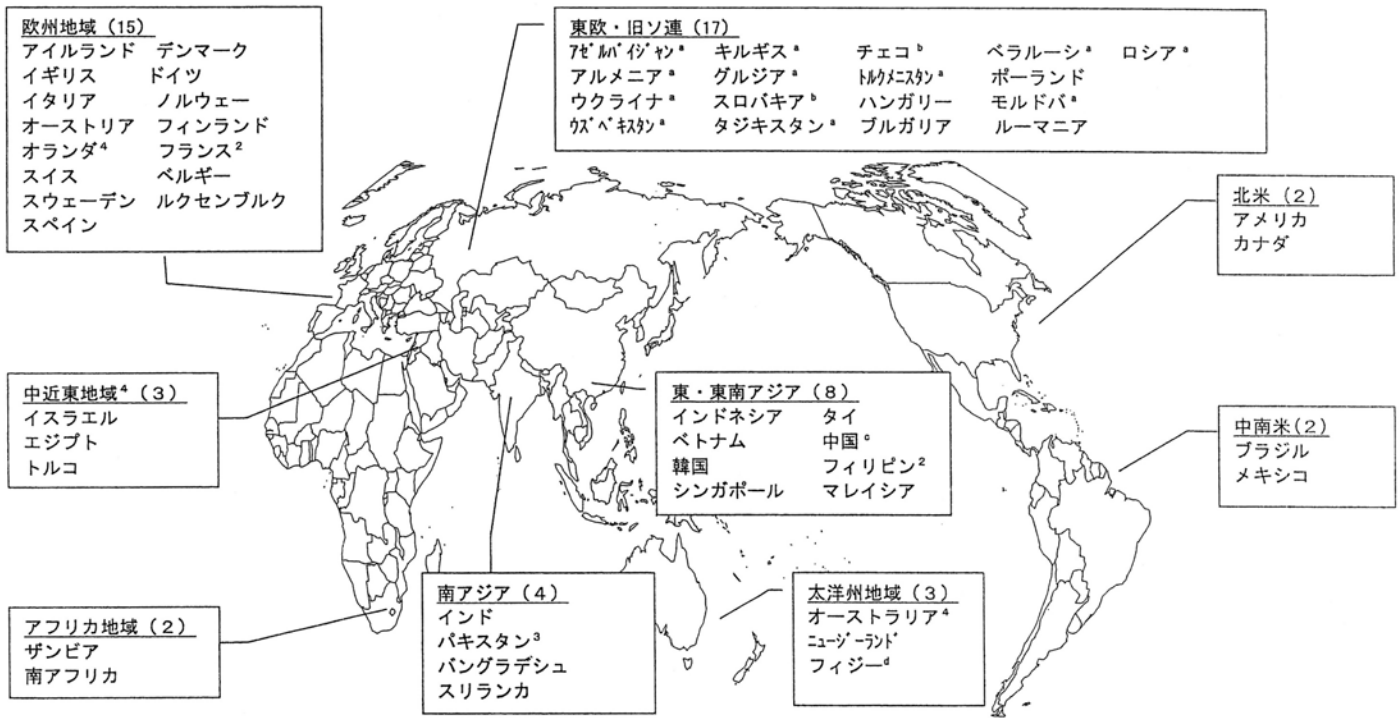
海外現地法人の内部留保額の推移(全産業)



(出所)経済産業省「海外事業活動基本調査」

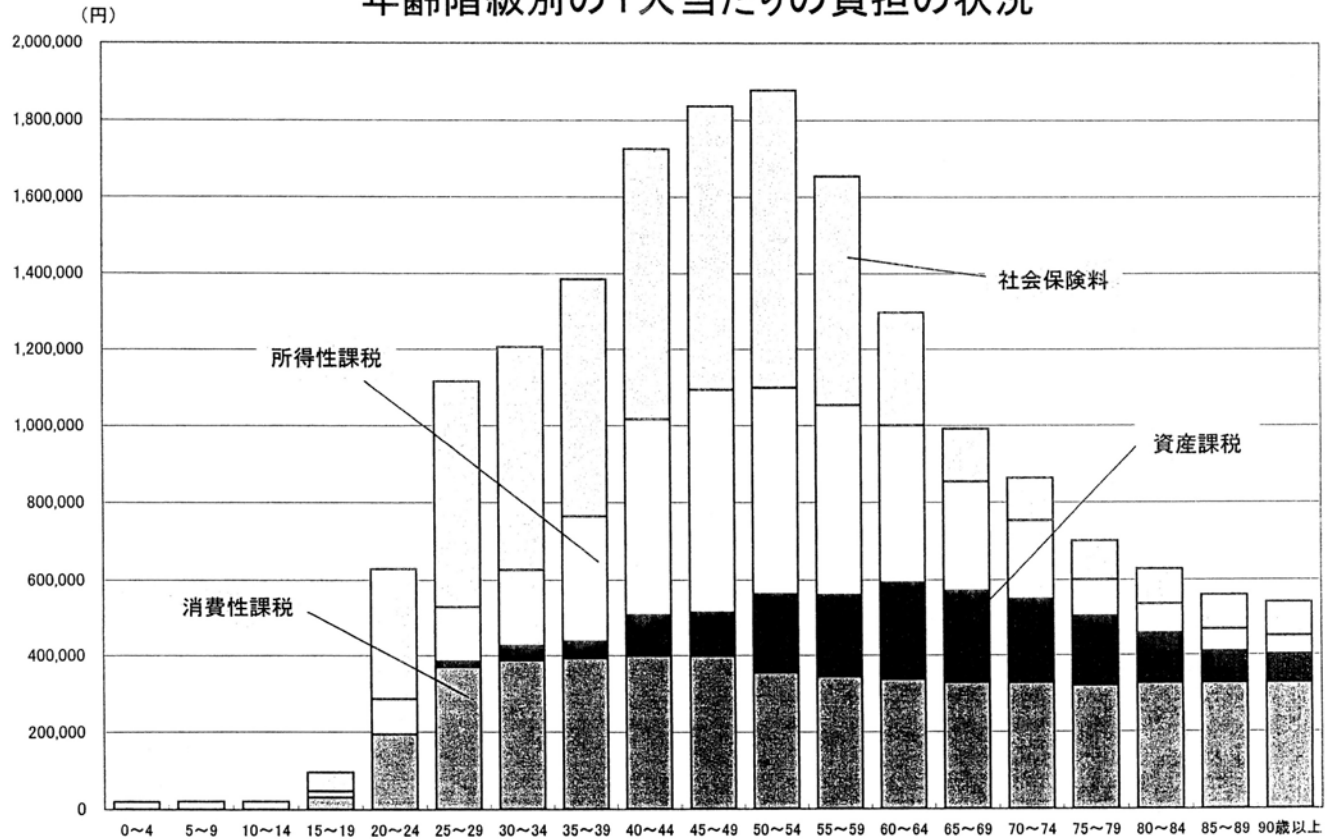
我が国の租税条約ネットワーク

（45条約、56カ国適用／平成19年10月現在）



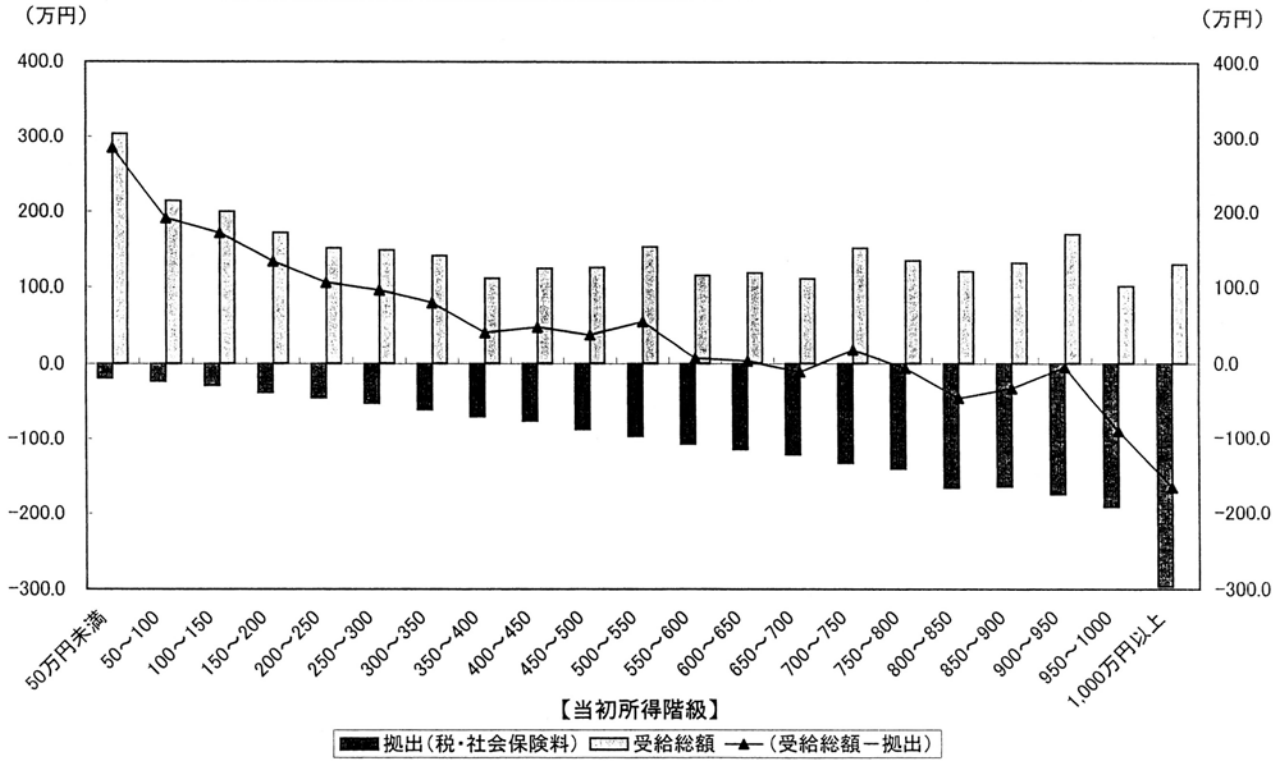
（注）1．a 旧ソ連との条約が承継されている。 b 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
c 香港、マカオには適用されない。 d フィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
2．昨年12月署名された日比租税条約、今年1月署名された日仏租税条約は、本年6月に国会において承認（未発効）。
3．パキスタンとの新租税条約締結交渉が本年6月に、オーストラリアとの新租税条約締結交渉が本年8月に基本合意に達した。
4．現在、オランダ、クウェート及びＵＡＥと条約交渉中。

年齢階級別の１人当たりの負担の状況



（備考）「我が国における年齢階級別の受益と負担の状況に係る調査」（（社）日本経済研究センター、財政制度等審議会（平成18年11月22日）資料）による。

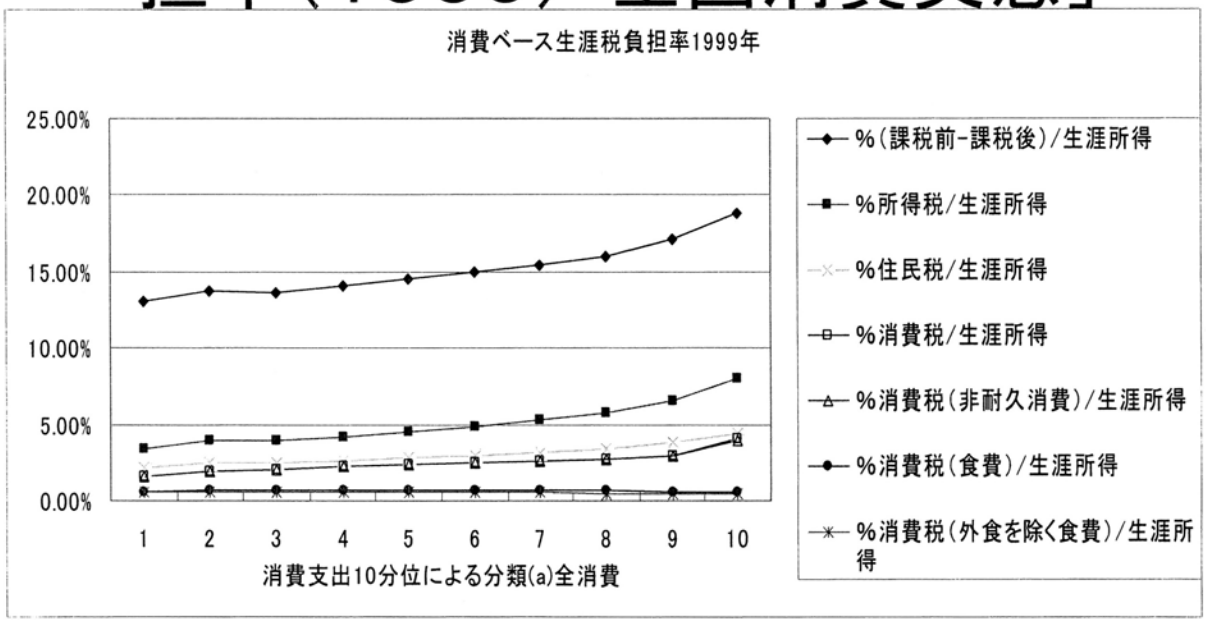
所得階級別の受益と負担の状況（平成17年所得再分配調査）



（注1）受給は、年金その他の社会保障給付（医療、介護の現物給付についても推計し、計上）。
（注2）税は、直接税のうち所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く）及び自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く）。
（注3）社会保険料は、医療保険、年金保険及び介護保険等の各制度による保険料（事業主負担を除く）。
（出所）厚生労働省「平成17年所得再分配調査報告書」

第９回企画会合・第４回調査分析部会合同会議
（平成19年５月11日）大竹専門委員提出資料

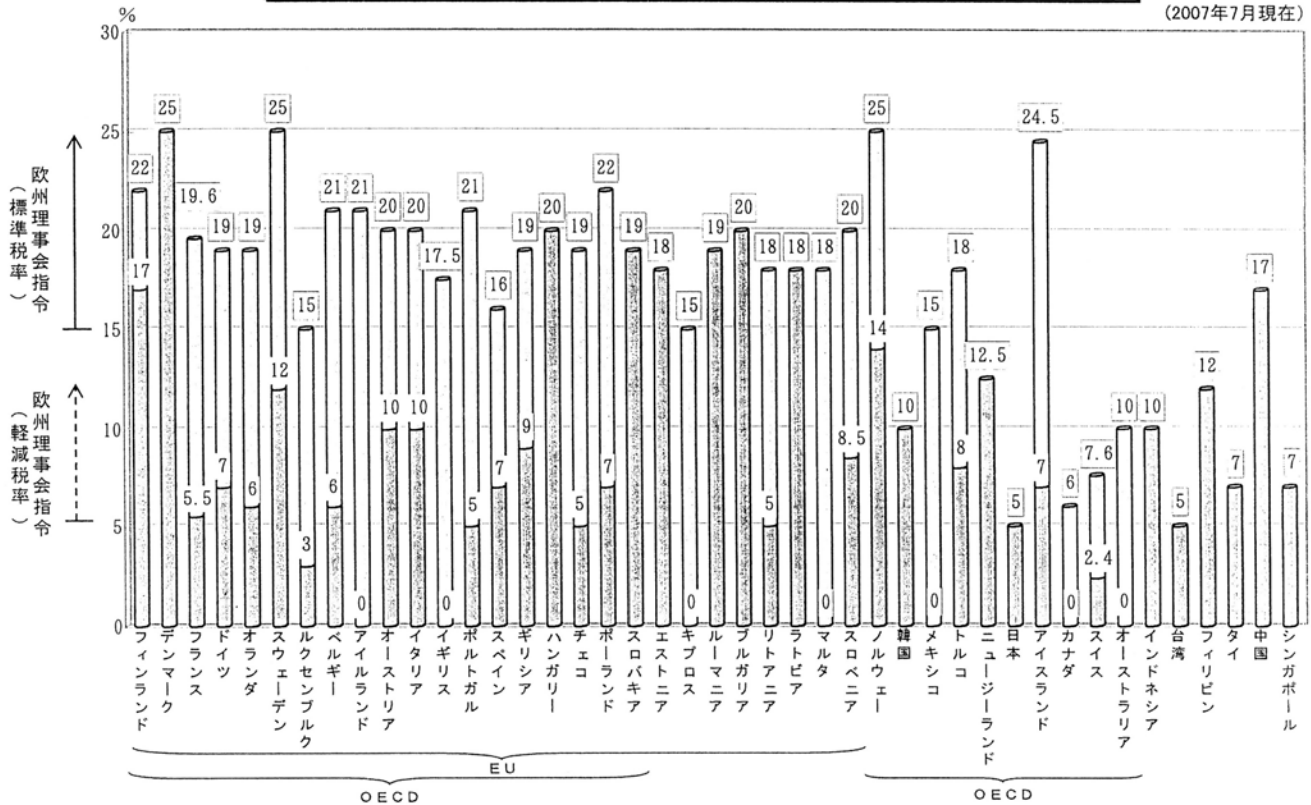
消費ベースの生涯所得階級別租税負担率（1999）「全国消費実態」



消費階級が各年齢階級で変化しないという仮定で作成した生涯所得（20歳代で第一分位であればすべての年齢階級別消費階級は第一分位に属するという仮定）この場合、消費税は逆進的にはならない

付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較（未定稿）

（2007年7月現在）



（備考）1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税（地方税）である。
2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。（例：オンタリオ州 8%）
3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市 8.375%）
4. 上記中、🛢 が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。
5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

（出所）IBFD"European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

諸外国の付加価値税率（標準税率）（未定稿）

（2007年現在）

EU・OECD加盟国	税率	ヨーロッパ	税率	アジア・中東・大洋州	税率	中南米	税率	アフリカ	税率
デンマーク（OECD・EU）	25.0	クロアチア	22.0	中国	17.0	ウルグアイ	23.0	タンザニア	20.0
スウェーデン（OECD・EU）	25.0	アルバニア	20.0	イスラエル	15.5	アルゼンチン	21.0	モロッコ	20.0
フィンランド（OECD・EU）	22.0	アルメニア	20.0	サモア	15.0	ペルー	19.0	カメルーン	19.25
ポーランド（OECD・EU）	22.0	ウクライナ	20.0	スリランカ	15.0	チリ	19.0	ウガンダ	18.0
ベルギー（OECD・EU）	21.0	ウズベキスタン	20.0	パキスタン	15.0	ブラジル	17.0	ガボン	18.0
アイルランド（OECD・EU）	21.0	キルギス	20.0	バングラデシュ	15.0	ジャマイカ	16.5	ギニア	18.0
ポルトガル（OECD・EU）	21.0	タジキスタン	20.0	ネパール	13.0	ガイアナ	16.0	コートジボワール	18.0
オーストリア（OECD・EU）	20.0	モルドバ	20.0	インド	12.5	コロンビア	16.0	コンゴ	18.0
ハンガリー（OECD・EU）	20.0	サンマリノ	20.0	バヌアツ	12.5	ドミニカ共和国	16.0	セネガル	18.0
イタリア（OECD・EU）	20.0	モナコ	19.6	フィジー	12.5	アンティグア・バーブーダ	15.0	チャド	18.0
フランス（OECD・EU）	19.6	アゼルバイジャン	18.0	フィリピン	12.0	ドミニカ	15.0	中央アフリカ	18.0
チェコ（OECD・EU）	19.0	グルジア	18.0	インドネシア	10.0	トリニダード・トバゴ	15.0	チュニジア	18.0
ドイツ（OECD・EU）	19.0	セルビア	18.0	カンボジア	10.0	ニカラグア	15.0	トーゴ	18.0
ギリシャ（OECD・EU）	19.0	ベラルーシ	18.0	ベトナム	10.0	バルバドス	15.0	ニジェール	18.0
オランダ（OECD・EU）	19.0	マケドニア	18.0	モンゴル	10.0	ベネズエラ	14.0	ブルキナファソ	18.0
スロバキア（OECD・EU）	19.0	ロシア連邦	18.0	パプアニューギニア	10.0	エルサルバドル	13.0	ベナン	18.0
イギリス（OECD・EU）	17.5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	17.0	レバノン	10.0	コスタリカ	13.0	マダガスカル	18.0
スペイン（OECD・EU）	16.0	モンテネグロ	17.0	シンガポール	7.0	ボリビア	13.0	マリ	18.0
ルクセンブルク（OECD・EU）	15.0	トルクメニスタン	15.0	タイ	7.0	エクアドル	12.0	ルワンダ	18.0
ブルガリア（OECD・EU）	20.0	カザフスタン	14.0	台湾	5.0	グアテマラ	12.0	ザンビア	17.5
スロベニア（OECD・EU）	20.0	リヒテンシュタイン	7.6			ホンジュラス	12.0	マラウイ	17.5
ルーマニア（OECD・EU）	19.0					スリナム	10.0	アルジェリア	17.0
エストニア（OECD・EU）	18.0					グレナダ	10.0	モザンビーク	17.0
ラトビア（OECD・EU）	18.0					ハイチ	10.0	ケニア	16.0
リトアニア（OECD・EU）	18.0					パラグアイ	10.0	エチオピア	15.0
マルタ（OECD・EU）	18.0					ベリーズ	10.0	カーボヴェルデ	15.0
キプロス（OECD・EU）	15.0					パナマ	5.0	ギニアビサウ	15.0
ノルウェー（OECD）	25.0							ジンバブエ	15.0
アイスランド（OECD）	24.5							赤道ギニア	15.0
トルコ（OECD）	18.0							ナミビア	15.0
メキシコ（OECD）	15.0							モーリシャス	15.0
ニュージーランド（OECD）	12.5							南アフリカ	14.0
オーストラリア（OECD）	10.0							モーリタニア	14.0
韓国（OECD）	10.0							レソト	14.0
スイス（OECD）	7.6							ガーナ	12.5
カナダ（OECD）	6.0							セーシェル	12.0
日本（OECD）	5.0							エジプト	10.0
								コモロ	10.0
								スーダン	10.0
								ボツワナ	10.0
								ナイジェリア	5.0

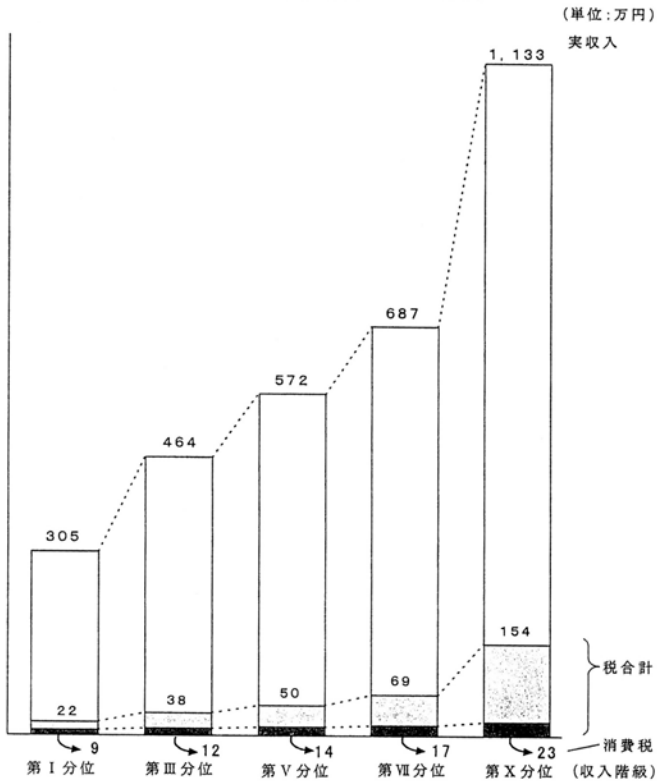
国連加盟国（192か国）及び台湾のうち、
146の国・地域で付加価値税を導入。

このうち、日本と同じ5％以下の税率の国は、日本以外に3か国。

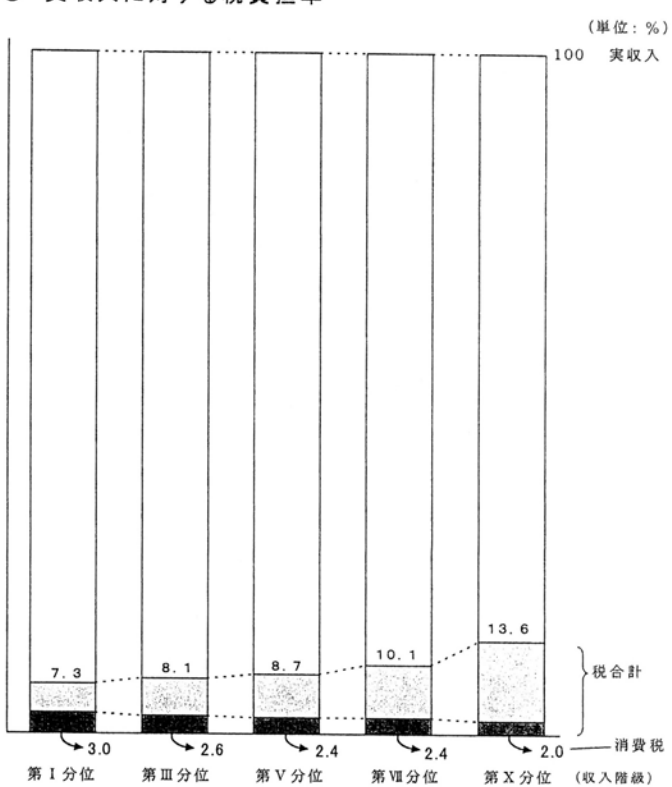
（注1） IBFD、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等に基づき、国又は地方において付加価値税を導入していることが確認できた国について記載している。
（注2） 財及びサービスで税率が異なる場合には、財に対して適用される税率を記載している。
（注3） 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
（注4） インドでは、一部の州で付加価値税が課されている。
（注5） アメリカでは、州、都、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.375%)
（注6） 一部の国は2007年7月現在で税率を把握している。

収入階級別の実収入に対する税負担（平成16年分）

○ 実収入に対する税負担額（1年当たり）

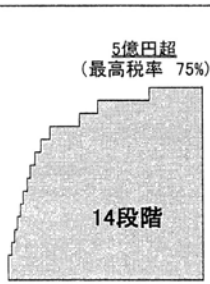
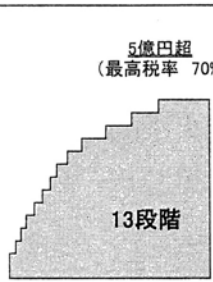
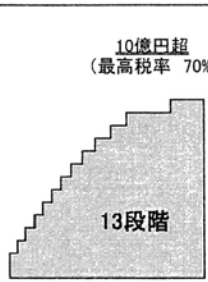
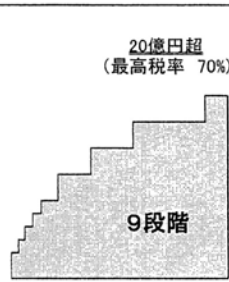
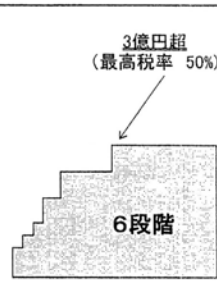


○ 実収入に対する税負担率



（備考）総務省統計局「家計調査（勤労者世帯）」（平成16年）を基に推計。

最近における相続税の主な改正

区　分	昭和63年12月改正前 （昭和50年1月1日以降適用）	昭和63年12月改正 （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）	平成15年度改正（現行） （平成15年1月1日以降適用）
税率構造 （イメージ図）					
基礎控除等	2,000万円 ＋ 400万円 × 法定相続人数 （3，600万円）	4,000万円 ＋ 800万円 × 法定相続人数 （7，200万円）	4,800万円 ＋ 950万円 × 法定相続人数 （8，600万円）	5,000万円 ＋ 1,000万円 × 法定相続人数 （9，000万円）	同　左 （相続時精算課税制度の創設）
小規模宅地等の課税の特例（減額割合）	制度創設：昭和58年 事業用　40% 居住用　30%	事業用　60% 居住用　50%	事業用　70% 居住用　60%	特定事業用等／特定居住用等　80% 上記以外　50%	同　左

年　分	昭和62年		平成3年		平成5年		平成14年		平成17年
課税割合	7.9 %	→	6.8 %	→	6.0 %	→	4.5 %	→	4.2 %
負担割合	17.4 %	→	22.2 %	→	16.6 %	→	12.1 %	→	11.3 %

（注1）　基礎控除の（　）内は、法定相続人が4人（例：配偶者＋子3人）の場合の額である。

（注2）　課税割合は、課税件数／死亡者数であり、負担割合は、納付税額／合計課税価格である。

（注3）　合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

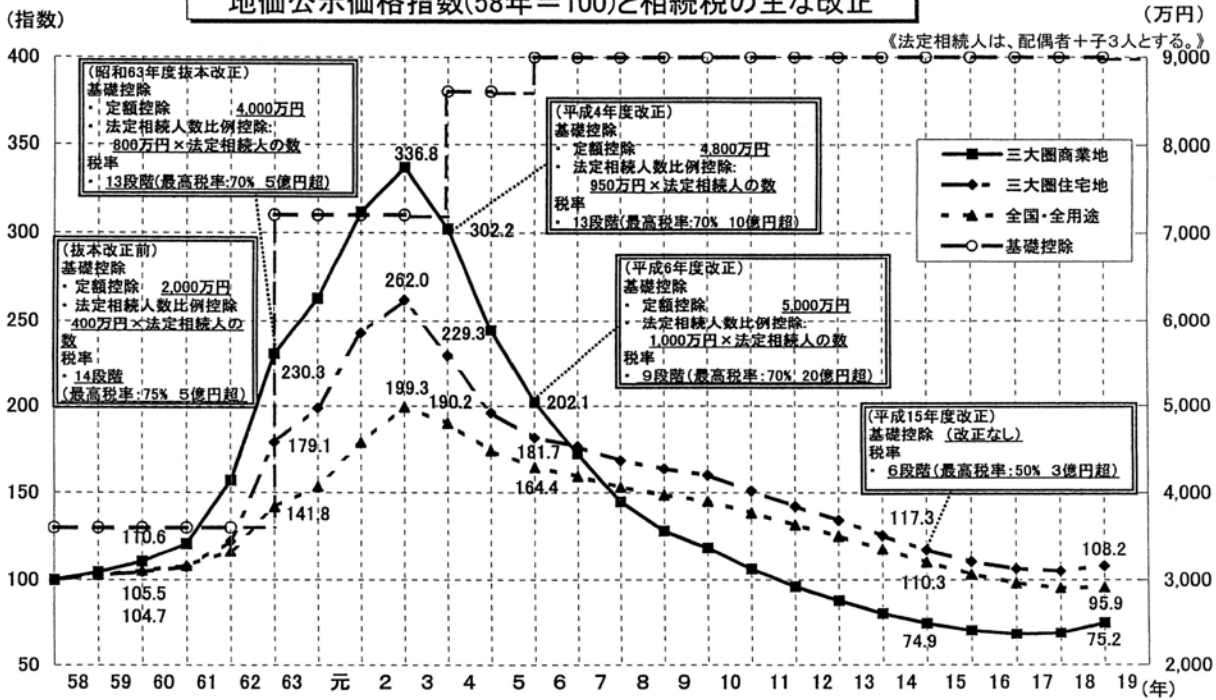
（注4）　小規模宅地等の課税の特例の「同左」は、平成13月1日以降適用。

相続税の課税状況の推移

区分 / 年分	死亡者数・課税件数等				合計課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税割合 (b)／(a)	被相続人1人当たり法定相続人数	合計額 (c)	被相続人1人当たり金額	納付税額 (d)	被相続人1人当たり金額	負担率 (d)／(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	740,038	39,534	5.3	4.08	50,021	12,652.7	7,153	1,809.3	14.3
59	740,247	43,012	5.8	4.05	54,287	12,621.4	7,769	1,806.2	14.3
60	752,283	48,111	6.4	4.03	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3

（備考）1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
3. “合計課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。
4. 下線のある年分は、基礎控除又は税率構造について改正があった年分である。

地価公示価格指数(58年＝100)と相続税の主な改正

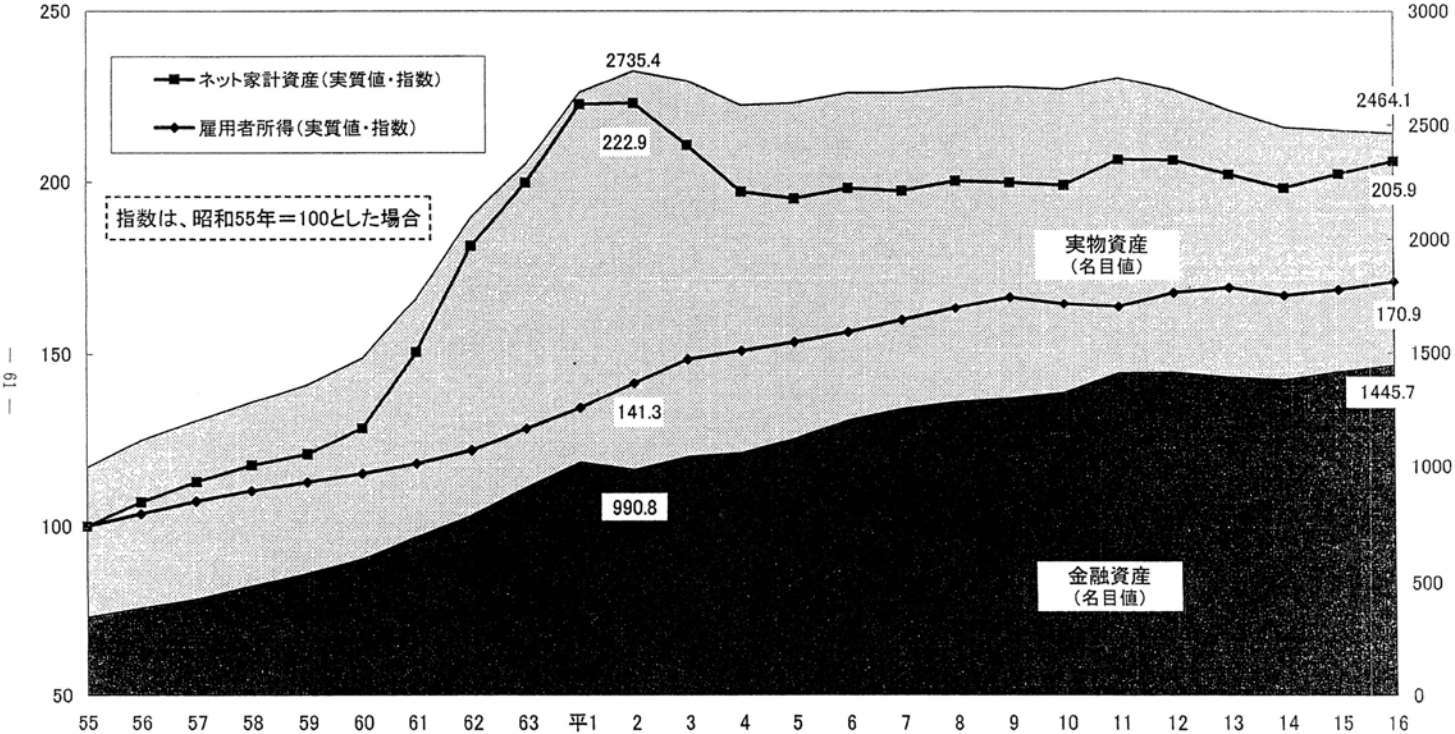


小規模宅地等の特例

特定事業用宅地等	減額割合	40%	60%	70%	80%			
	対象面積	200㎡				330㎡	400㎡	
特定居住用宅地等	減額割合	30%	50%	60%	80%			
	対象面積	200㎡					240㎡	
上記以外の小規模宅地等	減額割合 事業	40%	60%	70%	50%			
	減額割合 居住	30%	50%	60%				
	対象面積	200㎡						

(注) 「特定事業用宅地等」又は「特定居住用宅地等」とは、申告期限(相続開始後10ヶ月)まで事業又は居住を継続する宅地等をいう。

家計資産残高等の推移



（注）「実物資産」とは、純固定資産（住宅等）、再生産不可能有形資産（土地等）等、金融資産以外の資産の合計をいう。
「ネット家計資産」とは、家計（個人企業を含む）の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

（資料）「国民経済計算年報」（93SNAによる。「ネット家計資産」・「雇用者所得」は、平成7年基準のデフレーターで実質化。）

貯蓄と負債現在高の差額階級別の世帯数分布等の推移（2人以上の世帯）

○ 高齢者世帯の貯蓄－負債の平均額は、全世帯の平均額の2倍以上

全世帯

	貯蓄－負債現在高階級別の構成比（%）			平均額（万円）	中位数（万円）	日経平均株価（円）
	～1,500万円	～2,000万円	2,000万円～			
元年	84.3	15.7		681	410	34,059
6年	77.5	6.3	16.3	847	560	19,936
11年	73.7	6.8	19.5	895	600	16,823
16年	72.0	6.5	21.5	950	605	11,179

世帯主の年齢が70歳以上の世帯

	貯蓄－負債現在高階級別の構成比（%）			平均額（万円）	中位数（万円）	日経平均株価（円）
	～1,500万円	～2,000万円	2,000万円～			
元年	70.2	29.8		1,580	840	34,059
6年	58.3	9.9	31.8	1,840	1,245	19,936
11年	53.9	10.3	35.8	2,052	1,383	16,823
16年	54.2	9.6	36.2	2,026	1,380	11,179

6年 ↓ 16年	▲ 4.1	▲ 0.3	4.4

（備考）「全国消費実態調査」より作成。日経平均株価は、「東証統計月報」又は「証券統計年報」による。

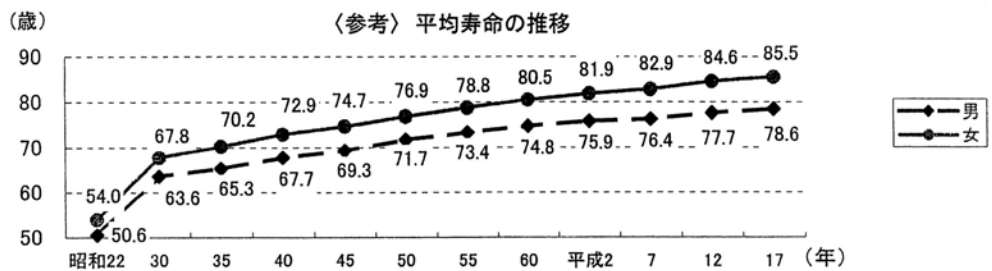
相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化に伴い、相続人も高齢化しているものと考えられる。

被相続人の年齢 ＼ 課税年分	元年	6年	11年	16年	6年⇒16年
80歳以上（子の年齢は、50歳代以上が中心）	38.9 %	44.2 %	47.0 %	52.6 %	8.4 ポイント
70歳～79歳（子の年齢は、40歳代が中心）	30.2 %	28.1 %	30.4 %	30.1 %	2.0 ポイント
60歳～69歳（子の年齢は、30歳代が中心）	18.7 %	18.2 %	14.1 %	10.4 %	▲7.8 ポイント
59歳以下（子の年齢は、20歳代以下が中心）	11.5 %	8.9 %	8.2 %	6.9 %	▲2.0 ポイント
不　詳	0.7 %	0.7 %	0.3 %	0.0 %	▲0.7 ポイント
合　計	100 %	100 %	100 %	100 %	

（備考）主税局調べによる。

〈参考〉 平均寿命の推移

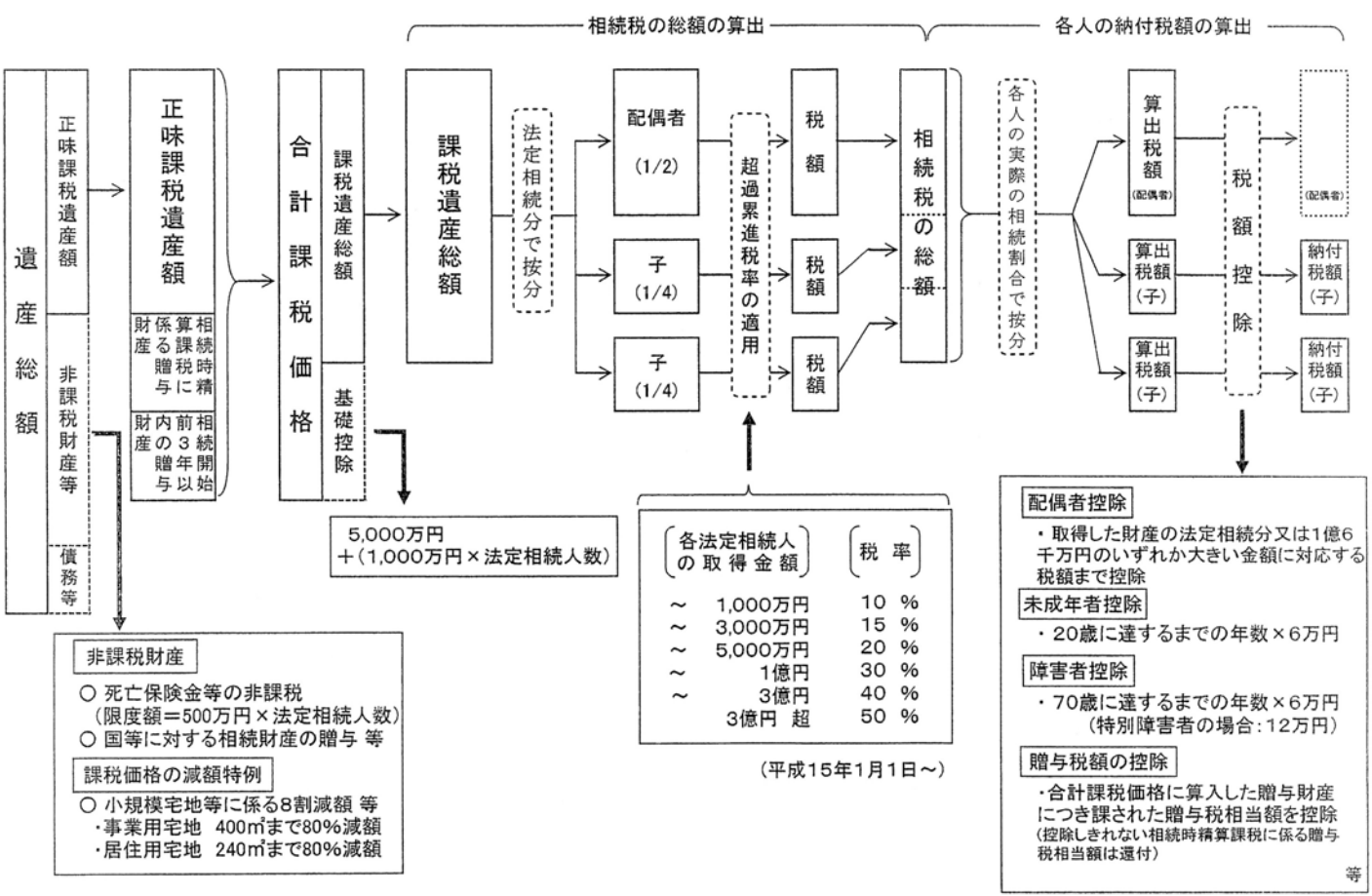


相続税の課税方式の類型

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	現行制度（法定相続分課税方式）
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式 贈与については、贈与者課税	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式を基本として、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス（昭25～32 日本）	日本（昭33～ ）
考え方	被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方	偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方	① 累進税率の緩和を企図した仮装分割への対応 ② 農業や中小企業の資産等分割が困難な資産の相続への配慮 といった観点から、実際の遺産分割の状況により負担に大幅な差異が生じることを防止するという考え方
特色	遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない。 （個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各々の担税力に応じた課税という点で限界がある。）	個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる。 （遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる。）	それぞれの方式の長所を採り入れている。但し、 ① 自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない。（したがって、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する。） ② 相続により取得した財産の額が同額であっても法定相続人の数によって税額が異なる。 ③ 居住や事業の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される。

相続税の仕組み

（相続人が配偶者+子2人の場合）

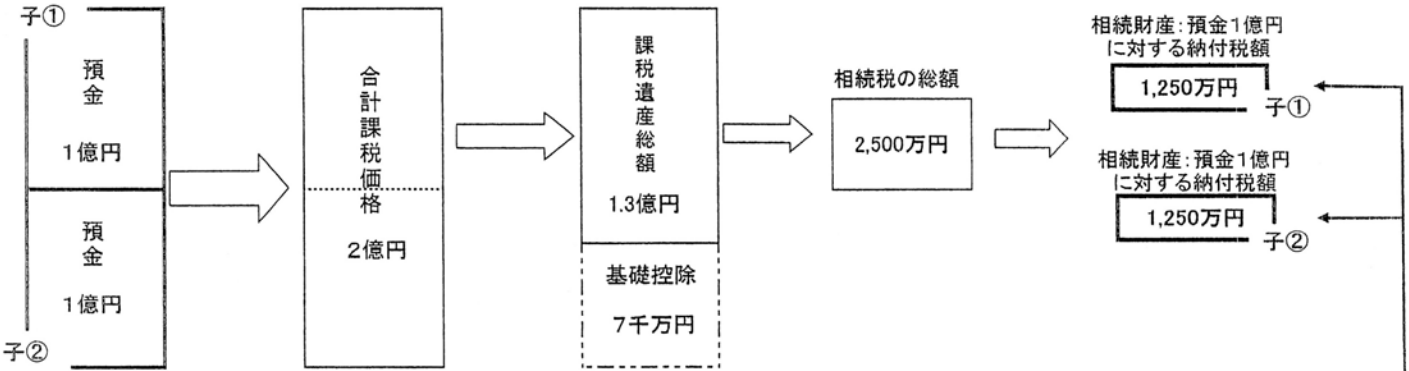


現行課税方式の検証①（法定相続人数と1人当たり相続税負担額の関係）

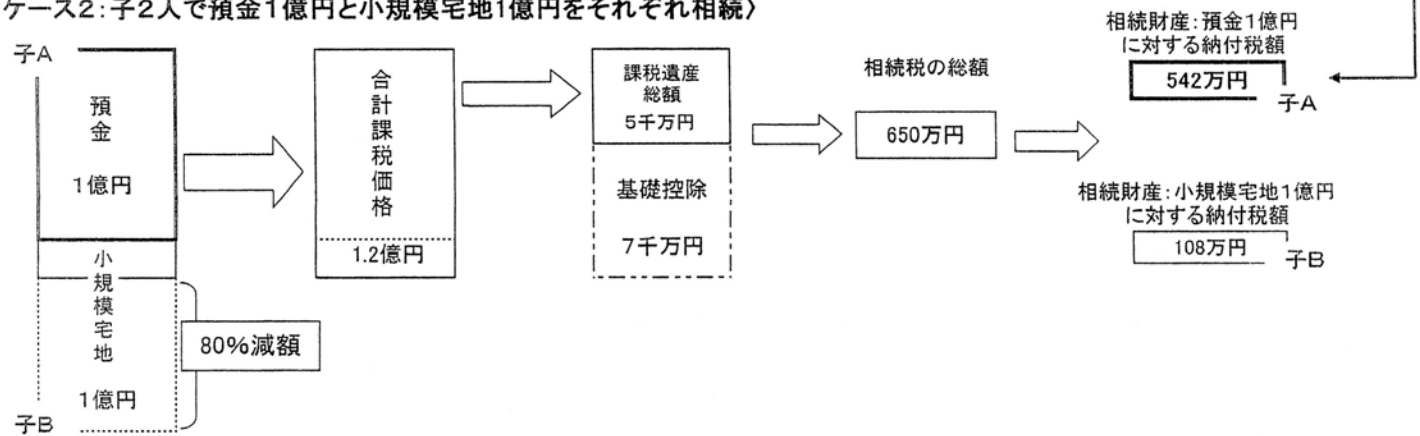
法定相続人数		1人	2人	3人	4人	5人
	基礎控除 （5000万円+法定相続人数×1000万円）	6000万円	7000万円	8000万円	9000万円	10000万円
	法定相続人1人当たり基礎控除	6000万円	3500万円	2667万円	2250万円	2000万円
各相続人が1億円ずつ相続した場合	総遺産額 （1億円×法定相続人数）	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円
	相続税の総額	600万円	2500万円	4500万円	6500万円	8500万円
	相続人1人当たり相続税額	600万円	1250万円	1500万円	1625万円	1700万円
	各人の相続分（1億円）に対する負担率	6%	12.5%	15%	16.3%	17%

現行の課税方式の検証②（小規模宅地の課税価格の特例と相続税負担額）

〈ケース1：子2人で預金2億円をそれぞれ1億円ずつ相続〉



〈ケース2：子2人で預金1億円と小規模宅地1億円をそれぞれ相続〉



（注） ケース2の納付税額は、相続税の総額（650万円）を子Aの預金1億円と、子Bの小規模宅地2,000万円（80%減額後）の比率で按分して計算

同族株式を有する者の相続財産の構成状況

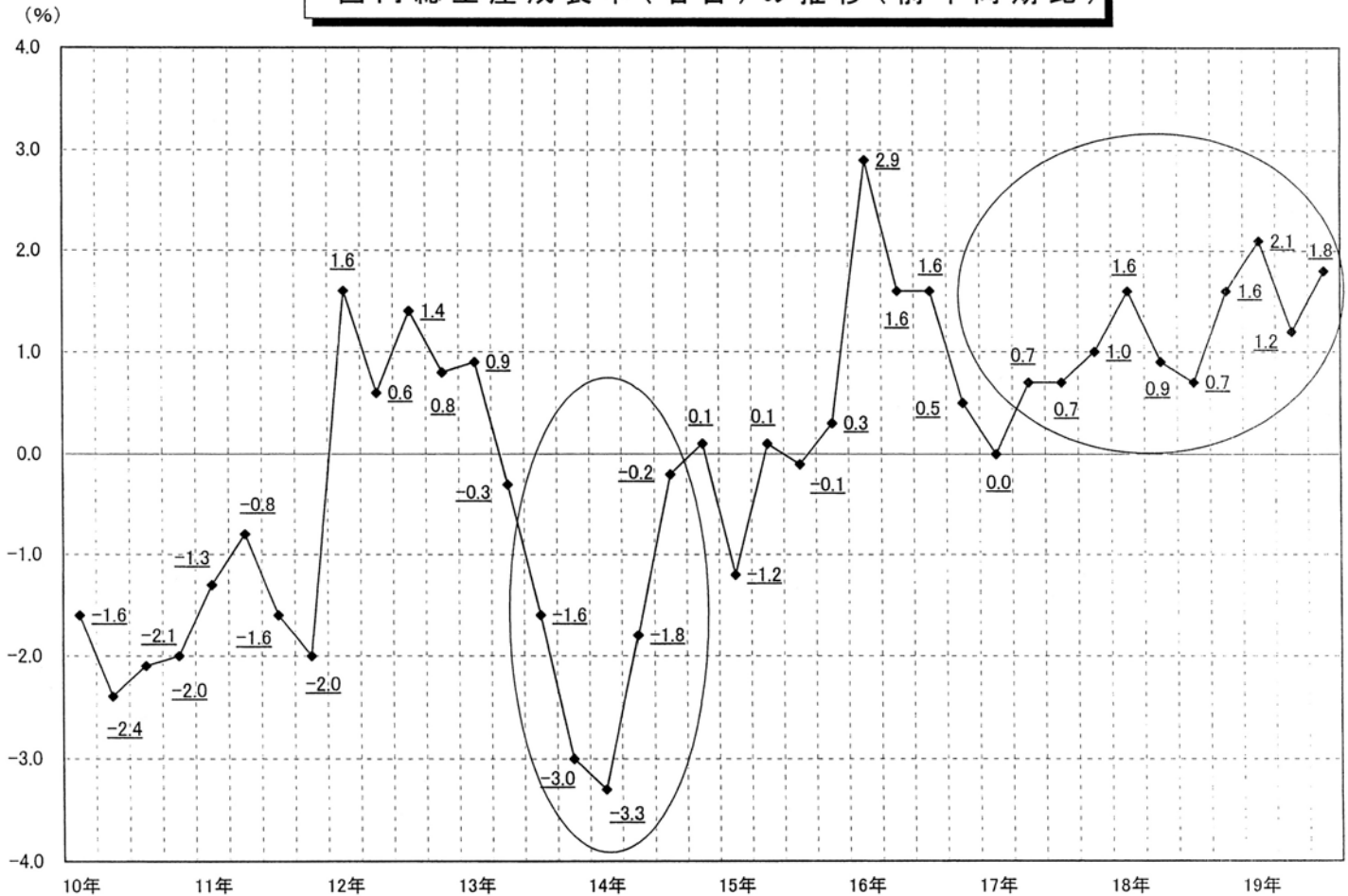
区分		同族株式を有する者				全体			
		件数	金額			件数	金額		
			1件当たり	合計	構成比		1件当たり	合計	構成比
		(件)	(千円)	(百万円)	(%)	(件)	(千円)	(百万円)	(%)
財産構成状況	(a) 土地	7,206	135,841	978,868	35.6	41,599	140,142	5,829,776	53.2
	(b) 家屋	6,798	20,130	136,844	5.0	39,562	14,995	593,248	5.4
	(c) 事業用財産	1,046	12,368	12,937	0.5	8,506	6,443	54,806	0.5
	(d) 同族株式	7,535	50,600	381,271	13.9	8,765	43,723	383,229	3.5
	(e) その他の有価証券	5,736	47,913	274,829	10.0	－	－	866,375	7.9
	(f) 現金・預金等	7,527	72,170	543,222	19.8	43,213	50,379	2,177,025	19.9
	(g) 生命保険金	2,089	40,739	85,103	3.1	8,959	35,236	315,679	2.9
	(h) 退職金	2,008	65,121	130,764	4.8	3,709	48,083	178,338	1.6
	(i) その他の財産	7,341	27,662	203,065	7.4	－	－	550,348	5.0
	(j) 合計((a)～(i)の計)	実件数 7,535	364,552	2,746,903	100.0	実件数 43,466	251,894	10,948,825	100.0
1件当たりの価格	(k) 総遺産価額	364,552 千円				251,894 千円			
	(l) 流動性資産 ((e)+(f)+(g)+(h))	(l)/(k)	37.6 %			(l)/(k)	32.3 %		
		137,215 千円				81,384 千円			
	(m) 納付税額	49,907 千円				24,469 千円			
	(n) 流動性財産と納付税額との比較((m)/(l))	36.4 %				30.1 %			

(注1) 実件数は、(a)～(i)2ヶ所以上該当がある場合、被相続人1人につき1件としてカウントしたものである。

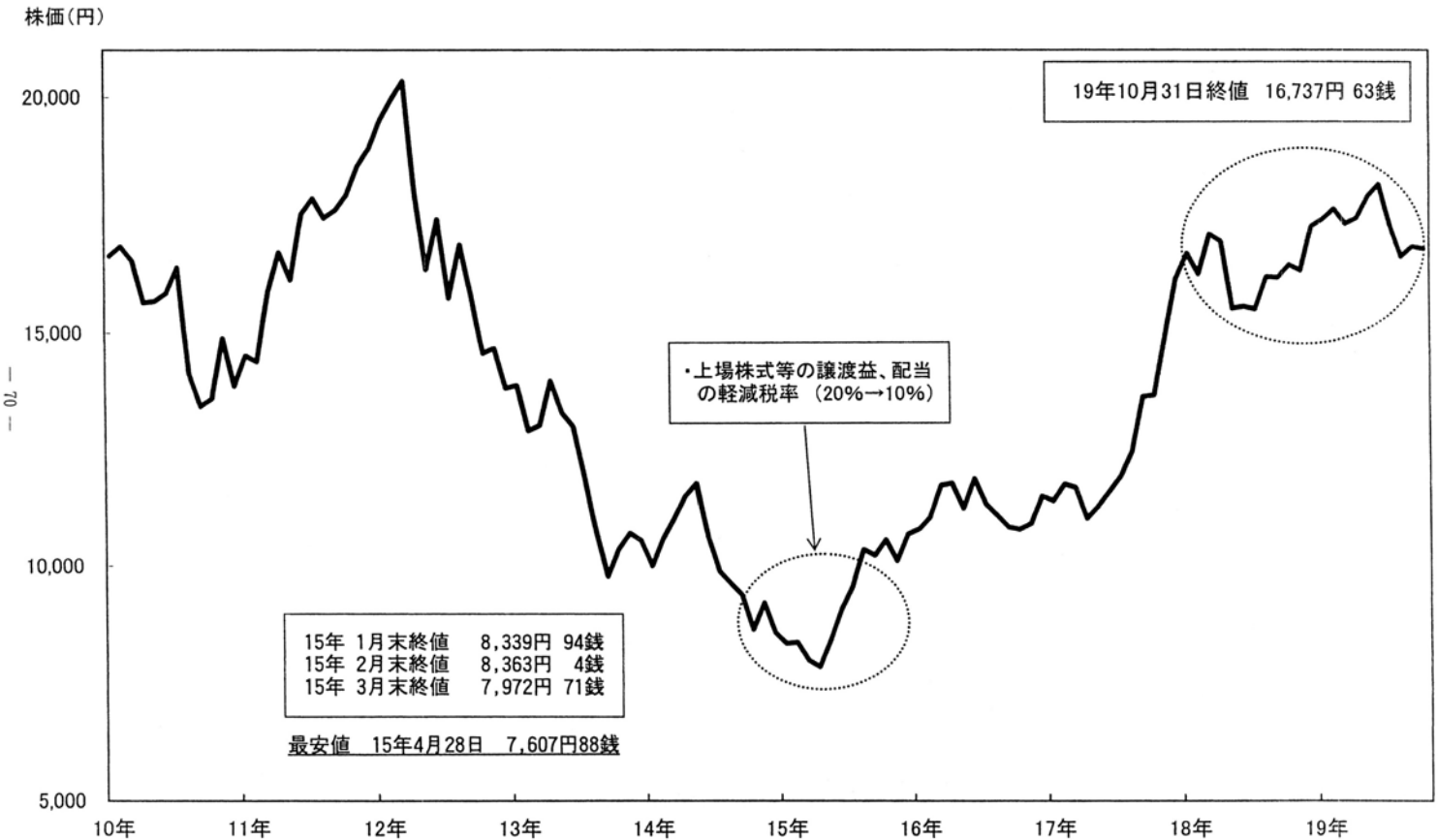
(注2) 全体の「その他の有価証券」及び「その他の財産」欄は、複数の項目の合計であり件数が重複することから記載していない。

(注3) 「同族株式を有する者」欄は、平成16年分相続税の申告において相続財産に同族会社株式を含む者(配当還元方式のみの者を除き、税額のある者に限る)について主税局において集計したものであり、「全体」欄は、国税庁統計年報書による。

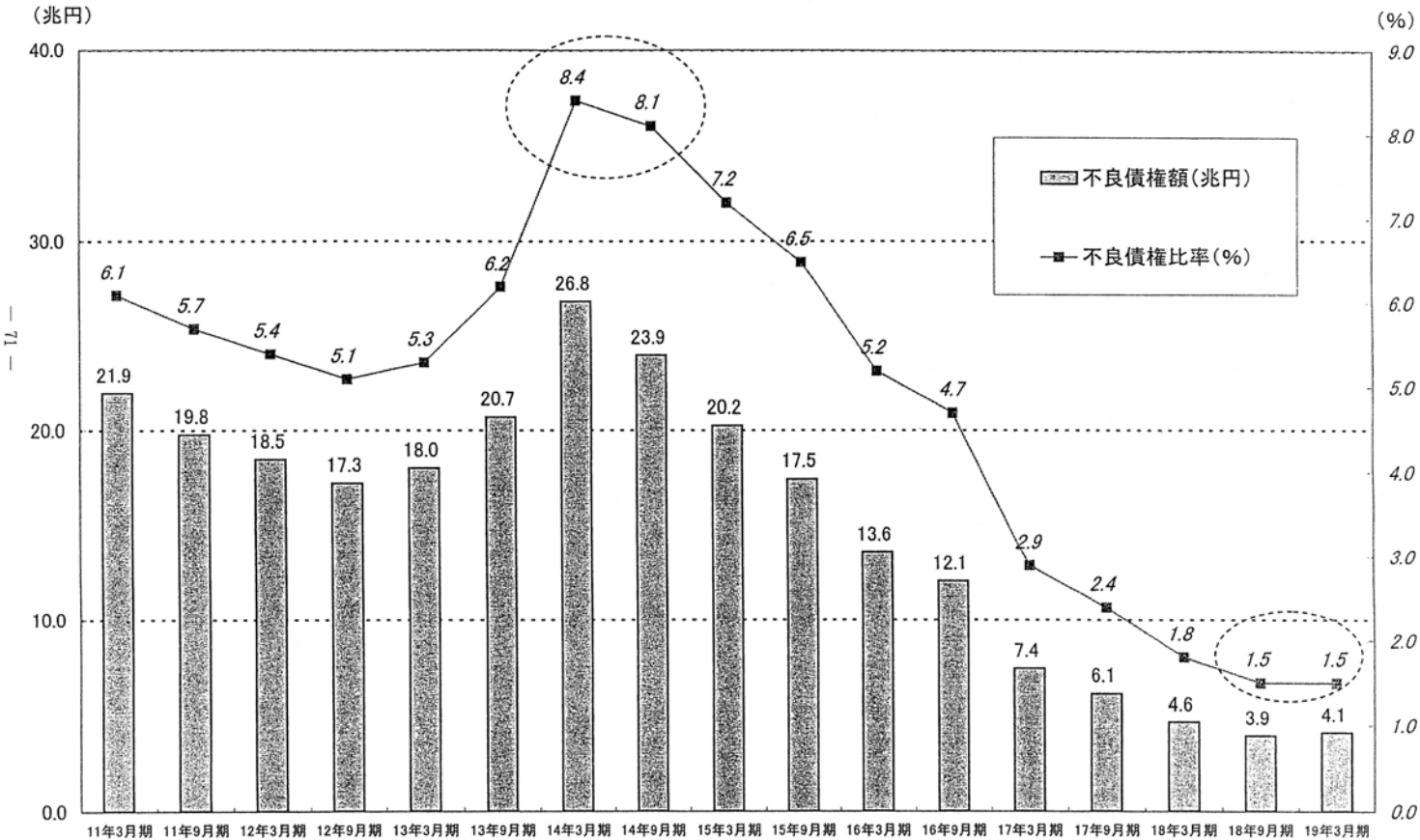
国内総生産成長率（名目）の推移（前年同期比）



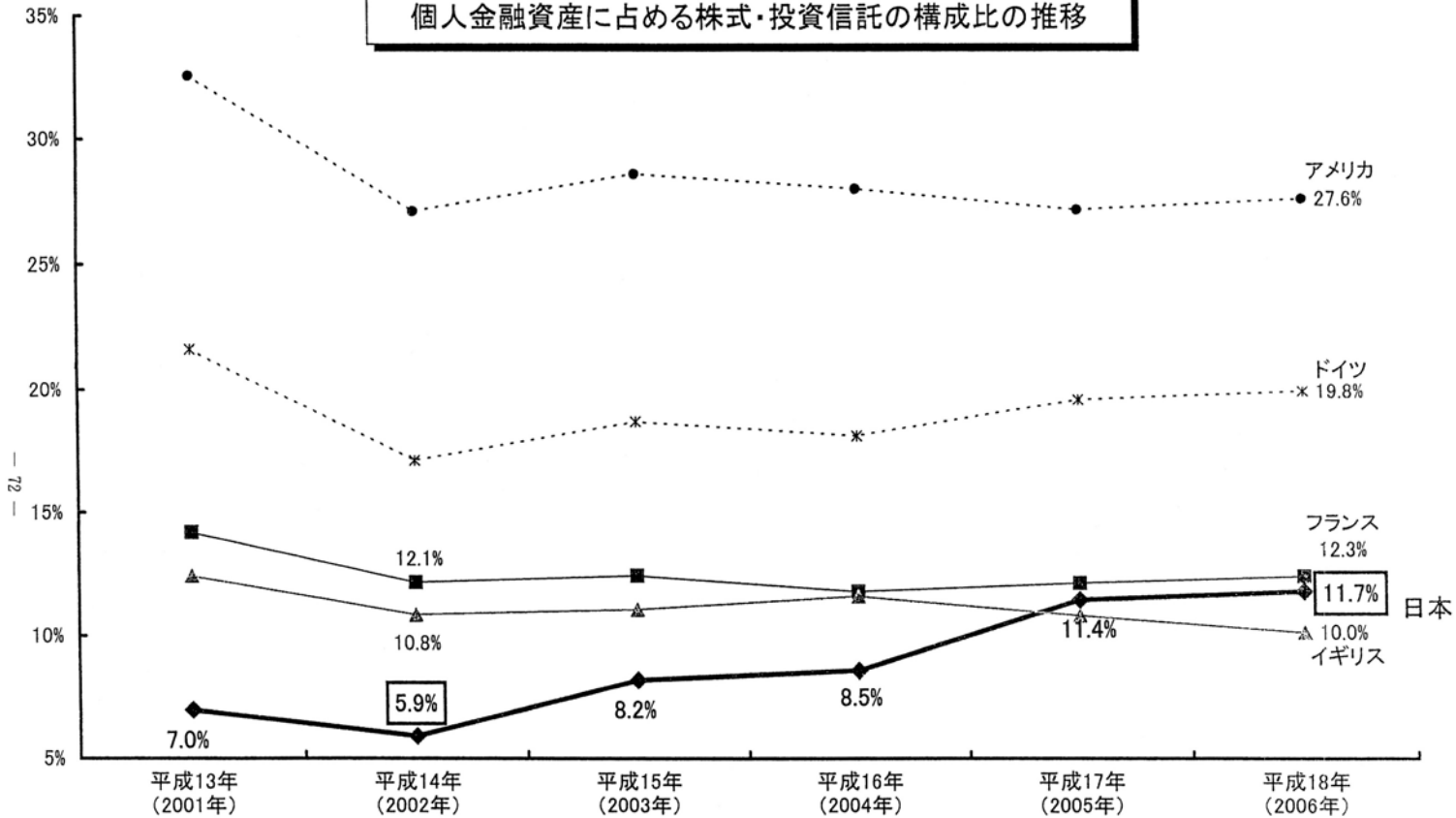
日経平均株価（月末終値）の推移



不良債権（金融再生法開示債権）の推移（主要行）

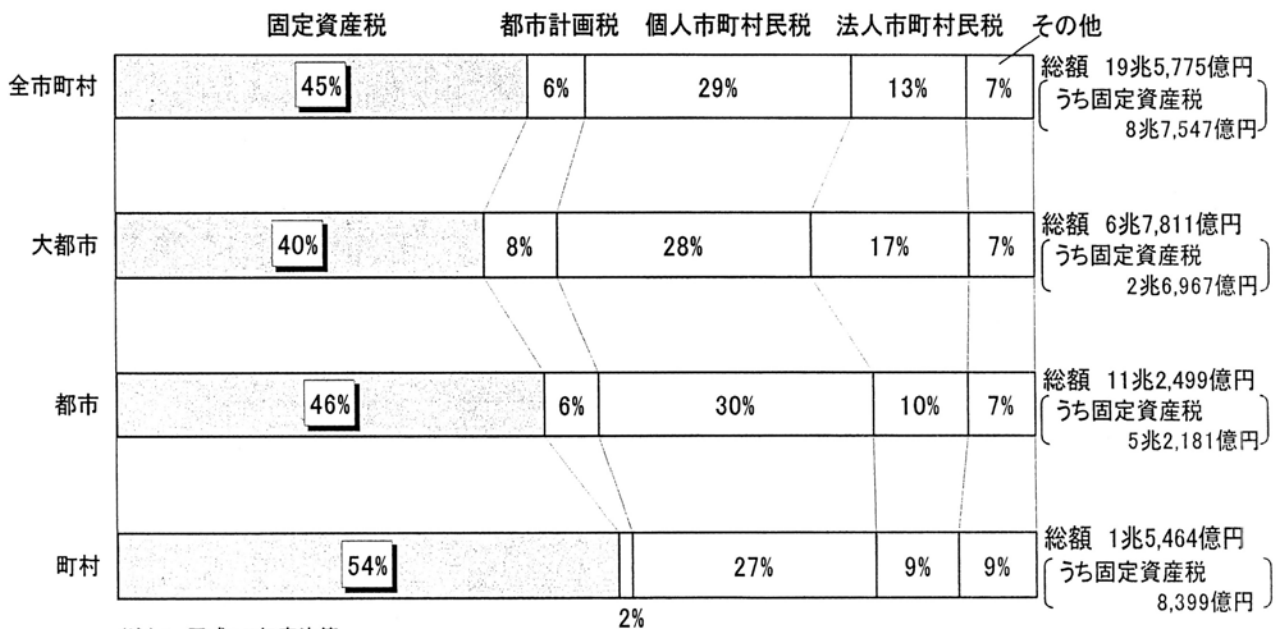


個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比の推移



(注1) 日本は年度末ベース(3月末)、諸外国は年末ベース(12月末)の数値。
(注2) 「個人金融資産」とは家計の保有する金融資産であるが、アメリカ及びイギリス、ドイツは対家計民間非営利団体の保有する金融資産を含む。
(注3) 「株式」には原則、居住者が発行する株式のうち上場されているものを計上している。ただし、アメリカ及びドイツは非上場株式及び非居住者発行の株式を含む。
(出所) 日本:日本銀行「資金循環統計」、アメリカ:Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス:Office for National Statistics "Financial Statistics"、
ドイツ:Deutsche Bundesbank "Financial Accounts 1991 to 2006"、フランス:Banque de France "Les Comptes Financiers Annuels"

市町村税収全体に占める固定資産税の割合



(注)1 平成17年度決算。
2 大都市は、政令指定都市(堺市を除く14市)及び東京都23区(都が徴収する分を含む)に係る税である。
3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

主要国における法定資料制度の概要（個人）

未定稿

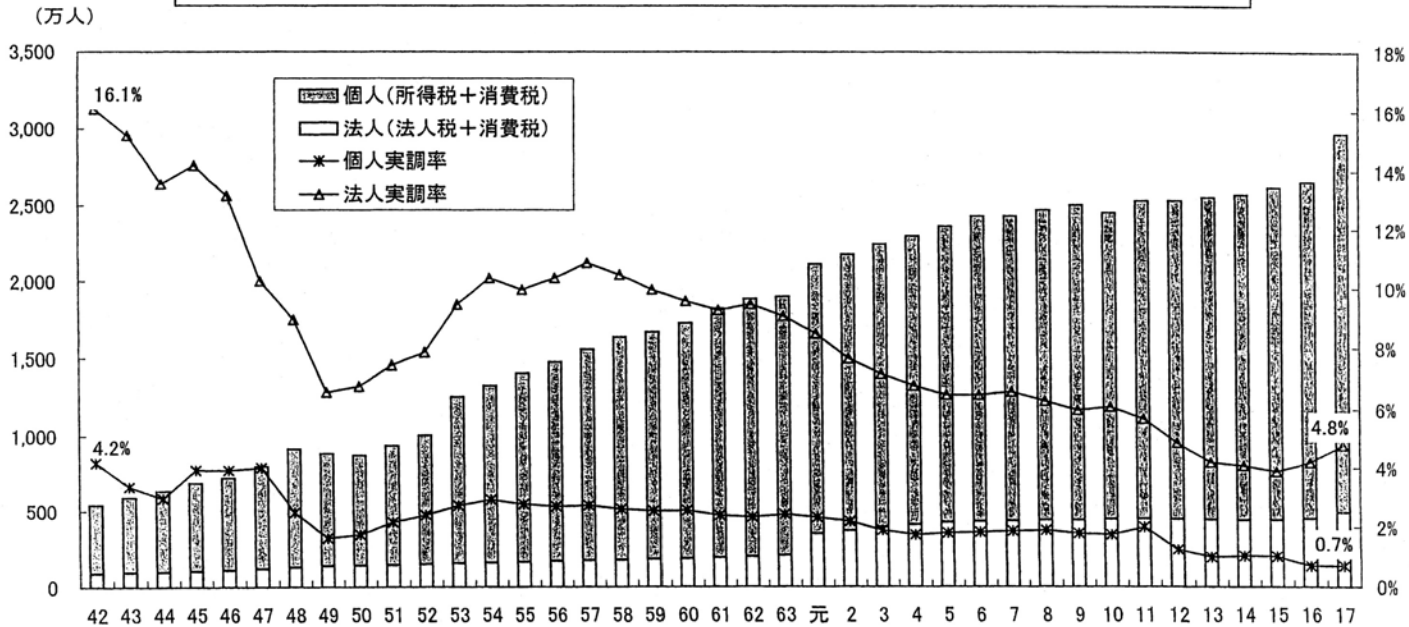
		アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス	日　本
納税者番号		○	○	×	×	×
フロー	金融所得					
	・利子	○	○	○	○	× （源泉分離課税）
	・配当	○	○	○	○	○
	・株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	×	○	×	○
	国内送金、預金の入出金	○	×	×	×	×
	海外送金	○	×	×	× （但し、記録保存義務あり）	○
ストック	金融資産					
	・預貯金口座開設	× （但し、記録保存義務あり）	○	×	○	×
	・株式保有	×	×	○	×	×
	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	○	×	○	○	×

（注）　1．「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
2．上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
3．イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
4．ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

（出所）「諸外国における資料情報制度及び納税者番号の活用に関する調査」報告書（2007年3月）等

申告件数と実調率の推移

調査の困難性が増すとともに申告者数も増加する一方で、定員増加は困難な状況
⇒　脱税に対する刑罰について、一般予防効果が十分に得られる水準とする必要



【参考】国税庁の定員（万人）	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.4	5.4	5.5	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6	5.6

（注1）法人税は各事務年度（7月1日～6月30日）中に申告期限が到来したものに係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度（4月～3月）中に課税期間が終了したものに係る計数を計上。

（注2）「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。
「個人実調率」は、実地調査（着眼調査を除く）の件数を税額のある申告を行なった納税者数で除したもの。

大口・悪質な脱税事例と告発件数の推移

○　脱税事例

（単位：億円）

税目・業種・第一審判決日	脱税所得	脱税額	懲役	悪質性	概要
法人税 （自動車関連製造） 18. 5. 23（控訴審係属中）	28	10	3年（実刑）	○　複数の関係会社を脱税スキームに利用 ○　28億円に及ぶ脱税所得	自動車関連の製造業を営む法人の元役員Ａが、複数の関係会社に対し架空経費を計上し、よって得た資金で不動産を購入する等の方法により所得を秘匿し、３期にわたり28億円余りの所得について脱税した。
消費税 （鋼材輸出） 18. 9. 14（確定）	—	2	3年（実刑）	○　インボイスを偽造して架空輸出免税売上を計上 ○　査察調査後に海外逃亡	鋼材輸出業を営んでいた法人の代表者Ｂが、架空の国内仕入を計上するとともに、インボイスを偽造し、架空の輸出免税売上を計上する方法により、４期にわたり不正に２億円余りの消費税の還付金を詐取した。
法人税 （ビル清掃等） 19. 3. 19（控訴審係属中）	31	9	3年6月（実刑）	○　査察調査中に、新たに脱税 ○　30億円余りに及ぶ脱税所得	ビル清掃等を営む法人の代表者Ｃは、架空給与手当を計上し、よって得た資金を借名預金で留保する等の方法により所得を秘匿し、５期にわたり30億円余りの所得について脱税した。さらに、査察調査中も新たな脱税を行うなど常習的で反省の情がない。
相続税 （会社役員） 19. 3. 22（控訴審係属中）	45	24	4年（実刑）	○　相続財産である預金等を匿名性の高いスイスの金融機関に秘匿	会社役員であるＤは、実父の死亡直前から、相続財産である預金及び有価証券をシンガポール等を経由してスイスの金融機関に送金し、45億円余りの相続財産を秘匿していた。
法人税 （貸金） 19. 4. 23（控訴審係属中）	73	22	4年（実刑）	○　大半の店舗につき、従業員名義等で貸金業を登録し、実態を仮装 ○　70億円余りの脱税所得	貸金業を営む法人の代表者Ｅは、サラ金店舗を全国展開し、巨額の利益を得ていたが、大半の店舗を従業員名義等で貸金業の登録をし、実態を仮装する等の方法により所得を秘匿し、４期にわたり得た利益のほとんどを申告せず、70億円余りの所得について脱税した。

○　告発件数の推移

年度／項目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
告発件数	163	177	166	160	148	146	151	145	147	152	150	166
うち脱税額が3億円以上	28	29	27	32	24	22	26	26	21	17	16	17
うち脱税額が5億円以上	11	17	10	15	7	5	8	13	15	6	5	8

（注）脱税額には、加算税額を含む。

懲役刑が１０年に引き上げられた経済犯罪の例

○　金融商品取引法

・　不公正取引、風説の流布等	３年	⇒	５年(H9)	⇒　１０年(H18)
・　虚偽の情報開示	３年	⇒	５年(H9)	⇒　１０年(H18)

○　知的財産権の侵害罪に対する罰則

・　特許法	５年	⇒	１０年(H18)
・　意匠法	３年	⇒	１０年(H18)
・　商標法	５年	⇒	１０年(H18)

○　ヤミ金融に対する罰則の強化

・　貸金業法（無登録営業等）	３年	⇒	５年(H15)	⇒　１０年(H18)
・　出資法（著しい高金利の貸付）	３年	⇒	５年(H15)	⇒　１０年(H18)

【参考】刑法

・　詐欺罪	１０年

（注）ｶｯｺ内は、改正年である。